

しても、技官がそれぞれ責任ある地位におりまして仕事を進めております。同様に地建におきまして行政事務がふえますが、これを担当するものにつきましては、もちろん庶務あるいは会計等の庶務は事務官が行ないますけれども、河川、道路、都市計画あるいは住宅等につきまして技術に関する事項は技術官がこれを行ないます。先般本省からこのために百九名程度の人員を新たに地建に派遣と申し上げましたが、その中も事務官のみならず技官、半分以上は技術官を出しまして、地建における行政事務につきまして、事務、技術それぞれ相まって万全を期する体制で執行体制を進めております。同時に、地建の職員及び本省から出る職員につきましては必要な訓練をするために、すでに昨年度二百名を実施し、今年度も百名及びまた近く百五十名につきまして必要な技術及び事務上の訓練を行ないまして、いささかも事務の渋滞を来たさないようにしておきます。

○伊藤顕道君 たとえば地方公共団体に対する指導監督の権限は大幅に地建に移るわけですか

も、その地建に移ってもそれだけで、地建だけで解決すれば問題はないですね。ところが、なかなか地建に権限は委譲されても地建だけでは簡易には済まされない。どうしても本省の段階に上がつてこなければ最終的な解決はできないということになると、本省の事務量はさっぱり減らないで、しかも地建のほうは事務量がふえるという、そういう結果になると思うのですね。そういうことで、いま改定案のねらいとしては、行政能率向上を達成するのだと提案理由では説明しておりますけれども、能率向上は、こういう事態ではとうてい期待できないのではないか、そう考へざるを得ないわけであります。こういう点はどうですか。どうしてもこういう点から二重になってしまふわけですね。地建でも当たらなければならぬ。結局最終的には本省へもということは、どうしても否定できないわけです。ここに大きな問題があるうと思ひます。

技官がそれぞれ責任ある地位におりまして仕事を進めております。同様に地建におきまして行政事務がふえますが、これを担当するものにつきましては、もちろん庶務あるいは会計等の庶務は事務官が行ないますけれども、河川、道路、都市計画あるいは住宅等につきまして技術に関する事項は技術官がこれを行ないます。先般本省からこのために百九名程度の人員を新たに地建に派遣と申し上げましたが、その中も事務官のみならず

技官、半分以上は技術官を出しまして、地建における行政事務につきまして、事務、技術それぞれ相まって万全を期する体制で執行体制を進めております。同時に、地建の職員及び本省から出る職員につきましては必要な訓練をするために、すでに

二、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) 現在やつております行

政事務のうちで、相当部分が実は前年度からの継

続事業であり、あるいはまた、定期的な事務処理

の分量が多いのでござります。こういうものは

一々本省の指示を受けるまでもなく、一定の権限

を地建の局長に付与しておるならば現地に即応し

てできる、こういう結論を得まして、こういう案

をつくりたのでござります。このために二重行政

になるということは厳に戒めるべきことでござい

ますので、そういう観点から事務的に本省の指示

をこまかに受けなくとも処理できるものが相当あ

る。これを地方に移すことによって事務処理の能

率化と現地に即応した行政を行なう、こういう趣

旨でございまして、御心配のような向きは極力な

いように努力し、また、現にそういうことはなか

らうというふうに考えております。

○伊藤顕道君 繰り返し申し上げてきてお

るのですが、これをことばをかえて言うと、この改

正案の大好きな欠点ともいいうべき点は、形式的な事

務だけは地建に委譲しておるけれども、いわゆる

実質的な権限は依然として本省にとどめ置く、こ

れもはつきり申し上げておるよう、結局振りか

えによつて操作しておるだけで、純増といふのは

一名もないわけですね。ということは、要約すれ

ば、結局労働強化ということは免れぬと思うので

す。しかも、直轄工事は非常に大型化しているわ

けです。一億以下の工事なんというものはあまり

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方建設局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(前田光嘉君) 現在やつております行

政事務のうちで、相当部分が実は前年度からの継

続事業であり、あるいはまた、定期的な事務処理

の分量が多いのでござります。こういうものは

一々本省の指示を受けるまでもなく、一定の権限

を地建の局長に付与しておるならば現地に即応し

てできる、こういう結論を得まして、こういう案

をつくりたのでござります。このために二重行政

になるということは厳に戒めるべきことでござい

ますので、そういう観点から事務的に本省の指示

をこまかに受けなくとも処理できるものが相当あ

る。これを地方に移すことによって事務処理の能

率化と現地に即応した行政を行なう、こういう趣

旨でございまして、御心配のような向きは極力な

いように努力し、また、現にそういうことはなか

らうというふうに考えております。

○伊藤顕道君 繰り返しお伺いしますように、現

在の地建に少し人的に余裕があるというなら話は

また別ですが、現在だいまでも地建は非

常に忙しいわけです。現場の仕事で現在でも非

常に忙しいところに大幅な権限が委譲してくる、

それに対応するのに定員増という問題ですが、こ

れもはつきり申し上げておるよう、結局振りか

えによつて操作しておるだけで、純増といふのは

一名もないわけですね。ということは、要約すれ

ば、結局労働強化ということは免れぬと思うので

す。しかも、直轄工事は非常に大型化しているわ

けです。一億以下の工事なんといふのはあまりないわけ

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

から申し上げます。

○国務大臣(小山長規君) これはこの間もたびた

びお話し申し上げましたとおり、中には地建で解

決しないために本省を持ってこなければならぬも

のがあることはこれは事実だらうと思います。た

だし、その大部分は地方農政局で解決するよ

うに建設局長の権限も強化しますしいたしますの

で、その心配はまずない。

なお、具体的には、足りないところは官房長

</div

すから、実際問題としては実質的の権限委譲にはならないというわけです。そこで、そのことに関する連して、たとえば今まで一億以下であったものを三億とか五億とか、そういうことに引き上げれば、これは形式上の権限委譲と同時に、実質上の権限委譲にもなるということをいまお伺いしておるわけですから、たゞ名前だけでは何の意味もない。そこで、たとえば工事の予算とかといったようなものがある程度地建に委譲する、実質上の面も委譲するのでなければ、形式上だけでは、先ほどから繰り返しお伺いしているように、地建だけの交渉では話は済まない。どうしてもうべん本省に行かなければならぬ。そういうことを繰り返しお伺いしているわけです。こういうところに中心があると思うので、一つの例から推してもこういうことは言える。こういうことを具体的にお伺いしているわけです。

○國務大臣(小山長規君) わかりました。たゞ、

いまの指名の、一億円以上を本省で指名をし、一

億以下は地方建設局で指名しているという現在の

指名の区分けですが、これを将来どうするかとい

う問題は検討に値します。いま私はそれを引き上

げることがいいかどうかここで申し上げられませ

んけれども、それは検討に値しますけれども、そ

のことと、この今度の法律の改正とは関係がない

のであるということを申し上げたかったのであり

ます。また、いまおっしゃいました事例がそうい

うこととありますからそのように申し上げます

けれども、それ以外の問題について、実際問題と

してなぜこんなものを地方建設局に委譲しないの

だということであれば、またその面からそれぞれ

官房長その他お答えをいたさせます。

○伊藤顕道君 まあそういう具体的な問題は将来

は実施ということになるでしょ。たとえばいま

の指名権の問題でも、これを具体的に改めない限

りは旧態依然として、地建はその指名権は一億以

下の工事に限られるわけですね、そうでしょう。

将来の問題じゃない、現在ただいまの問題である。だから、法改正と同時にこういうところまで

きめこまかい政策をやつて初めてわれわれは納得できると思うのです。ただ形式の権限委譲で、実

質的には……。たとえば具体的な問題一つ取り上げてみても、どうも矛盾しているとしか考えられ

ぬわけですね。これは他にも幾らもあるのですけれども、時間の関係上多くを申しません。ただ一

つの例を拾つてみてもこういうことが言えると思

うのですがね。だから、法改正と同時に、たとえばこういう具体的な問題もある程度実質的に権限

が委譲されかかるべきで、だから、この例から言えれば、一億以下というのは、たとえば二億以下

とか三億以下とすれば、この法の精神にかなったいわゆる行政の簡素化、能率化ということはある

べきで、だから、この例から言えられるのですけれども、こういうことじゅうぶん解釈できるような御答弁がないから同じことを繰り返しているわけです。結局、二重行政、二重監督

ということが依然としてどうも御答弁からは解決されないと思うのです。

○國務大臣(小山長規君) いまの指名の問題だけ

で申し上げますと、その指名権が一億円であるか

ら、あるいはそれを、たとえば一億五千にし、二

億にしたならば、地方建設局の仕事が楽になるのか

かということになると、それは必ずしもそう考え

ます。それで、いまおっしゃいました事例がそうい

うこととありますからそのように申し上げます

けれども、それ以外の問題について、実際問題と

してなぜこんなものを地方建設局に委譲しないの

だということであれば、またその面からそれぞれ

官房長その他お答えをいたさせます。

○伊藤顕道君 まあそういう具体的な問題は将来

は実施ということになるでしょ。たとえばいま

の指名権の問題でも、これを具体的に改めない限

りは旧態依然として、地建はその指名権は一億以

下の工事に限られるわけですね、そうでしょう。

○國務大臣(小山長規君) 私も一億円という指名

の範囲を増大することによって建設局の権威は確

ておるし、本省に伝達すべきものがその限りにお

いてふえるということはありますけれども、これ

は建設局長が部内でまとめたところを本省に伝達

するだけでありますから、そう事務上の繁雑を來

たしているわけではないであります。ただしかし

し、おっしゃる趣旨は、一億円ということにしな

いで、こういう問題はもう少し実質的に検討して

おりません。その間の事情を官房長にお答えさ

せまして、それで現在、検討はしているわけでござりますが、さらに官房長からお話をさせまし

て、御納得を得たいと思います。

○政府委員(前田光嘉君) ただいまお話を、建設

省の直轄工事の本省に承認を受けて実施をすると

いふ範囲でございますが、この制度は昭和三十七

年に設けまして、巨額の国費を使う工事の指名に

誤りがあつてはいけないということ。特に決算委

員会におかれましても、この点を心配のないよう

に注意せいというふうな御趣旨がありましたので、運用をいたしております。一方におきまして

は、巨額の一億何千万という金を使うのに、本省

の大臣の責任をもつて考えなければならぬじゅう

いかという御意見もございました。同時に、ただ

いま伊藤先生御指摘のように、事務の簡素化をす

るために、もっと大きな資金を動かす場合でも、

地建の局長で処理すべきないか、こういうふ

う御意見もありまして、われわれは先ほど申し

上げましたように、昭和三十七年にこの制度がで

きましたので、その後の工事の施行の方法及び現

在仕事をしているこの分量あるいは物価に伴うと

ころの金額と工事量という点を、実は資料をとり

まして検討いたしております。まだ、実は、結論

を得ておりませんけれども、概要を申し上げます

と、当時から現在まで建設費の値上がりは二割な

い三割でございますので、当時の一億円に相当

する工事は現在では一億二、三千万円の工事じゅう

ないかというふうに考えております。それから一

億円以上の工事、なるべく大型化するようについ

て、御納得を得たいと思います。

です。純増は一名もないわけですね、前回の御説明による。そういうことではたして労働強化を避け得るのかどうか。繰り返し言つよう、現在もうすでに労働強化の実態、不足が見受けられるのですが、非常に労働強化、そこへそういうことにありますから、その定員についてはもうそれで押しきつてしまつて、法が通ればそのまでいわゆる配置転換という事態だけで済まそうとしておるのか、前向きの姿勢でこの点についても具体的に何か考えがあるのかどうか。このままでは問題は非常に大きくなるのですね、労働管理の問題で大きな問題が派生するであろうことは容易に察知されるわけです。この点はどうお考えでございますか。

○國務大臣(小山長規君) 御心配の点もありますと思ひますのであります。この間、私、地方の事務所長、第一線に勤しております事務所長の會議の席にも申し上げたことでありますけれども、やはり從来の官厅方式であるために、いわばむだなどといいますか、われわれのような民間出から見ますとむだなことをやつておるようなことはないのか、あるいは、こういうことを改めてくれればこういう問題が非常にものごとが簡単にいくのだが、という点があればひとつどしどし一線の諸君、意見を出してくれというような話をしたわけでありますけれども、そういう趣旨で、確かにいりますが、この間、私、地方の事務所長に出しますとむだなことをやつておるようなことはないのか、あるいは、こういうことを改めてくれれば多くの問題が考えられるのは、いわゆる不利益処分ということがこの配置転換にはえてして起こりがちなんです。本人の意に反して不當に動く場合が具体的に多く出てくるわけであります。こういう問題はどう考えておりますか。具体的に、たとえば本省から地方の、地建に対して転任になる。物心両面にわたって、本人が希望する場合は別ですがれども、そうでない限りは非常に大きな問題が出てくるわけですね。たとえば、相当年配の人なら子弟の教育というような問題もあるでしょう。精神面の問題もある。ただ単に待遇の問題だけではなく、こういうことを十分考慮して本人と話し合いの上で人事が行なわれるということであればありますか、合理化できる面があるのじゃないかということで、事務の合理化というようなことにありますけれども、そういう趣旨で、確かにいりますが、この間、私、地方の事務所長に出しますとむだなことをやつておるようなことはないのか、あるいは、こういうことを改めてくれれば

からお話し申し上げます。

○政府委員(前田光嘉君) ただいま大臣からお答

えいたしましたように、事務の合理化特に建設省におきましては、從来直営事業で仕事をいたしておきましたが、最近かなりの仕事を請負に出しておられます。そういう関係で、職員の研修によりまして、從来直営工事に当たつておった者が請負

の監督要員になるということになりますと、仕事の性質は変わりますけれども、人員におきまして何が考えがあるのかどうか。このままでは問題は非常に大きくなるのですね、労働管理の問題で大きな問題が派生するであろうことは容易に察知されるわけです。この点はどうお考えでございますか。

○國務大臣(小山長規君) 御心配の点もありますと思ひますのであります。この間、私、地方の事務所長、第一線に勤しております事務所長の會議の席にも申し上げたことでありますけれども、やはりむだなどといいますか、われわれのような民間出から見ますとむだなことをやつておるようなことはないのか、あるいは、こういうことを改めてくれれば

の監督要員になるということになりますと、仕事の性質は変わりますけれども、人員におきまして何が考えがあるのかどうか。このままでは問題は非常に大きくなるのですね、労働管理の問題で大きな問題が派生するであろうことは容易に察知されるわけです。この点はどうお考えでございますか。

○伊藤頭道君 そのことに関連して、配置転換で多くの問題が考えられるのは、いわゆる不利益処分ということがこの配置転換にはえてして起こりがちなんです。本人の意に反して不當に動く場合が具体的に多く出てくるわけであります。こういう問題はどう考えておりますか。具体的に、たとえば本省から地方の、地建に対して転任になる。物心両面にわたって、本人が希望する場合は別ですがれども、そうでない限りは非常に大きな問題が出てくるわけですね。たとえば、相当年配の人なら子弟の教育というような問題もあるでしょう。精神面の問題もある。ただ単に待遇の問題だけではなく、こういうことを十分考慮して本人と話し合いの上で人事が行なわれるということであればありますか、合理化できる面があるのじゃないか

○伊藤頭道君 そのことは従来もやられないと簡単にあります。一方におきましては仕事自体を簡素化し、事務を合理化することによつて人員の節約をはかり、また、現在ある地建の職員等につきましても、それぞれの能力が十分に發揮するような仕事

を与えるというかこうによりまして、これだけの仕事は現在の建設省の人員の中でネットの増員なくしてできる、こういう確信のもとに案をつくつたのでございます。

○伊藤頭道君 そのことに関連して、配置転換で多くの問題が考えられるのは、いわゆる不利益処分ということがこの配置転換にはえてして起こりがちなんです。本人の意に反して不當に動く場合が具体的に多く出てくるわけであります。こういう問題はどう考えておりますか。具体的に、たとえば本省から地方の、地建に対して転任になる。物心両面にわたって、本人が希望する場合は別ですがれども、そうでない限りは非常に大きな問題が出てくるわけですね。たとえば、相当年配の人なら子弟の教育というような問題もあるでしょう。精神面の問題もある。ただ単に待遇の問題だけではなく、こういうことを十分考慮して本人と話し合いの上で人事が行なわれるということであればありますか、合理化できる面があるのじゃないか

○伊藤頭道君 そのことは従来もやられないと簡単にあります。一方におきましては仕事自体を簡素化し、事務を合理化することによつて人員の節約をはかり、また、現在ある地建の職員等につきましても、それぞれの能力が十分に發揮するような仕事

を与えるというかこうによりまして、これだけの仕事は現在の建設省の人員の中でネットの増員なくしてできる、こういう確信のもとに案をつくつたのでございます。

○伊藤頭道君 そのことは従来もやられないと簡単にあります。一方におきましては仕事自体を簡素化し、事務を合理化することによつて人员の節約をはかり、また、現在ある地建の職員等につきましても、それぞれの能力が十分に發揮するような仕事

を与えるというかこうによりまして、これだけの仕事は現在の建設省の人員の中でネットの増員なくしてできる、こういう確信のもとに案をつくつたのでございます。

○伊藤頭道君 そのことは従来もやられないと簡単にあります。一方におきましては仕事自体を簡素化し、事務を合理化することによつて人员の節約をはかり、また、現在ある地建の職員等につきましても、それぞれの能力が十分に發揮するような仕事

○伊藤頤道君　この全国知事会が機構、行政等の改革に関連して、全国一齊に態度を一貫して反対したことは、今まであまり類例がない。行政機構の改革について全国知事会として反対したということはあまり例は私は知らないわけです。だが、この今度の問題については、全国知事会は一致して反対している。これは私が言うまでもなく、本年の一月二十九日までそういう反対を出した。それから二月四日にも重ねて強い反対を出した。こういうことはいまだかつてない、ということは、いわゆる本法案がいかに問題が多いかということを裏書きしていると考える。そういう意味合いから、これは簡単な問題として片づけるべき筋合いの問題じゃないと思うのです。十分この声に耳を傾けなければならぬ。三十六年からこれは出されたわけですからども、そういう反対の空氣の中で何ら再検討もしないで、そのまま出すといふところに問題があるということは、この前指摘申し上げましたから、きょうは繰り返し申しませんが、何らそういうところに反省の色がなくして、そのままするすると出しておるというところに問題があるわけです。やはり全国の国民の統意を代表しての反対であるから、こういう声には十分に耳を傾けるべきだと思うのです。政府として、それこそほんとうの政治の正しいあり方だと思うのですが、こういうことはいかがなんですか。

が、この中で軽微なものは知事に委任してもいいけれども、大規模のものはわれわれの見解としてはやはり建設大臣が握っていることが正しいことだという見解で、この点は見解が違うわけあります。それ以外のものはほとんど見解の差はないと思います。

○伊藤頭道君 まだ問題は各方面にわたってたやすくあるわけですけれども、時間に制約がございまので、最後に今までの問題点を要約して、ひとつ強く要望申し上げると同時に、ひとつ誠意をもつてお答えいただきたい。決意のほどをお聞きしたいと思います。

今までのことと大体はつきりお伺いをしたわけですが、具体的に申し上げると、臨時行政調査会の意見を尊重しなければならないということ。これは前池田総理在職中からも、臨時行政調査会の答申については十分尊重するという態度で閣僚が一致してその態度を進めてきたわけです。したがって、臨時行政調査会の意見を尊重することには当然耳を傾けるべきであるし、あくまでこれは具体的に尊重しなければならぬということが一つ言えると思います。それから私どもは内閣委員会の調査派遣で各都県を具体的に回っておるわけです。このことは前にも具体的には申し上げましたが、そのつど知事、副知事いわゆる県当局と会いますと、二重行政、二重監督、こういう点を具体的にあげて、強くその改正を要望しておられるわけです。これは全国ほとんど、そのニニアンスには違ないがあるにしても、そういう要望にはほとんど変わりがないわけで、強弱の差はあってもそういう点を強く要望しておるという点、それからさらにはいま申し上げた全国民の代表ともいるべき全国知事会が、いろいろ具体的に事例をあげてあるいは要望し、あるいは強く要求しておる、こういう点にも十分耳を傾けなければならぬ、こういう問題を具体的に、ここで一つ一つという点についてお伺いしてきたわけですから、こういうことを要約的に強く要望申し上げるわけです。

が、こういう面に十分おこなうためには、最後にひとつ大臣としてどういう決意で臨まれようとするのか、こういう決意のほどを最後にお聞かせをおいただきたいと思います。

○國務大臣(小山長規君)　今までいろいろの御意見拝聴いたしました。中にはわれわれが意とすところは、要するに二重行政の排除であり、われわれの意図は二重行政を極力排除したい。また、事務の能率をあげたい。また、地元の関係市町村の便宜をはかりたいということが、その主眼なんでありますから、実際これを施行してみまして、そのわれわれの本旨と相反するところが出てくれば、これは改めるにやぶさかではあります。今まで申し上げましたところは、われわれの判断として、理論上たとえば本省に残しておくことが正しいと思うようなことは本省の所掌事務として法律案としてこれを掲げ、国会の御判断を仰いでいるわけであります。さらに、しかしながら、知事会議その他から要望のありますもので、現在われわれと見解が違いますけれども、実際にやつてみればなるほどこれは知事会の方が言っていることが無理からぬことであるという問題が出てくるかもしれません。そういう問題にはむろん法律の改正を要する場合には法律改正の手続をとりますし、あるいは行政でできるとあれば、行政上の処置をとりますし、その点は最初からの本来の趣旨である事務の簡素化あるいは行政の能率化というその趣旨に照らしまして処置していく决心であります。

○委員長(下村定君)　他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○伊藤頭道君　私は本法律案に対して日本社会党を代表して反対の討論を行ないたいと思います。反対の理由はこれまで、今までの質疑において指摘申し上げてまいりましたように、第一に地方建設局への事務委譲によって二重行政あるいは

二重監督の弊害が生ずるということ、こういうことが明らかに考えられるからであります。政府は今回の改正によって地域の特性に応じたいわゆる建設行政を行なって、地域住民の利便をはかると、いうことを述べられておるわけではありますけれども、具体的には許認可権限あるいは補助金関係事務の処理の権限などを地方建設局に委譲しても、地方建設局限りでは最終的に処理することはとうていかないわけです。したがつて、最終的処理は結局本省まで行かなければ解決されない。この事務委譲によって、したがつて、地建は中二階的な存在にしかならない。かえつて行政の複雑あるいは非能率化を招いて地域住民の利便にむしろ反するのではないか、こういうことが考えられるわけです。

○委員長(下村定君) 他に御発言がなければ、討論は終結したものと認め、これより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

建設省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(下村定君) 多数と認めます。よって本案は、多数をもつて原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

建設省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(下村定君) 多数と認めます。よって本案は、多數をもつて原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

して人事院の考え方を聞きたい。

御承知のように、公務員の賃金は全体として低いとよく言われますし、事実低いわけであります。ところが、その中で四等以下が著しく低い。三等以上はそうでもないです。これは人事院がつくっていますが、生計費と比べてみた場合に、三等以上はそうではない。しかし、四等以下がはなはだしく低いわけです。そこで、従来から七等の五、六から上、つまり結婚年齢——七等の五、六から上と、六等級、五等級、四等級、この中堅職員、ここに公務員の八五%がある。この公務員の中堅職員のところがどんなに低いかということを、私は勧告の前にあっても、まるで述べたわけです。ところが、今回のこの勧告では、その点についての配意がほとんど行なわれていません。中堅のところは——七等の五、六から上、六等、五等、四等というところは依然として放棄されるという実情にあると思います。で、新三等をつくることによりまして四等を若干救ったような傾向も見られます。見られますが、これはあとあと新三等についてお伺いしたいと思います。で、新三等をつくるとしても、はなはだしく中堅のところが犠牲をしいらされているというふうに思っています。それらを詳細にわたっていまお尋ねをするという時間もないよう思います。しかし、若干詳細になるかと思いますが、ぜひこれは総裁、頭に入れてもらわないと困る私思っています。

防衛省職員給与法等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題に供します。

三案につきましては、いずれも提案理由の説明を聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側出席者は、増原給与担当国務大臣、小泉防衛府長官、鍋島大蔵政務次官、佐藤人事院総裁、岡田公務員制度調査室長、井原行政管理局長、堀田人事局長、江藤人事課長、瀧本給与局長、矢倉任用局長、三浦公平局長でございます。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○鶴園哲夫君 非常にこまかになりますけれども、人事院総裁と、それから給与局長にお尋ねをしたいわけです。こまかになりますけれども、事柄は私は最も大きな問題だというふうに思いますので、若干私は意見を述べまして、それに対しま

三年にわたって痛めつけられている。しかも、このところは人事院だっておわかりのはずなんですか。標準生計費との給与額を比べた場合に、どう

度ここは赤字が出ている。御承知のとおりです、これは放棄するというのではなくて、私どもとしては理解がつかないのであります。こういうべらぼうな

次に、民間との対応較差、これを見た場合に、旧二等級は民間との差は三%しかない。民間が

三%高いということになっています。それから九%引き上げる。三倍これは引き上げる。あるいは三等級は、民間のほうは二・七%高いということになつておる。これも三倍以上引き上げている、

八年・九%。ところが、四等、五等、六等といふ等級は、官民較差よりもずっと落ちている。だから、二番目に申し上げたいのは、官民対応較差か

なつておる。これら三番目に言いたいことは、これは昇給

金額ですね。これは毎年一回ずつ昇給があるので、それから昇給金額というものは非常に重要です。

したがつて、昇給金額について人事院のいまの昇給金額のつくり方は、まさに無原則であるから、この昇給金額について検討を加えるべきであると

いう主張をしたのです。いまここでいかに無原則であるかということは言いませんですが、簡単に申しますと、一等級、二等級、三等級というところが一番上がり方が少ない、率が少ない。御承認のとおりです。で、七等は平均して九・三上

がつてあるようにあります。上がっています。しかししながら、七等の五、六から上といふのはがたつと落ちる。これもやはり七%くらいになつてしまつ。大きく落ちる。こういう事態が、三十八年の勧告でもしかり、三十七年の勧告でもしかり。ですから、三年の経験を見ます場合に、この

わかれている。ところが、その昇給金額が、旧一等、二等、三等というところは非常に改められ

た。ところが、四等、五等、六等というところは依然として改まっていない。若干の是正は行なつてある。しかしながら、一等、二等、三等といふのと比べますと著しくこれは是正されていない。

これは御承知のとおりです。人事院のこのお出し

たところは人事院だつておわかりのはずなんですか。標準生計費との給与額を比べた場合に、どう

度ここは赤字が出ている。御承知のとおりです、これは放棄するというのではなくて、私どもとしては理解がつかないのであります。こういうべらぼうな

次に、民間との対応較差、これを見た場合に、

旧二等級は、民間との差は三%しかない。民間が

三%高いということになっています。それから九%引き上げる。三倍これは引き上げる。あるいは三

等級は、官民較差よりもずっと落ちている。だから、二番目に申し上げたいのは、官民対応較差か

なつておる。これら三番目に言いたいことは、これは昇給

金額ですね。これは毎年一回ずつ昇給があるので、それから昇給金額というものは非常に重要です。

したがつて、昇給金額について人事院のいまの昇給

金額のつくり方は、まさに無原則であるから、この昇給金額について検討を加えるべきであると

いう主張をしたのです。いまここでいかに無原則であるかということは言いませんですが、簡単に申しますと、一等級、二等級、三等級というところが一番上がり方が少ない、率が少ない。御承認のとおりです。で、七等は平均して九・三上

がつてあるようにあります。上がっています。しかししながら、七等の五、六から上といふのはがたつと落ちる。これもやはり七%くらいになつてしまつ。大きく落ちる。こういう事態が、三十八年の勧告でもしかり、三十七年の勧告でもしかり。ですから、三年の経験を見ます場合に、この

わかれている。ところが、その昇給金額が、旧一等、二等、三等というところは非常に改められ

よりも数年損をするという状況に置かれているわけですよ。

以上私は簡単に申し上げましたのですが、引き
上げ率からいって、さらに今度は、昇格問題からいっ
て、それにこの三十七年の勧告で号令を十号俸額
引いたという点によつて、もう一つつけ加えた
いのは、四等にも特別調整額は相当出るようにな
りました。三等以上には特別調整額が出ている。
本来 特別調整額というものは三等以上の処遇を
改善しよう、本来の給与改善以外の道で改善しよ
うということでお出たことはいまや周知の事実で
す。それが、今度は四等にも若干の特別調整額が
出るということになつたわけです。そういう意味
で、七等の五、六から六等、五等、四等といふと
ころの圧倒的多数の公務員というのが踏んだり
けつたりの犠牲をしいらえている。これについて
どういう考え方を持っておられるのか、これを
聞きたいわけなんですよ。私の意見もあります
が。

○政府委員(佐藤達夫君) おことばの節々を伺つ
ておりますと、いかにも人事院は殘忍殘虐のよう
なことをやつてゐるようになつてゐますから、
これは全体の問題として、民間との比較の場合に
百人以上というようなところに線を引いて、そこ
で水準をとらえて比較しておりますから、公務員
の給与そのものが決して民間に比べてより以上の
高いものであるということは私どもも考えており
ません。そこは一つの宿命と考えなきゃならぬ、
こう思ひますけれども、しかしながら、その内部
における各等級その他のバランスにつきまして
は、私どもの能力の許す限りその辺のところに慎
重に考慮をしてまいつておるつもりでございま
す。ただいまお尋ねの節々については、給与局長
からいすれ詳しい御説明を申し上げると思ひます
けれども、私どもとしては全体のバランスを考慮
しながらまつておるということを申し上げます
て、なほまた、この種の委員会等における席での
いろいろな御指摘あるいはお教えというものは、

これまで謙虚に私ども耳を傾けて次の作業の際の参考に供しているわけでございます。たとえば四等級を新三、新四と分けたがごときは、その一つのあらわれであると御了祭願いたいと思います。そういう心組みで前向きに臨んでおりますが、しかし今日この勧告の内容がどうだということになりますると、私どもはあらゆる努力、研究の結果、一応これは筋が通ったものだという自信をもつて御勧告申し上げた、こういうことであります。

○政府委員(瀧本忠男君)　ただいま總裁からお答え申し上げましたが、私から若干補足させていただきます。

まず、各等級の上げ率という点で最初御指摘があつたのであります。そのときに行政職俸給表(+)というものに御着目のお議論のように拝聴いたしましたのでござりますけれども、われわれといたしましては、御承知のように今回の本年における人事院勧告におきましては、従来は企業規模五十五人というところでやつておりましたものを、百人に直して、そのため官民格差は多少広がっているというような点もございます。そこで、各俸給表を各等級別にごらん願いますと、官民の較差はそれぞれうまくマッチはいたしております。これは公務員は、それぞれ行政職以外に、医療職とか教育職とか、その他の職種がございます関係上、個々に見てまいりますすると、必ずしも御指摘のようにうまく合ってはいないのでござります。しかしながら、われわれといたしましては、やはり大まかにこの俸給表をくりまして、このことはもうすでに過ぐる委員会におきまして、御説明申し上げておりますので、あまり詳しく申し上げませんが、大まかにくくり、また各等級も個々の等級ということでなしに、上下三段階ぐらいにくくりまして、そして平均引き上げ率というものの目標を立てまして、それに従つてやつているということでございまして、決して意識的に御指摘のように五等級、六等級をいじめるということはいたしているものではないのでございまして、その点

は御了承願いたいと思うのであります。のみならず、かねて鶴園委員がいろいろ御指摘になつておりますこと等は、私ももちろん研究いたしておりますが、御指摘になりました点等につきましては、これまた真剣に研究をいたしまして、そういう御希望等もごもっともな点が非常に多いので、それに沿うべくわれわれ努力をいたしている次第でございます。しかし、そこでこの各等級の上げ率ということにつきましては、ただいま申したとおりでございますが、何せ最近の傾向といたしまして、初任給が非常に上がっていくということがござります。したがいまして、七等級あるいは八等級あたりは、これはどうしても上げざるを得ぬ、また標準生計費を計算いたします際におきまして、やはりこれはたとえ八等級の二号俸といふ辺が、一応単身者の標準生計費を見合わすところになつております。そういうところはどうしても上げざるを得ぬというようなことから、この下のほうを上げていくということは、これは現実にあるわけでございます。また上位等級の今回の指定職俸給表の甲と云うあたりにおきまして、たとえば大学の学長あるいは各省の次官というようなところは、これは一般職の公務員部内におきます最高の責任のあるポストでございまして、そういうところは、やはり特別職の大臣と云うような方々の給与と全然無関係に考えることもできない面もござります。したがいまして、結果的には今回の勧告において、そういう点が御指摘の中心だらうと思いますが、どうしても人事院も努力はしましたのかも知らぬが、その結果は依然としてほかの等級に比べて五等級、六等級が多少劣っているのではないかという御指摘であるうとと思うのでござりますが、そういう点になりますと、われわれも結果的にはどうもそういうきらいがあるということは、これはもう認めざるを得ないような感じがいたすのでござります。したがいまして、これは今回の勧告でも十分努力はいたしたのでございますけれども、今後におきまして、むしろそういう辻を中心に今後改善をはかつていかなければならぬ

いというのは、いまわれわれも考えておる中心問題でございます。
そこで今度は昇給昇格の問題になつてまいりますが、昇給金額につきましては、御指摘のように三十七年に間に引きということをやりまして、その間引きを行ないました結果、各等級におきまして非常に昇給金額に凹凸を来たしたたということはあるのでござります。そういうことで従来俸給表の形が非常にすなおなものでなかつたというようなこともございましたので、今回は間引きといふようなら方法によりませんで、各等級におきまする初号から高位号俸に向かつてスムーズな形で、また従来は各等級の上位号俸が、上位号俸に向かいまして非常に昇給金額が低くなつておつたのでござりますが、これをできるだけ上げるように努力するということをいたしたのでござります。たとえば五等級について申しますならば、従来最高号俸の十六号は、十五号のところが七百円という昇給間差があつたのでありますが——最高号俸に達しまするところの昇給金額が七百円ということであつたのであります。今回はこれを千円というふうにいたしておるのであります。また六等級につきましても同様に七百円だったものを千円にする。四等級におきましては千六百円でありましたものを千八百円にする。七等級におきましては七百円でありましたものを八百円とするというような努力をいたしておるのでございまして、その結果、切りかえに際しましては、各等級の高位号俸は相当の改善になつておるということは申して差しつかえないのではないかというふうに思うのであります。しかし御指摘のように、多少やつたようであるが、それでもなお俸給表の形が整然としておらぬということであります。われわれもそのように思つております。これは引き続き今後俸給表改定の機会を経まするたびごとに、これは改善をしてまいりまして、そうして各等級の上位号俸の改善をはかつてまいりたい。ことに御指摘のように、四、五、六等級その辺が中堅職員でござりますので、この辺の問題については細心の注意を

払つて、できる限りやつてまいりたい、このようになっておる次第でござります。それから昇格問題につきましては、これはもうあらためて申し上げるまでもないでござりますが、いまの公務員法並びに給与法の体系は、一応職務給という体系になつております。職務の段階に応じて等級別定数というものがきまつておるということであります。いま私が申しておりますことは、そういうやばなことは言わぬでもよく知つておるというおしかりがあらうと思うのであります。ですが、原則はそういうことであります。そこでそういうことにあまり固執いたしますと、実際の人事管理の問題といたしましては、いろいろ支障を来たすということがございますので、われわれはやはり人事管理の面からその辺の考慮をいたしまして、そうしてできる限り——理屈のつく限りと言つたまうがよろしくうございますが、上位等給の定数の増加をいたすということをやつてしまつておるのであります。今後もできる限りそのことは引き続きやつてしまふと思つております。单年度だけごらん願いますと何をやつておるといふおしかりがあるうかと思ひますが、たゞまゝいつておるのであります。三十五年から三十九年までにどういうふうな改定をやつておるかということを大ざっぱに申してみますると、七等級から六等級への定数改定と評価がえと申しますか、合わせて六万ぐらいやつておるのでござります。——失礼いたしました。現在の六等級定数は六万でございます。それで三十五年から三十九年までに約三万の七等級から六等級への切り上げをやつておる。また四等級について見ますと、現在これは新三ができますので、今後進つてまいりますが、現在の四等級は二万二千ぐらいでございます。これに対しても五等級

から四等級への切り上げないしは評価がえが五分ぐらい、このようによつておるといふことを申し上げまして御了承を得たい、このよだんに応じて等級別定数というものがきまつておるということを申します。職務の段階に応じて等級別定数というものがきまつておるということを申します。職務の段階に応じて等級別定数というものがきまつておるということを申します。

こういう努力は続けてまいりたいというふうに思つております。それから三十七年に間引きをやつて、今後その間引きのところを通つていくものはなるほどそれは得をする。しかし、すでにそこ通り過ぎるものは今後そこを通つてくるものに比べて非常に損じやないか。なるほどお前のほうでは三短というものを今回一回やるけれども、九ヵ月にしかならない、これは非常に今後入つてくるものに比べて損である、扱いが必ずしも適正でないというお話をございました。これはやはり最近の傾向といたしまして、どうでも給与の上下幅が——上下幅というのはいろいろな言い方があるうかと思ひますけれども、つづまつていくと申しますが、初任給が漸次上がつていくに従つて、そういう傾向があるということもあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつておりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておるのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

味ある方があらうかと思ひますけれども、つづまつていくと申しますが、初任給が漸次上がり、それに従つて給与体系が漸次変わつて、そういう傾向があるということもあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつておりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておるのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

味ある方があらうかと思ひますけれども、つづまつていくと申しますが、初任給が漸次上がり、それに従つて給与体系が漸次変わつて、そういう傾向があるということもあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつておりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておるのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

味ある方があらうかと思ひますけれども、つづまつていくと申しますが、初任給が漸次上がり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつておりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておるのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

味ある方があらうかと思ひますけれども、つづまつていくと申しますが、初任給が漸次上がり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつおりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておるのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

味ある方があらうかと思ひますけれども、つづまつていくと申しますが、初任給が漸次上がり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつおりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

味ある方があらうかと思ひますけれども、つづまつていくと申しますが、初任給が漸次上がり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつおりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

味ある方があらうかと思ひますけれども、つづまつしていくと申しますが、初任給が漸次上がり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつおりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

味ある方があらうかと思ひますけれども、つづまつしていくと申しますが、初任給が漸次上がり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつおりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

味ある方があらうかと思ひますけれども、つづまつしていくと申しますが、初任給が漸次上がり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつおりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

味ある方があらうかと思ひますけれども、つづまつしていくと申しますが、初任給が漸次上がり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでござります。従来の人を不當に落とすというようなことはやつおりません。むしろ御指摘のように三短というようなことで多少バランスをとる意味において優遇をしておのであります。全体的に民間におきましても、傾向といたしまして初任給が上がつていくというような傾向があり、それに従つて給与体系が漸次変わっていくというようなことがあるのでございまして、やはりそれに即応した措置であるのでござります。年そうですが、四、五年の間補正予算を組まない見を述べたい、こう思います。その一つは三公社五現業のほうは、五月十九日の仲裁裁定ですね。これは補正予算を組まないで消化したのです。それが大蔵大臣が答弁をされた答弁を含めて、これからもう少しこまかく伺いたい、私もまた意

○鶴園哲夫君　いま大蔵大臣の答弁がありましたが、これは私はいまの大臣の答弁ははなはだ遺憾だと思うのですが、それはこの六月一日の衆議院の予算委員会において、大蔵大臣が、二公社五現業の五百十五億の金をどういうふうに捻出したかという説明をしております。それによりますと、いま大蔵大臣が言われたように、三公社五現業は企業体だから企業の合理化あるいはメリット、そういうものによってやれるというようなお話をあつたんです。そういう金はまことに微々たるもので、五百十五億の中の、大臣の説明によりますと、その圧倒的な部分は移流用と予備費です。移流用というのは退職金です。それからメリットによっててというのは増収分があります。それから資産充當というのがあります。これは一般会計にはない。資産充當並びに増収、その金額といふのは非常に少ないんです。圧倒的な部分はこの移流用と予備費移流用は退職金ですよ。そこでもつと詳細に私は一つ一つの企業体について調べてみると、そうしますと、いまの大蔵大臣の言われる一般論的な企業合理化のメリットでというような話は通用しないですよ。これは最初からこの退職金なら退職金の中に相当の含みを持たせて組んである。あるいは大臣は知らぬかも知れない。詳細説明してもいいですよ。ですから私もこの問題は基本的にいつて公務員の賃金、給与、これを財政当局は非常に軽視しているんじやないか。毎年十月一日だったんですけども、四年間。毎年十月一日ですと、八%上げる上げると人事院は勧告するだけれども、毎年十月一日では四%ずつしか上げたことにならない。毎年毎年半分は値切ってきているんですね。いままで。これは何といつても公務員の給与というものを財政当局ははなはだしく軽視しているというふうに言わざるを得ないと思う。いずれにしても、大臣、私はこの三公社五現業の経緯からいって、これは

果、こういうことになつてきているんだろうと思ふんです。ですから一般の公務員の場合にあっても、こういうような努力をしてもらわなければ困るというふうに思つんのです。たとえば昇給処理費の中に組んでもいいんですよ。かつては昇給処理費は三十一、二年ごろは五・五%組んであつた、給与総額に対しても五・五%組んであつた。年々低下しまして、いま三・五%組んである。だからそれを五・五%程度組むとか、あるいは六%組むとか、あるいは退職金を百三十何億組んである國鉄の場合、退職金が二倍にふくらましてありますから、退職金を若干ふくらますというような彈性を持たして予算を組めば、これは私は実行できる。そうではなくて、勧告が出たときに、さて補正財源でいうところに問題がある。どういうふうに考えておられますか、大臣のお話をひとつ。

の上でもそのように明らかにしておるわけでござります。それから一般会計の昇給原資の中に繰り越せばいいじゃないかというお話をございますが、これにもなかなか問題がございます。これはまあ公務員給与の問題だけを論議をしておりますときには、確かに四月一日勧告実施を実現をする、勧告そのものを尊重し、四月一日からこれを実施をしたほうがいいという立場で議論をするとそうなりますが、御承知のとおり、租税法定主義、給与法定主義は厳密に守らなければなりません。特に財政法の規定におきましても、一般会計が非常に厳密な要求をせられておることも御承知のとおりでございまして、勧告が出るであろうと、いうようなことを予測をして、昇給原資の中に組み込むということになると、これは予算委員会ではえらいことになると思うのです。これは法定主義であり、いわゆる組んだ中で——もし組んだとしても、その組んだだけの予算と勧告が同一であれば、これは問題はないと思いますが、あらかじめ出るであろうことを予測をして組んだ場合、法律と予算額が違う、これは給与法定主義といふものとまつこから問題が起きるわけでござります。五ヵだつたら五ヶ組んでおけば、人事院勧告は政府が組んだ範囲内でなければならない、そういう制約があるならば、これはそういう制度ができます。ところが人事院勧告というものは民間との給与較差があつた場合に勧告しなければならない、政府はこれを尊重する、予算上、資金上どうしても不可能な場合以外はやらなければならぬと、こういう法制になつておりますから、法律改正を行なわないでもつてこれらの問題を合理的に解決をするということになりますと、やはり公正な第三者である人事院の勧告を待つて措置すべきである、財政を守つておる大蔵大臣としては、これはやむを得ないことでございます。これを何とか合理化そうということは私もまじめに考えておきましたし、まじめに考えてみたわけでござりますが、結論として、これをどうもうまくやる方法はなかなかむずかしいのでございます。退職料

いたということでございますが、企業会計の中にいたとしても、政府関係機関として国会の議決を得ておるのでありますから、退職金を倍増して計画をして、水増しをしておったんじございません。この流用した金は当然四月一日には払わなきゃならない、こういう計算になつておるのでございまして、いやしくも人數や金額を水増ししておつて仲裁裁判が出るであろう、いわんや一般会計の中において、人事院勧告が出るであろうということを予測をして、昇給原資の中に組み込むということは、遺憾ながらいまの制度、いまの法律の建前からいいまして非常にむずかしいということを申し上げておきたいと思います。

○鶴園哲夫君 大臣は中身をよく承知されていな
いんじゃないですかね。だからそういうお話を何
かされるように私は思うのです。だから、私が先
ほど申し上げたように、大臣の答弁を材料にし
て、すべての事項についての調査をして、そして
申し上げているのです。ただ、いろいろ差しつか
えもございますから中身については申し上げな
い。申し上げませんでけれども、しかし、含み
を持たせて組んであることは間違いない、これ
は。どういう立場から言つても間違いない。国会
でお組みになつてきめたんだけれども、そこに
ちゃんと含みがある。かつて三公社五現業も補正
予算で消化した場合がある。そうして、そういう
場合には、実施の時期を直切られたり、額を直切
られた。ですからも、大体含みでやれるようにな
つてからは補正予算を組みませんし、実施の時
期も要らないことになつたわけですよ。前は直
切つたんですよ、公務員と同じように。実施の時
期も額も直切つたものです。これを直切らなく
なつた。これは前進なんですね。その前進をやつ
ぱり認めているわけです、私は。だから、そういう
ようなことがやれるんじゃないかな。一般的公務
員の場合だってやれるんじゃないかな。予備費の問
題だって、これは大臣、国鉄の予備費とそれ以
外の三公社五現業の予備費と一般会計の予備費と

性格が違うんだという話では、これは困ります。あるいは移流用の問題についても、これは困ります。おいては、実施の時期を尊重するとか、人事院の意見を尊重するとか言つたって、初めからそういう考えじゃない。大臣は国会の答弁で、本会議の答弁でこういうお話をされた。いままでは、高度成長で毎年二千億くらいの增收があつた。しかし、来年からは安定成長になるので見込みと現実の間にほんとんどズレはなくなるのじゃないか、こういうお話をですね。そうしますと、いままでは増収で給与改定をやつてきたわけですよ。公務員の給与改定をやつてきたわけですよ。だから、私は当初予算の中に、人事院勧告はこの程度のものがある。たとえば六%なら六%，七%なら七%というものがあるということを想定して組めということを言つてゐるのではない。だが、幾らかのものを組んでおけばいいじゃないか。二%でもいい、三%でもいい、若干の含みを持たせたものを組んでおけば、さて、勧告が出た場合に、補正財源も要りますけれども、補正財源だけで公務員の賃金を考えるというところに問題があるんですよ。そういう点の検討をすべきじゃないかと私は思うのですがね、いかがですか。

りいいことばじょございませんが、いずれにしても、出せないときには出せないんだ、こういう措置ができるんだから、それを法律的に正面から取り組んで、人事院勧告に対しては、あらかじめ過去三年だったら三年間の、三年間かまあ五年間か、そういうものを基準にして昇給原資の中に組みきり、それから人事院勧告というものは、その予算額を上回って決定してはならない、勧告してはならない、こういう法則上整備でもされば、これは財政法やなんかとは背反しないのです。ところが、そうではなくて、一方的に、あらかじめ予測をしてつかみ金で組むなどということはいけない、こういう財政法の規定があるわけですから、そういうつかみ金式なものをやれないよう、健全財政主義が貫かれておるわけでございます。それともう一つは、予備費で組んだらどうか、こういうのです。が、三公社五現業などは、これは予備費というものは企業会計であるだけに大きな計画をしておるけれども、その計画間ににおいて調整をなお要する、そういう場合にはひとつ予備費をもつて充てよう、合理化の効率を高からしめるために、そういう考え方が前提にありますので、そういう意味では予備費イコール調整費的な性格を持つわけでござります。企業会計においては、これは民間においてもしかりでございます。一般会計の予備費というのはそういうことではないのです。予備費というものは、御承知のとおり非常に厳密に、過去の実績からもう必要やむを得ざるものに対して予備費の制度というものがございまして、予備費など水増としてやってはならないということは、これはもう予算委員会では絶えずおしゃりを受けとれるのであります。昨年までは二百億でございましたが、今年度三百億にいたしました。この三百億にした百億の増も災害予備費として別ワクにしなければならないという、厳密な姿勢をとつておるわけでございます。三百億にしましたけれども、きょう現在で約六十三、四億しか残つております。これで一休三カ月間持つのかという御質問もあるわけでございます。そのぐらいに一般会

計の予備費は厳密にやつておるわけでございま
す。この予備費の中に、昇給原資といえば四、五
百億にはなるでございましょう、こういうものを
一体組んで来年度予算に八百億の予備費を、これ
は現実的に財政上も無理でございます。財政多端
のおりからでござりますから、それは現実的、数
字的にも無理でござりますが、いまの予算制度の
中で、予備費の中でかかるものを想定して、不確
定要素のままにこれを予備費に組み入れるという
ことは、これは財政法上の相当な疑義がございま
して、いまのところではなかなかむずかしい。私
自身来年度一休勧告が出ないのかということを考
えたときに、出ないようになると何といふことで
ございますが、出ないようにするためには物価も
安定しなきゃなりません。それから三公社五現業
のとにかくこの年末から三月に対する要求も一休ど
うなるのか、民間の春闇、賃金が一休上がらない
で済むのか、もちろん倒産をどんどんしておるよ
うな状況から、去年までのよう大幅に上がるとは
思いません。思いませんが、そうならないと、
これはどうしても民間企業との差でまた勧告を
受けれる。こういうことで勧告を受けた場合、来年
度一休勧告の実施ができるのであるうか、せめて
十月一日を九月にしたのでござりますから、九月
ぐらいは守らなきゃならぬ、こういうことになる
と、とてもこれは私がいま考えておって守れるよ
うな状況でない、一月になるか、来年の四月にな
るか、これはたいへんなことになる。これはまご
まごしたら内閣飛んじまう、ほんとうに真剣にそ
ういう考え方であります。これは所得政策などとい
うよりも賃金ストップだと言われてもしようがな
いという事態が起きますので、はじめて考えてお
ります。でありますから、きょうも、増原給と担
当大臣もおりますが、例の六人委員会を開きまし
て、どうするのだ、来年は。勧告が出ないような情
勢をつくりますということは遺憾ながら申し上げ
られないで、出たらどうするかということで、
まあまあ出てからの話だというような無責任なこ
ともできませんので、真剣にけさも一時間これに

対して検討して次官会議を開き、人事院の御意見も聞いて、制度上どうするかということを真剣に考えよう、こういういま前向きの態勢をとっておるわけでござりますから、ひとつ過去のことは過ぎ去のことといたしまして、将来また御注意がございましたらお聞かせいただいて、これはほんとうに政府だけの考え方ではなく、いろいろな意見を聞きながら、より合理的なものにしていきたいという考え方があることだけは、ひとつ申し上げて御理解を得たいと思うのです。

○鶴園哲夫君 大蔵大臣、来年の勧告があることは間違いないですよ。それは労働省が毎月勤労統計を発表しております。これは三十人以上の企業ですが、毎月勤労統計を発表している。この数字が十月まで出ている。で、ことしの四月を一〇〇としますと、非常な上がり方ですね。この十月ですね、六・五%上がっている。これは昨年よりも上がっている。昨年はこんなに上がっていない。ことしは四月を基準とすると、十月ですでに民間は六・五%上がっている。これがまたぐつぐと上がりますよ。物価もがんがん上がる。勧告がないというようなことはお話にならない。これは勧告がある。すでにいまでも六・五%上がっています。勧告はある。しかも、ことしみたいな八・五とか七・九という小さなものではないですよ。すでに六・五%上がっている。これがぐっとまた上がります、来年の四月まで。これは頭の痛いところなんでしょうが、しかし、実はこれは勧告はあります。はつきりしている。そこで大臣にお尋ねしますがね、四十年度の予算をいま編成されておるのであるが、その場合の勤労所得の一人当たり平均伸びはどのくらいと考えておりますか。去年は九・一%伸びる、こう申されておられた、三十九年度は、今年度の税収の見込みの場合に、こられは大臣でなくともいいです、何ぼ伸びると見ておられますか。来年の予算を組むのに税収を見積もらなければならぬ、その税収を見積もるときに賃金はどうだけ上がると思っておりますか、きめておるか、七・八%上がるということを、どう

ですか。

○國務大臣(田中角榮君) 予算は、いま各省の査定を行なつておる段階でございまして、まだ経済見通し等の数字が固まっておりません。十九日くらいまでに固めたい、こういうことでやつておるわけでありまして、今年度の成長率が一体どうなるのか、大体当初七%、名目九・七%でございましたが、引き締め下にございましても、現在一〇%に近い高い水準のようでございます。しかし、これから一一三月の問題もございますので、年度間を通じまして、大体どの程度ということをいま試算をいたしております。それから中期経済見通しにおきましては、四十三年まで五ヵ年間平均八・一%という数字が出ておりまして、この中期経済計画の見通しを基礎にして、今年度の成長率を差し引いて、残りの四年間にどのようない状態で経済成長が進むであろうか、また進めなければならぬかということを、いま作業中でございます。でございますので、現在来年度の経済成長率をさだかに申し上げられる段階でございませんが、しかし、もう三月か四日後だから金然わからぬことはないだろう、こういうことで、しいて申し上げれば七%と八%の間くらいの成長率であろう、まあその場合に一体どのくらいの税収——まだだかな数字は申し上げられませんが、まあ大体来年度の成長率は実質七%ないし八%，足して二で割れば七・五というところになりますが、そういうような幅であつて、名目成長率が大体一〇%を越すであろうといつたことになりますと、まだこれは輸出の状況とか国際収支の長期資本流入のめどがついておりませんで、正確な数字にはなりませんが、大体一〇%を越すであろう、弹性貿易を適用いたしますと、大休明年四千五百億程度の増収があるということであります。これは全く大ざっぱな話であります。五百億を積み重ねて、その中で所得税が一体幾らか、そのもとである所得の伸び率が幾らであるといふことを計算して申し上げておるわけではございません。でございますから、もう少しだしまし

て、少なくも来年の一月二十日からの国会で十分数字をあげて御説明いたしますが、いまの段階でどの程度所得率が伸びるのかを申し上げられる段階にはございません。これは事務当局にお聞きになつても、現在経済企画庁との作業をやるうとい

うことでございますので、現在はまだ全く未確定な状態でございます。

○龍園哲夫君 未確定でも、実質七、八%，名目一〇%をこすというような大体のお話ですと、やはり給与所得の増というものは相当見積もらなかきやならぬというふうに思いますが、六%になるか七%になるか八%になるか、いずれにいたしましても、給与の所得というものは四十年度はそれだけ伸びると、こう見ておられるわけですね。上げざるを得ない。大蔵省自身、勧告のあるのを認めているのです。勧告はありますよ。それはありますから、そういう場合に補正予算はどうしても見なきやならぬということがわからないのです。

○國務大臣(田中角榮君) 宮公吏の給与問題を軽視しておる、そんなことは絶対ございません。こ

れは全く尊重いたしております。重視もしております。私自身もあなたと同じ考え方なんです。実際において働いてもらつておしまして、私も現業を持っていますから、この現業の諸君と給与の問題で絶えず不快感を持つ、これは非常につらいこ

とであります。はなはだ遺憾だと思います。でもありますから、そういう場合には公務員給与の問題と米価の問題です。これはもう生産者米価は

じように処理してもらいたい。そうでないと、ま

た来年がばかりた話ですよ。この問題は手に負えない、こうしたことですが、遺憾ながら、考えてはいるも、どうもうまくかない、というのは、

一般的会計の制度であります。国民の税金はどう使

うか、使うことに対しても非常に厳密な租税法定主義であつて、法律によらざれば税を徴してはならない、同時に、この国民の血税を使う場合に対しても、法律で相当手続きよく縛つておる。これ

は当然のことであります。そういう制度の中でうまくやるといつても、なかなかうまくいかないのです。そういうところが非常に困つておるわけ

です。ですから人事院總裁にも、私もいろいろ親し

みで、ですから人事院總裁にも、私もいろいろ親し

い注意を受けても、私はあらゆる面を考えでみたのですが、なかなかいまの制度の中では、いまでぐむずかしいということで、ついにこの四十年度の予算編成には間に合いませんから、せめて六人委員会で話をしたこの気持ちをもう少し合理的にするために、大蔵省と、自治省と、それから増原さんのところと、それから労働省と、この四次官をひとつ集めて、そして総務長官が中心になつて人事院の意向を十分聞いて、何とか知恵を出せと言つている。優秀な官僚は知恵があるのだから知恵を出せ、こういうことをきょうようやくきめた。ですから何とかしたいという考えはあるのですが、どうもいますぐ四十年度に間に合うということではないようですし、しかし、お互いにこういう問題はいつまでも同じことを、争いの種を残しているようなことは政治の上でもいいことではありませんので、何らかの措置があれば考えたい。政府がこのまま前向きになつておるですから、どうぞひとつその苦衷をお察しいただいて、ひとつ御理解を賜わりたいと思います。

○鶴岡哲夫君 いま大蔵大臣の話は前向きじゃないです。それは大後退ですよ、若干違った面は少しありますけれども、三十四年までは翌年の四月実施です。三十五年から年内の十月になつたわけです。ことはそれが九月一日になつた。これは大蔵大臣が努力されたせいですが、これをまた翌年の四月から実施するなんといつたらこれは前に戻るのですよ。これは前向きどころの騒ぎじゃなくて、これは大きな後退なんですがね。しかし、その一年間を何とか埋めたい、こういうふうにおっしゃいますが、しかしやはり事実は四月末の調査が翌年の四月実施です。毎年ですよ。そこの間、埋めなければならぬ。そんなばかなことをするのなら、当初予算に組んだほうがいい。だから大臣、これはやる気がないのだと私思うのです。そうですよ。今年はあんまり財源のないところでとにかくやる気があるものだから、一ヵ月さかのぼつた。四年、十月一日が統じて、本年はさ

かのぼった。その程度のやる気があるかないかの問題じゃないですか。ですから、私は会計制度が違うとかなんとかいう話では全然受けられない。たとえば退職金の問題だって例をあげてもいいですよ。あるいは昇給原資の問題でも、二、三名のものを組んでおけば、七%六%の勧告出たって、そう驚かないでいい。びっくりぎょうてんなくともいい。さらには八月から十一月にかけて、てんやわんやしないでいい。全く非能率な、ばかげた話ですよ。ですから、大臣がそこまで前向きだというふうにおっしゃるのでですが、そういうお考えなら、何か当初予算の中に若干の余地を持たしておいたらどうですか。できないことないですよ。その点について最後にお尋ねをして、それからもう一つ大臣にお尋ねをしたいのは、衆議院で附帯決議がつきましたですね。この衆議院の大蔵政務次官は何とも言わなかつたそうです。が、附帯決議がついたら、政府は、ひとつよろしく誠意をもつて努力いたします、こういう答弁をするのが正常な状態なんですよ。何も言わなかつたのですが。ですからこの附帯決議について、どういうふうな考え方を持っておられるのか、この二つをお尋ねします。

が三年間で約五五%に減る、こういうことから考
えますと、それでもなお財源は非常に苦しい、
きょうもおしかりを受けておりますが、減債基金
制度を変更しまして、剩余財源の二分の一を国債
整理基金に繰り入れるもので、これを四分の一に
して、百六十数億円の財源措置も必要とするかもし
らぬというように、非常に窮屈なところでござい
ます。また窮屈であるというけれども、これが普
通である。いままでのやつが間違つておつた、い
ままでのようだく超高度成長をするので、物
価が上がつたら、七%というより六%くらいに
下げるさい、そうしないと物価は下がらない。ま
たひずみの問題も解消できない。こういうこと
で、正常な状態、ノーマルな状態になりつつある
わけであります。そういう状態で、とても現在の
状態で予見をして、三百億でも二百億でも組み入
れられるという現状にないということだけは事実
でございます。これはひとつまあ余すところなく
ほんとうのところを申し上げておきます。

それから衆議院の附帯決議はどうか、これは私
はその当時出席をしておりませんでした。おりま
せんでしたから、他に政務次官が出席しておった
かどうかわかりません。出席しておったけれど
も、黙つておつたということの事情は承知いたし
ておりません。まあ普通からといふと、附帯条項
がつきますと、附帯決議に対しても、附帯決議の
趣旨を尊重いたすべく最善の努力をいたしますと
いうことを申し上げることになつておりますが、
それを申し上げておらぬということはどういうこと
とかわかりません。わかりませんが、少なくとも
人事院勧告を尊重しないという投げやりの姿勢で
はございません。このことはあらためて申し上げ
ておきます。衆参両院の決議に対しては尊重する
ということはあたりまえであります。ただ、尊重す
るといううなれば、来年の四月一日からやれるか
といいますと、それは予算上、資金上の問題があ
るので、他の、國民に対するいろいろな状況等に
十分注意しながら、國会の決議を尊重しつつ最優
の努力を傾ける。こういうことで御了承をいただ

○鶴園哲夫君 少し長くなりましたが、これは三公社五現業におきましても予算上、資金上ということであつたわけですが、この問題が五年くらい前から解決をしたということになつて、いらざる紛争がこれでなくなつておる。公務員の場合は依然としてこの紛争は残つておる。財源上來年はいよいよ苦しいということであるが、來年は今年以上の紛争になるというふうに見なければならぬと思う。でありますから、私としてはこの問題は、紛争を起こすということはよくない。だから大臣のおつしやるように、前向きの姿勢でもっと根本的に考える必要があると思う。また大臣の気持ちの中に、三公社五現業と違つて、公務員の賃金についてやはり軽視しているという考え方をどうしても捨てきれない。ですから、今後、衆議院の附帯決議もついておるし、当委員会においても附帯決議をつけようと思いますが、今後、大蔵大臣として一そつうの御検討を願つて、大臣に対する質問を終わりたいと思います。

院は、長年間こういう非常に数字的にいじくり回した経験と経緯がありますから、だからわかつておるに違いないと思う。だがしかし、何ともしがたい点があるかもしだれぬ、過去のいきさつからいつて。総裁はこれを御存じないんじゃないですか。私はこの問題については何回か問題にしてきておる。きょうも詳細に申し上げようと思つけれどもその時間がないから申し上げないだけの話で、ただ要点だけを申し上げておるはずなんですよ。おわかりになつていなじやないですか。ですからこれをどういうふうにしなければならないかという点について、私は一つは昇格問題をはつきりしてもらいたい。これが第一点です。これによつて痛めつけられておる。ことが。その根拠とするところは、私も無方針で言つておるのでない。人事院が、すでに八等から七等級は、ある意味でスムーズになるようにしてある。三等以上は、これは御承知のとおり、大きく弾力性を持たした。四等も形の上では新三等級といものを持つことによつて二分割をするという形で、これまた弾力性を持たした。問題は六等、五等級といふのが残つておる。それを変える必要があるという点です。できますよ、やれば。できないはずはない。

もう一点は、ここのことの昇給金額をもう少し変える。しかも、これはおかしいと思うだけれども、大体、人事院は、従来は各等級の中位号俸、まん中の号俸、ですから、六等級、七等級のところでいいますと八号俸ぐらいのところ、六等級でいうと七号、八号ぐらいのところ、そこを中心置いておる。六等級の一號、二號、

三號といふところ、五等級も一號、二號、三號とひどいのですが、きのうの職場に行きましたら、これは人事院がするんだろか政府がするんだろう

等、二等、三等全部上がっているじゃないか、昇給率というものは上がっているじゃないか。下がっているのですよ。私は何も知らなくて言つているのじゃないのです。下がつてます。だから、いま総裁なり局長が答弁されたまゝに、六等から五等へ、五等から四等へという昇格問題について、ほのかの等級の壁と同じようにこれから努力されるということです。されば、これは私はわかります。そうでなければ、いつまでたってもだめですよ。ここのこところは。ですからそういうことで了解します。

それから次に、行(手)の問題を伺つておきます。どうしてもやつておかなければいけない。行(手)といふ俸給表は、非常に悪い俸給表だと、総裁は、これは人道上の問題だから、ぜひ今後とも一そろの努力をしたいということだったのです。ところが、今度の勧告を見ますと、あまり努力をされていない。これがいかにも慘たんたる俸給表であるから、ということは、私はもう繰り返さない。あるいは総裁御存じかもしね。あるいはまた御承知でないか——まあ私が何回も言つたから御承知のとおり、行政(手)というの子供を持ってない俸給表だ。子供一人持てない俸給表なんだということなんですね。四十五歳にならなければ夫婦になれないといふ俸給表なんです。人事院の標準生計費から、はつきり出るわけですからね。二人世帯というのは二万七千円要る、人事院の計算ですと。二万七千円を行(手)の人人が取るのには、四十五にならなければ取れない。子供一人持ちますと、三万六千円要るということに入事院の標準生計費ではなってい。三万六千円取るというのは、四十五にならなければ取れない。子供一人持てますと、三万六千円要るということに入事院の標準生計費ではなってい。三万六千円取るのには、四十五にならなければ取れない。子供一人持てますと、三万六千円から、これは子供一人持てない俸給表じゃないか。しかもこの行(手)というのは、御承知のとおり平均年齢が四十二歳、平均経験年数が十八年。十五の俸給表がありますけれども、その中で最も高い年齢なんですね。しかも経験年数が最も高い。こういう人たちに対してもこんな子供を持てないような俸給表をつくつておるということは、これは私は理解つかないですね。子供一人持てない、三人世帯

になれないような俸給表をつくつておるわけであります。ですから、この問題について私は今後人事院が一そうの努力をすべきだと思うのです。具体的に申し上げますと、この昇格を非常に押えていませんね。昇格ですよ。たとえば行(上)というのは六万人が適用を受けているのですが、六万人の中でも最も多いのは自動車の運転手さんです。これは一番多い。これが約八千五百名ですね。その次に多いのが守衛さんです。それから電話交換手の三千五百名とか、こういうのが多いわけですね。ところが、電話交換手を見ますと、これは一等級といふのは暁天の星みたいだ。それから自動車の運転手さんにしてもしかり。一等級というものは八千五百名の中で何十名しかいない。二等級というのは、これまた暁天の星みたいだ。なぜいうふうに昇格問題に対してもこんな壁をつくらなければならないのか。俸給表を別にしたのですから——俸給表を別にしてあるでしょう。それで行(上)の四等級以下が行(上)の俸給表に大体なっている。行(上)の場合は、「一等級、二等級はまるで暁の星みたいですよ。こういう俸給表を別にしてゐるのにかわらず、行(上)と同じようにこんなむちゃくちやに昇格な昇格を何でやっておられるのか。一等級は次官ですか、そうではないでしよう。こういう昇格の問題を私はまず根本的に考える必要があるというふうに思ひますが、これはひとつ御答弁をいただきます。ひどいですよ。

ましてもできる限りの努力はしてまいりておるつもりでございます。しかし、この努力では足りないというおことばだらうと思います。私どもが今後行(二)の関係については特に留意をいたしまして、そうして少しでもいい方向に持つてまいりたい、そういう気持であります。

○政府委員(浦本忠男君)　ただいま總裁が御答弁になりましたように、人事院といいたしましては、これは總裁の御命令もござりますし、また、御指摘の点につきまして、人事院といたしまして行(二)につきまして努力はしてまいりたのでございますけれども、その努力が御指摘のように不十分であるということとも、これまた認めざるを得ないような現状でございます。したがいまして、今後におきましては、これは俸給表の問題のみならず、その運用等も含めまして、さらに「そう」の研究をしてまいりたい、このように思つております。ただ、申し上げてみたいことは、行(二)につきましては、現在のところ、いろいろな各職種がございますが、年齢の高い方が非常に多いのであります。が、全体的に見ますると、民間と較差が大体合つておるという形になつておるのであります。それでなおかつおかしいじゃないかという御指摘がああよく出るのであります。考えてみますと、その配分方法がやはりどうもうまくないのでなかろうかという問題があるようでございます。あその職種別の配分方法等につきましても、今後十分研究してまいらなければならぬといふふうに思つておりますが、今回は、先ほど御指摘の電話交換手等につきましても、これは標準職務表を一部改定をいたしまして、車庫長あるいは電話交換手の主任といふような方々は、一等級に出得るような道を開きたい。また守衛長等につきましては、現在では三等級どまりということになつておるのであります。これが二等級まで出るようになりますが、用務員の方々の主任といわれるような方々につきましては、現行では三等級どまりといふことになつておる実行上の問題として、してまいりたい、このよう

に考えております。まあ行(二)全体につきましては、先ほど総裁の言われたおとことばに尽きております。よう、われわれとしましては、もう先ほどの行(一)の中位等級と申しまするか、その辺の問題と、行(二)の問題、この辺が今後の給与改善にあたりまして、これは主力を置いて究研し、努力しなければならぬところであり、また、努力してまいりたい、このように思います。

○鶴園哲夫君 電話交換手の例をとりますと、先ほど私は——三千三百名おる、この電話交換手といふのは、その中で一等級というものは十三名であります。これは曉の星みたいなものです。それから二等級は百五名です。だから、部下が何名おるとかなんとかを行(二)で言う必要があるのでしょうか。大車庫長とか、中車庫長とか、小車庫長とか、そんな部下が何名おるとか、行(二)に言う必要があるのですかね。そんなことでやるから、部下がないなければ、どうだこうだということを言われるから……。一体昇格問題を根本的に考える必要があるのですかね。そんなことでやるから、部下がないじやないですか。行(二)といふのは、先ほど私が言つているように、行(二)から俸級表を分けて四等級以下の賃金になつてゐるのですよ。その場合に、昇格をこんなにうるさく言つたのじや成り立ちようがないじやないですか。給料の上がりようがないじやないですか。運転手さんでも、合わせますとこれは八千五百名。八千五百名の中の一等級なんというのは、合わせて六十名しかいない。こんなふうにする必要はないと思つ。まことにこの昇格問題といふのは、この行(二)の一等級の場合においては昇格問題といふものを根本的に考えるというお考えがあるかどうかですね、ひど過ぎるのです、これは散らばつて散在している。ところが、自動車の運転手とかなんとか、あるいは小使さんとかはすみっこにあつて仕事をしている、そういう人たち

○政府委員(佐藤達夫君) 行(二)の方々の関係は最近ひどいですね。

ましても、できる限りの努力はしてまいりておつもりでございます。しかし、この努力では足らないというおことばだらうと思います。私ども今後行(二)の関係については特に留意をいたしまして、そうして少しでもいい方向に持つてまいりたい、そういう気持であります。

○政府委員(浦本忠男君)　ただいま總裁が御答になりましたように、人事院といたしましては、これは總裁の御命令もござりますし、また、御指示の点につきまして、人事院といたしまして行(二)につきまして努力はしてまいりたのでござりますけれども、その努力が御指摘のように不十分であるということも、これまた認めざるを得ないよな現状でございます。したがいまして、今後につきましては、これは俸給表の問題のみならず、他の運用等も含めまして、さらに「そうの研究をしてまいりたい、このように思っております。ただいま現状でございますことは、行(二)につきましては、現在のところ、いろいろな各職種がございますが、年齢の高い方が非常に多いのであります。が、全体的に見ますると、民間と較差が大体合ておるという形になつておるのであります。それでなおかつおかしいじゃないかという御指摘がああよく出るのであります。考えてみますと、その配分方法がやはりどうもうまくないのであるからうかという問題があるようございます。あそこの職種別の配分方法等につきまして、今十分研究してまいらなければならぬといふふと思つておりますが、今回は先ほど御指摘の電話交換手等につきまして、これは標準職務表一部改定をいたしまして、車庫長あるいは電話換手の主任というような方々は、一等級に出たるような道を開きました。また守衛等につきましては、現在では三等級どまりといふことになりますのであります。これも二等級まで出る方々の標準職務表を改めたい。また、小使さん、

るに考えております。まあ行(二)全体につきましては、先ほど総裁の言われたおことばに尽きております。よう、われわれとしましては、もう先ほどの行(一)の中位等級と申しますが、その辺の問題として、これは主力を置いて研究し、努力しなければならぬところであり、また、努力してまいりたい、このように思います。

○鶴園哲夫君 電話交換手の例をとりますと、先ほど私は——三千三百名ある、この電話交換手といふのは、その中で一等級というものは十三名です。これは曉の星みたいなものです。それから二等級は五百名です。だから、部下が何名あるとかなんとかを行(二)で言う必要があるのでしょうか。大車庫長とか、中車庫長とか、小車庫長とか、そんな部下が何名おるとか、行(二)に言ふ必要があるのですかね。そんなことでやるから、部下がいなければどうだこうだということを言われるから……。一体昇格問題を根本的に考える必要がある。行(二)の場合、なぜこれは一等級というのは次官と同じように考えにいかぬのですか。こんな行(二)というのは、先ほど私が言つてゐるよに、行(二)から俸級表を分けて四等級以下の賃金になつてゐるのですよ。その場合に、昇格をこんなにうるさく書つたのじや成り立ちようがないじやないですか。給料の上がりようがないじやないですか。運転手さんでも、合わせますとこれは八千五百名。八千五百名の中の一等級なんというのは、合わせて六十名しかいない。こんなふうにする必要はないと思ふ。まことにこの昇格問題といふのは、この行(二)の一等級の場合においては昇格問題といふもの的根本的に考えるというお考えが必要であるかどうかですね。ひと過ぎるので、これはばらばらに散らばって散在している。ところが、自動車の運転手とかなんとか、あるいは小使さんとかはすみつこにあつて仕事をしている、そういう人たち

だけに、これは私は考えきりいかぬ。こんな昇格問題をやられたのじゃ処置ないと思うのです。だから、私は根本的に昇格問題を考えるという必要があると思うのです。その点についてお尋ねをします。

○政府委員(佐藤達夫君) 行(二)の場合について昇格問題等を行(一)の場合と完全に同じに考えるということは、これは事柄の性質上非常にむずかしいことは当然おわかりと思いますが、行(二)の、御指摘のような点をめぐって、いまおことばにありますように根本的にひとつ考えようじゃないかということは、われわれも実は寄り寄りそういうことを言っております。これ的根本的な改革がいつになるかそれは別であります。それくらいの心緒みで臨んでいくという決意であります。

○鶴岡哲夫君 もう一つ行(二)の問題についてお尊

の他の俸給表と違いまして、中途採用が非常に多いわけですね。その中途採用が多いために民間歴を官歴に換算する、これが大きな問題になるわけです。小使さんが入ってくるという場合には、なぜ民歴を言わなければならぬか、自動車の運転手さんが入ってくるのになぜ民歴を言わなければならぬか、運転は同じじゃないですか。どこに差がある。小使さんの場合にしても運転手さんの場合にしてもタイピストにしても技術です、これは。それを行(二)と似たような形で民間歴がどうだということで計算される。中途採用者が多いだけに、非常にこれは弊害ですよ。私は、この民歴の換算についても行(二)の場合においては特に根本的に考え直す必要があるというふうに思います。小使さんを、民歴が五年の小使さんが来たから、お前の五年間というのは、どういうなことでは話にならないのです。その点について。

というのが一年。こうふうことでは私は行(い)の場

力してこられた、また在職者調整をやられるといふうに努力してこられたが、その前に入った人たちですね、三年、四年前に入った人たち、ある

いは三十二年前に入つた人たち——三十二年前に入つた人たちは非常に頭を打つたんですね、それ

は是正されたわけですが、その前に入った人たち、こういう人たちは、三年くらい前から行(レ)の俸給表は漸次よくなつたけれども、そのよくなつた

た俸給表に乗れない、下のほうにおるわけです。
そういう問題についてどういうふうに是正をする
考え方を持つておられますか。

○政府委員(糸本忠男君) ちょっと大きっぱなし
とを申して恐縮でございますが、行台につきまして
現在比較的数の多いのは、先ほど御指摘もござい
ましたように、子弟、用務員といつもりが七百六内
閣に

数が多いのです。こういう方は、わりあい年齢のいかれた方が多いということは申し上げるまでもありません。そういうことで(の)平均年齢が高くなつておるということをさいます。そういう、わりあい高年齢の労務職員という方々だけをとりまして、そうして民間の同種の方と比べてみ

ますと、公務のほうが高くなっているというような現状があるわけでございます。そこで行(二)の関係につきましては、技能関係の職員と労務関係の職員と同じような俸給表を適用している。問題は

等級別が主力で、いずれにも共通しているような問題があるわけでござります。そこで、いまのような形のままで御指摘のような点に対処するには

非常にむずかしい。現に民間と比較して高くないといふような方々を高くするというような結果になつてしまつたり、いろいろな困難な問題があるわけです。そういう点につきましては、われわれ技術的にもう少し検討してみたいというふうに思つております。このことはもう大きな見地から思つておられるより（注：正合）、つこ支を哉

申しますと、やむを得ず年齢のし、大抵が眼鏡
の方々が、全体がバランスとれるとしても、
その辺が引っ込んでおるということはどうも事実
であります。したがいまして、そこにつきまし
ては、十分今後何らかの方法を考えまして対処し

なければならぬ。このように考えます。ただ、まあしかしそういうことにつきましても、全然やつてないわけではないので、これは先ほどもお認めいただいたのであります。わゆる開拓をやつたのであります、いわゆる三節という開拓をやつたのであります、四号俸について一号開拓といふのを一節としまして、三節やつた。行(二)については四節やつております。したがいまして、今回もまた在職者調整で、行(二)なんかはいわゆる三節しか出ておらぬのであります。行(二)においては六箇のものも出でます。

申します。そういうところが全部かぶつておるとは申しません。しかし、何ほどかやはりそういう方が問題であるというふうに思つておりますが、しかししながら、それは技術的に何とか解決したい、こういうふうに思つております。

○鶴園哲夫君 さつき給与局長は、行(二)の場合には、民間と公務を比較した場合には大体合つているのだというふうなお話がありましたが、これは人事院のことしの調査で、官民対応を見た場合にびっくりすることは、十五、六から二十四、五までは民間と大体歩調が合つておる。これはこの二、三年非常にいろいろ初任給の格づけ等を変えたり、若干の在籍調整をやつたりされたから若いところから、二十四、五のところは民間と大体合つておる。ところが二十六から四十五の間ぐらまでは民間のほうがあつと高い。公務のほうがあつと落ちる。四十五をこえると今度は公務のほうが若干民間のほうよりよくなる。こういふのでびっくりしたわけですね。よう頭を入れておいてもらいたい。私は先ほどおっしゃったような昇格問題なり、あるいはいろいろな点について考えて、今後根本的に是正ができるということであれば、そういう面の是正ができるというふうに思ひます。ぜひそういうふうにすみやかに御努力を願

いたいと思います。

次に、住宅手当についてお聞きしたいのです。が、住宅手当はまだゼロになつた。今度もあつてしまつて歩いてみますと、住宅手当は出している。これはどうされるつもりですか。ぼくはこういう問題を専門にしておるものですから、どこへ行きましても、民間の会社へ行つても、銀行へ行つても、住宅手当はどうなつておるかと聞くのです。聞いた限りにおいては、実に合理的にできておるよう思います。ですが、公務員の場合はゼロ回答になつておる。

もう一つ暫定手当、これはどうなさるおつもりですか。地方と都市との均衡をはかるという場合に、基本的な問題は、一つは暫定手当だと思うのです。ところが人事院に言わせますと、いやそれは東京都は高くなつておる。あるいは大阪が高くなつておるというお話をあります。これは理由がある。東京が高いのは、あるいは大阪が高いのは、東京が高いのは、あるいは大阪が高いのは、ある理由がある。それは大企業が集中していると

いうことも一つの理由でしょう。さらにもう一つは、やはり娛樂費とか、あるいは交際費とか、雜費、こういうものが多いでですよ、都会は。住宅が高い点もあります。地方においてはそういうようなものは低い。住宅の完備があいからいまして、たとえば東京都を例にとった場合には、東京都における住宅の場合と地方における住宅の場合と非常に違う。圧倒的に違う、公務員の場合。

そういう点からいまして、私は暫定手当について、従来のような方針で人事院としては検討なされて、お願いいたしておるわけですが、そういうふうについての考え方をお尋ねしておきたいと思ひます。それから暫定手当の問題は、いよいよ三級地、四級地といふところに問題が煮詰まつてしまつて、全く困つておるということであります。私ども民間の調査におきまして見ましても、これはよほど周到につづけて心がけたわけですが、私はこれを見まして、こういふ不公平審査がこんなに時間かかっちゃ話にならない、裁判所と同じようなことをされたのではかなわないという点です。その当時も裁判所にもこの問題について申し上げた。で、すぐまあ出たわけですがけれども、しかし、何分にも三年かかつたん

が、もう一つは、かりにこの住宅手当を踏み切つて支給しようとしたましても、千円や二千円そ

りますところの法務省の常直手当の問題についてお尋ねをいたしたいわけですが、この宿泊手当並びに交通手当、それから同じような常直手当が勧告されたわけですが、まだ政府に伺いたいことは、この実施は九月一日から実施されるのですか、それとも来年の四月一日ですか。

○鶴園哲夫君 次に、今度の人事院勧告に出でますと、八・五のその較差の中から、これはまたやりくりで、どこかの犠牲において出さなければなりません。それに困つたために困つたためには、結局今年で申しますと、八・五のその較差の中から、これはまたや

りくださいあります。されば、これがまたそのまま、あわせて、えなければならない、これがまた絶対的に不足している、これも事実であります。

この公務員の住宅、ことに国設の宿舎などの面もあわせて、えなければならない、これがまた絶対的に不足している、これも事実であります。

が実情であります。しかしながら、一方においては、この公務員の住宅、ことに国設の宿舎などの面もあわせて、えなければならない、これがまた絶対的に不足している、これも事実であります。

この公務員の住宅、ことに国設の宿舎などの面もあわせて、えなければならない、これがまた絶対的に不足している、これも事実であります。

○鶴園哲夫君 交通手当は。

○政府委員(岡田勝一君) 同様に九月一日でござります。

○鶴園哲夫君 そこで、これはあと払いをされるのではなくておるというお話をあります。これは理由がある。それは大企業が集中していると

いうことも一つの理由でしょう。さらにもう一つは、やはり娛樂費とか、あるいは交際費とか、雜費、こういうものが多いでですよ、都会は。住宅が高い点もあります。地方においてはそういうよ

うなものは低い。住宅の完備があいからいまして、たとえば東京都を例にとった場合には、東京都における住宅の場合と地方における住宅の場合と非常に違う。圧倒的に違う、公務員の場合。

そういう点からいまして、私は暫定手当について、従来のような方針で人事院としては検討なされて、お願いいたしておるわけですが、そういうふうについての考え方をお尋ねしておきたいと思ひます。

それから暫定手当の問題は、いよいよ三級地、四級地といふところに問題が煮詰まつてしまつて、これはたいへんなことがあります。この調

査につきましても、これはよほど周到につづけて心がけたわけですが、私はこれを見まして、こういふ不公平審査がこんなに時間かかっちゃ話にならない、裁判所と同じようなことをされたのではかなわないという点です。その当時も裁判所にもこの問題について申し上げた。で、すぐまあ出たわけですがけれども、しかし、何分にも三年かかつたん

じや、こういう判定のスロー・モーションは非常

にいろいろな公平審査について不満が出ておりま
す。スロー・モード、全般ですよ。これだけの問題
に限らない。全般の問題について公平審査が非常
にスロー・モードだ。もちろん正確に的確な判定をし
てもらわなければならない。ですから、調査なりあ
るは事業の審理にあたって正確を期せられ、慎
重を期せられるということは当然私どもとしても
望むところでありますけれども、ただ、あまりに
も長過ぎるという点ですね。こういう点について
どういうふうに考えられておるのか、これが一つ
です。

○政府委員(佐藤達夫君) 公平審査一般の問題につ

いてひまがかり過ぎるという御指摘は、これ

はごもっともだと思うのです。私自身も、どうい

う原因でそんなに長引くのかということを疑間に

思いまして、いろいろ関係の局の人々とも事情を

聞いてみたのですが、人手が足りないなら予算を

うんと要求して人手をとろうじゃないかというこ

とで、いろいろ尋ねてみたのですが、なまけている

わけではないということは、これは間違いないん

です。実際は、結局当事者がおられます関係で、

現実の問題としては、当局者の処分者側の御都合

がそこに出でてくる、あるいは弁護士の人が忙しく

てとても間をあけてもられないで困つておる、そ

れから請求されてこられる側のほうでもいろいろ

御都合があつて、そういうような事情による場合

がむしる多い。そのほかに、もちろんいまおここと

ぱにありましたように、正確、的確にということ

でありましたから、それらの手続を省略するわけ

にいかない。それらの御都合ともにらみ合わせ

ながら、正確、的確なる結論を得るべく努力をし

ておるということで、心ならずもいまのような御

批判が出来るようなことになつたといふに思ひ

ます。これは、関係者の方々のいろいろ御協力も

得て、われわれとしても、もつと積極的に早くこ

れが進まぬことには、これは公務員の利益の致命

的な問題であります。何とかしてひとつこれを少

しでも早く、スピード・アップをこれは深く考慮しておるわけであります。

常直手当の問題は、これはその御説明の中にも
多少入りますけれども、何分妙な制度でございま
す。これを調べると、なかなか、それは似たよう
な場面というのがほかにあるかないかというところまで手を回して調べた上でありませんと、説得
力のある判定は出ませんから、その意味で非常に
慎重を期したいということを申し上げておきたい
と思います。

○委員長(下村定吉) 質疑の途中でございます

が、委員の異動について、この際御報告いたしま

す。ただいま林田正治君が委員を辞任され、その補

欠として山崎齊君が選任されました。

○委員長(下村定吉) 質疑の途中でございます

が、委員の異動について、この際御報告いたしま

す。ただいま林田正治君が委員を辞任され、その補

欠として山崎齊君が選任されました。

○鶴園哲夫君 この判定文を見ますと、昨年の十

二月二十六日の判定ですね。この判定文を見ます

といふと、この登記所の宿日直というのは通常の

宿日直と変わらない、こういうのが一つ出ている

わけですよ。変わらないと。ところが次に、理屈

が今度はつきまして、変わつておると、こうなつ

ておるので。

(委員長退席 理事小柳牧衛君着席)

通常の宿日直と変わらない。それはそのとおりで

しょう。しかし、次に出でることは、変わつて

おる。なぜ変わつておるかといふと、これは家族

と一緒におるから寂寥感がない、あるいは疎外感

がない、恐怖感がない、それから家事もやれる

ことが多い。そのほかに、もちろんいまおここと

ぱにありましたように、正確、的確にということ

でありましたから、それらの手続を省略するわけ

にいかない。それらの御都合ともにらみ合わせ

ながら、正確、的確なる結論を得るべく努力をし

ておるといふことで、心ならずもいまのような御

批判が出来るようになつたといふに思ひます。これは、関係者の方々のいろいろ御協力も

得て、われわれとしても、もつと積極的に早くこ

れが進まぬことには、これは公務員の利益の致命

的な問題であります。何とかしてひとつこれを少

しでも早く、スピード・アップをこれは深く考慮しておるわけであります。

○鶴園哲夫君 この判定文を見ますと、昨年の十

二月二十六日の判定ですね。この判定文を見ます

といふと、この登記所の宿日直というのは通常の

宿日直と変わらない、こういうのが一つ出ている

わけですよ。変わらないと。ところが次に、理屈

が今度はつきまして、変わつておると、こうなつ

ておるので。

(委員長退席 理事小柳牧衛君着席)

通常の宿日直と変わらない。それはそのとおりで

しょう。しかし、次に出でることは、変わつて

おる。なぜ変わつておるかといふと、これは家族

と一緒におるから寂寥感がない、あるいは疎外感

がない、恐怖感がない、それから家事もやれる

ことが多い。そのほかに、もちろんいまおここと

ぱにありましたように、正確、的確にということ

でありましたから、それらの手続を省略するわけ

にいかない。それらの御都合ともにらみ合わせ

ながら、正確、的確なる結論を得るべく努力をし

ておるといふことで、心ならずもいまのような御

批判が出来るようになつたといふに思ひます。これは、関係者の方々のいろいろ御協力も

得て、われわれとしても、もつと積極的に早くこ

れが進まぬことには、これは公務員の利益の致命

的な問題であります。何とかしてひとつこれを少

しでも早く、スピード・アップをこれは深く考慮しておるわけであります。

○鶴園哲夫君 この判定文を見ますと、昨年の十

二月二十六日の判定ですね。この判定文を見ます

といふと、この登記所の宿日直というのは通常の

宿日直と変わらない、こういうのが一つ出ている

わけですよ。変わらないと。ところが次に、理屈

が今度はつきまして、変わつておると、こうなつ

ておるので。

(委員長退席 理事小柳牧衛君着席)

同じ人事院ですけれども、給与局のほうで検討さ

れて、勧告としては、一ヵ月三千円の範囲において

常直手当を支給する、こういう判定が出了わけ

です。そこで、これは通常勤務と変わらぬ、通

常の宿日直と変わらないというのうなずける、

直とは違う。それは寂寥感ないとか、あるいは疎

外感がないとか、恐怖感がないとか、家事の、私

生活と切り離せないという点ですね。これは私に

言わせますと、これは寂寥感なり疎外感なり恐怖

感がないといふことは、家族と一緒に宿日直を

やつておるからです。だから、あるいは外部に

対して非常に強さを持っているというのは、自分

の家族も一緒にになって宿直しているから外部に對

しても強いのですよ。さらに、国民の権利義務で

ある、権利であるところのいろいろな登記関係の

処理というものを守つておるということになるわ

けですね。そういう面の評価がないわけですよ、

これは。だから、私は言わせますと、これはもう

おかしな話ですけれども、組合はこう言つてい

る。それから從来は手当というようなものは出で

ていない。このまん中に立つた判断をしておられる

のです。これは足して二で割るというやつです

よ。よくある。こういうやり方ではこの問題は解

決できないのではないか。確かに家族と一緒にお

る。ですから、それは外部に對しても強いので

あります。交代制をはつきりさせるとか、なんとか、

やつぱり常直勤務をのものについても、もつと根

本的に、交代制をはつきりさせるとか、なんとか、

奇妙な制度でございます。それは、率直に言え

ば、確かにうまみのある一つの制度であるとい

う見方でできましょけれども、概して、うまみの

あるといふものは不合理なものがうまみがあるの

であります。その辺に思いを及ぼしますと、

やつぱり常直勤務をのものについても、もつと根

本的に、交代制をはつきりさせるとか、なんとか、

やつぱり常

すね。自分の公務をやっているところが同時に私宅である、そうして私物と同時に公物を一緒になって守らせるというこの公務のやり方ですね。これは私、徳川時代と非常に似ておると思うのですけれども、徳川時代では、自分のうちで仕事をやっておった面が先機関に多かったわけあります。自分のうちが同時に役所である。いま登記所の場合におきましても、そういう面が非常に強いわけですね。言うならば、封建的なといいますか、公私一本にして登記書類を守らせるというような感じですね。こういう問題についてどういうふうに考えられておるか。私も、そういう執務形態が非常におくれた執務形態であるというふうに思います。でありますから、この問題をすべて給与で解決する、あるいは給与面で解決するという点については問題があることはわかります。これは総裁として、おっしゃるとおり、給与ですべて解決することは問題があるというふうに思いますけれども、一応法務省としてどういうふうに考えるので、これをまずひとつ。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せの点、私どもも非常にこもつともな点があると思います。人事院総裁も不合理だということを申されまして、私どもとともにそのことは考えておるわけあります。ただ、いかんせん、この法務局の出張所——いわゆる登記所と申しますのは、職員の数が非常に少ないところが多いのでござります。職員わずか一人で仕事をしておる出張所というのが全國に約三百五十カ所ござります。それから、二人だけというのが七百カ所以上もあるというような始末でございます。そういうところにおきましては、序舎と職員の住宅というものを別にいたしまして宿直をさせるということになりますと、かかるこれを減らしたのでありますけれども、以前は三百カ所以上あったのでございます。そういうところにおきまして宿直をさせるということになりますと、かえって不便なのではないかということになります。

とも実は考えられるわけであります。それからな
お、はなはだ遺憾なところには、との法務局の出張
所というのは、國の施設が非常に少ないのでござ
います。大きっぽに申し上げますと、こういう末
端の登記所は、大部分が市町村から借り上げてお
るというようなところが多いので、建物も古うど
ございまして、明治時代からのものが非常に多いの
でございます。この職員が、この厅舎に接続しま
して——私ども居住室と申しておりますが、ここ
に家族と一緒に住んで仕事をするという形態が、
明治三十年ごろからのはしきたりになつてお
りまして、いまこれを急に改めるということにな
りましても、まず登記所の厅舎から改めていかな
くてはならないという問題も出てくるわけでござ
います。そういう次第をもちまして、非常に不合
理な面もあるのでございますけれども、急速にこ
れを改めるということができない事情にございま
す。

直というのには十日に一ペんとか二十日に一ペんといふのですが、これは毎日やらなければならない。こういうわけでも毎日毎晩やらなければならぬ。こういうわけですね。そういう意味で判定は強調しない。そういうことになりますれば、私は、これはやはり人事院としては宿日直手当として処理すべきだというよううに思うのです。ですから、一日四百二十円の宿日直手当を支給すべきである、こういうふうに思ひます。いかがございましょうか。

○政府委員(佐藤謙次夫君) 先ほども触れましたように、まあ、不合理と言つてしまふのも、民事局長の手前、いかがかと思ひますので、ちょっと変わつた制度だということにしておきますが、制度が妙な制度であるから三千円でいいのだというふうなたてまえでわれわれ考えているわけではありません。したがつて、判定とのつながりはむしろそういう面ではないので、先ほど触れましたように、民間の同じようなことをやつておられる場合についての手当は一体どうなつてゐるかということを当面の比較にとって、そして三千円ということを算出しておりますので、そういうふうに御了解をいただけたら幸いかと思います。

○鶴園哲夫君 いや、總裁のそのお話は、ボート・小屋の番人からいろいろお調べになつておるようありますが、

〔理事小柳牧祐君退席、委員長清席〕

これはボート・小屋の番人、あるいは保健所の方、これはこういうものは私は當を得ていないと思ひます。御熱心なのはけつこうなんですが、どうも当を得ていないと、いうふうに思ひますね。私はこの判定そのものがおかしいと言つてゐるのです。総裁はこの判定は正しいという前提でやつておられると。私はこの判定がおかしいというのは、陳述感とかあるいは恐怖感とか、そういうものはないと強調をしておるわけです。それを裏返していふ。その面も見なければいけない。つまり、家族と一緒に当たつてゐる。年がら年じゅう家族と一

緒に当たっている。そして、国民の権利である登記物というものを外部に対し守っている。こういう事態が強調されてないんです。このどこにもないんですよ、そういう強調。だから片手落ちだと、だから判定は間違いだと、不十分だと、私は、そういう意味で、宿日直手当として考えて支給すべきじゃないか、こういう主張なんです。ですから、そこから、これは判定が正しいという御前提に立つておられるから、やむを得ないと言えば言えるんですけど、しかし、これはやはりはつきりとしておく必要があるというふうに思います。ですから、その面の強調がないのは片手落ちだという点ですね。公平局長、どういうふうにお感じですか。

○説明員（三浦直男君） この措置要求の要旨は、法務省の章程に基づきまして、常直勤務の義務のある出張所長につきましては何らの給与措置がされておらないというようなことでござりますが、宿日直手当を若干支給されておるけれども、請求者といたしましては、常直勤務は宿日直に該当するものであるということで、しかしながら、それが完全に支給されておらないという趣旨で、これは違法な措置であるから完全実施をしてもらいたいというような要求でございます。これにつきまして、人事院といたしまして、百五十三カ所の出張所につきまして詳細に実地調査なり、あるいは文書による調査をいたしまして、実態の調査をいたしたのでござります。それによりますと、先ほど御指摘ありましたように、職務自休の面におきましては、人事院規則による宿直勤務に該当するものであるというふうな認定をいたしたのでござります。さらに、勤務の面におきまして、勤務の強度なりあるいはその勤務の心身に対する負担の度合いにつきましてさらに考察いたしましたところが、これが通常の宿日直勤務の場合と比較いたしまして、これと全く同じであるかどうかと申しますと、一般的の通常の宿日直勤務におきましては、本来の勤務終了後に宿舎におきまして、自分の生活の本拠たる家庭から離れまして、その勤務場所におきまして身体的な拘束を受け

が、この常直の場合におきましては、その勤務の大半は一種の手待ち時間でありまして、その実勤務時間は、通常の場合計算いたしますと、大体三十分ないし一時間くらいになるというようなことで、大体手待ち時間が多いのでございまして、その手待ち時間の間に、私生活を家族とともにしながら、勤務をする。もちろんその場合に非常勤務に重大な登記書類というようなものの管守の責任といふものはございますが、そういうことは十分に認めますけれども、先ほどおっしゃいましたように、この常直勤務については、通常の宿直勤務に比較いたしますと相当軽易なものであるといふいう判定を、認定をいたしまして、通常の宿直勤務の態容を考慮いたしまして制定しております宿直勤務手当をそのまま支給することにならないのじゃないかというようなことを勘案いたしまして、これは何らかの別のこの勤務に相応する額の宿直勤務手当というようなものを考慮する必要があるというように考えて措置して、そういう勧告をいたしたわけでございます。まあ、規程の上から申しますと、非常に拘束を受けて四六時中勤務があるわけですが、出張所長さん方のお話をいろいろ伺つたところによりますと、事实上におきましては、緊急やむを得ない冠婚葬祭の場合とか、そういうようなときには事実上勤務を離れていいというようなことにもなっていふようでありまして、勤務の内容自体が、先ほど先生がおっしゃいましたようなことも考えられますけれども、それほど家族ぐるみでやつておる点は、その裏側のほうを強調しておられない、というような認定はいたさなかつたわけでござります。

ふうに考えますし、そういう立場から宿直手当と同じような金額を支給すべきだと思います。そこで次に、これは大蔵省にお尋ねをいたしましたが、いままでこの出張所につきましては、年間拘束されておるからしてということで十分分の宿直手当が出ている。そういう出張所を一年のうち十日間は解放しようということですが、さらにそれが進んで一年間のうちの日曜日と祭日だけ、それはちょうど一年間に六十四日ある。それで六十四日の宿直料を出して、そうして日曜日と祭日だけを出張所長をそういう年間の拘束状態から解放しようということで六十四日分出でておったわけですが、ところが、今回三千円出るというところから、この六十四日を半分にしたということですね。これはどうも私は、三百六十五日全部宿直が出るというなら、これはダブりますから、六十四日を引かれるということはわかる。ですが、三千円出したからということで、せっかく日曜日、祭日だけは解放しよう、その金を半分に削るということは、これはいかにも大蔵省はえらいいみみつらいところまで自分が届くのかと思えるのですが、この点がどうも私は解せない。だから、日曜、祭日は従来のとおり解放する、そして、それ以外に三千円なら三千円の常直手当というものを出すというならまだいいんですがね。それはどういうお考えででしょう。

これを削ったのは、当時の超勤の場合とは違います。直になつて、先ほど申し上げましたように、常直手当という新たな制度ができたわけでございます。その六十四日につきまして、各出張所長の、つまり宿日直勤務の実態を見ますと、約半分程度が代行日直になつて、いるという実態でございます。したがつて、常直手当という新たな制度ができました以上、その半分に相当する日直手当は当然それに吸収されるという結果になるのじゃないかというので特に削減したわけでなくして、常直手当の新たな制度の創設に伴う当然の減少ということでやつたわけでございます。

○鶴園哲夫君 それでは、せつかく日曜日と祭日、一年間のうちの大十四日は出張所長を解放しよどうじやないかという趣旨は大きく殺滅されることになるのですね、半分減りますと。金は三千円近くもらうけれども、しかし、日曜、祭日は半分は解放されないという形になりませんですか。ですから、これを残しておけばいいんだ、六十四日は。これを半分に削つて、そうすると実際の形は、一年のうちの日曜、祭日大十四日のうちの半分だけは解放してやるが、あとの半分は解放せぬ、こういうことになるわけですね。

○説明長(秋吉良雄君) 特に、解放する、どの程度解放するということの議論ではなしに、日直手当の大十四日分につきまして、その実態が半分は代行日直をやつているということに着目いたしますと、当然それは引かれるという考え方のもとに減少したわけでございます。

○鶴園哲夫君 いや、これは代行するのはあたりまえじゃないんですか。解放しなければならぬのだから、だれか別の人におまつてもらって、それで、まあその一日だけは何となく自由な身になつて、日曜、祭日だけは自由な身になつて——代行するのがあたりまえじゃないですか。民事局長の意見を聞きたいんですけどね。

○政府委員(平賀健太君) ただいま鶴園委員から仰せのように、従来認められておりました六十四日の日直手当が半分になつたというのは、そのと

おりでございまして、その理由は、いま大蔵省が特になら書われたとおりであります。私、どうも特に鶴園哲夫君 それから、これは税金がかかることになるんじやないかな。宿日直五百円をこすと、いうことになると、税金がかかるということになると、第一金がこまかいんですから。六十四日を半分に削ろうというんだから、税金も問題にならざるを得ない。だから、どうもあまりこまか過ぎるほど、ようにも思ひますよ。えらいこのままでね。これはおそらく税金の対象になるんじやないか。まあ、税金の対象にならなければまだいい。税金の対象になりますと、また百五十円ぐらい引かれますよ。えらいこのままでですね。民事局長だつて、六十四日を削られることは不本意だと思う。せつからあるものを削られるのは不本意だと思う。これは毎日出るわけですよ。ただ、つかみ取りで、毎日出せば一万三千幾らになるわけですから、その中の三千円出しておいて、せつからあつた日曜祭日だけ解放しようといふ。それも半分に削つてしまふ。お生けにまた、ひょつとすると税金がかかりそうだといふのは、さっきの話じゃないけれども、まことに踏んだりけつたりで、まことにみみっちい話になるので、これはぜひ大蔵省としても善処を望みたいのですがね、どうですか。こんなこと今までやらんでもいいでしょ。大予算を預かっているのに、そんなこまかい、一年のうち半分しか解放しないといふ筋はそうなりますよ、筋は。だから、この点について、ぜひひとつ給与課長の検討を望みたいですね。おかしいですよ、これは。本来なら全部出さなければいかん、私の主張です。それを見つからなければいかん、私の主張ですね。だから、ぜひ再検討を願いたいと思いますよ。それを見つからなければいかん、私の主張ですね。それを見つからなければいかん、私の主張ですね。よろしくうござりますか。検討しなさい、そのくらい。大蔵省というのはみみっちいな。

○説明員(秋吉良雄君) これは宿日直手当だけの問題じゃなしに、常直手当制度との関連の問題題をして、当然これは検討した結果、こういう形に相なったのでござります。したがいまして、いろいろ、この問題をどう処理するか、宿日直手当の問題をどう調整するかということで、過去幾多の議論を重ねて今日に至つた。それからまた、人事院の実態調査あるいは民事局のそういうたいた調査等を参考にいたしますと、六十四日の日直勤務が半分程度代行日直になるというようなことからいたしまして、こういう結論にならざるを得なかつたわけでございます。問題は、常直手当という制度ができる以上は、私どもの立場としてはこういう結論にならざるを得なかつたということを再びつけ加えておきたいと思いますが、税金の問題は私の所管外でございますから、御答弁は遠慮させていただきたいと思ひます。

○鶴園哲夫君 これはまた話がもとに戻るようになりますけれども、これはどうももう少し民事局のほうと大蔵省のほうと折衝されて、いまのこの実情、こういう実情だけは解決しなければいけない。あまりにもこれはみみづちいですよ。三者の関係——人事院と民事局と大蔵省、この三者がはさまってひどい目にあつてゐる。これはぜひひ、さらにひとつ善処方を望んで、次に移ります。

次は5%の欠員不補充の問題ですね。これを行政管理庁長官にお尋ねをいたしたいわけです。この5%の原則として九月の四日現在の欠員は、これを不補充にする。これから四十一年の四月一日まで5%の欠員の不補充がきめられたわけですが、一体どういうことでこういうことをきめられたのか、その点をまずお尋ねします。

○国務大臣(増原恵吉君) 欠員不補充の措置といふのはあんまり感服した措置ではないわけでござりまするが、臨時行政調査会の答申を受ける段階の想定をし、一般に行政機構について相当の合理化、簡素化等をやるべきであるという声も相当に聞かれる状況等を考え合わせ、一面、給与改善の

措置を入事院勧告に基いて行なうこととも若干あるいはにらみ合いもいたしまして、従来の年々の欠員の状況等を考え合わせた結果、九月四日という日を、これはいわば偶然の日であります。これがとりまして、そのときに欠員の状況を調べ、閣議決定をいたしたわけでございます。この日から欠員を一応不補充といたす。これは、全部おしなべて何でもかんでもというわけではないのです。同日以後に生じました欠員につきましては、それぞれの職種等に応じた補充をもとより認めるわけでござります。大体の職種については、その後生じた欠員については五割——二人欠員したならば一人の補充を認める。これは行政機関表の適用を受ける者、その他の俸給表の適用を受ける者は九割——十人の欠員が生ずるならば九人は補充を認めるという形にし、五現業——現業部門は規制をしない、補充を認めるという形の措置を講ずることにしたわけでございます。行政機構の簡素化、合理化というものを将来に持つての含みが一つであります。一つは、給与改善のための措置も若干は考えあわせてこういう措置をとったわけでござります。

うような臨時行政調査会の動きというものをやめり含みとして、5%の欠員不補充をされるというふうなことが本筋であるということになりますれば、これは臨時行政調査会設置法通過のときの附帯決議というものは、これは臨時行政調査会を拘束するだけでなく、政府もやはり拘束されるというふうに見なければならぬわけでありますから、何か、佐藤会長にかわって政府のほうが人員整理をする、結果的には人員整理をするというようなことになつてくるというふうに思いますがね。だから、そうなりますと、これはどうやら容易ならない私どもは問題だと思うのです。附帯決議案の趣旨からいいまして、5%はおかしいといふように思います。

それからさらには、時間の関係もありますからお尋ねをしておきますが、これは効果はないのですね。これは強制力を持つていないのでしょう。やらぬところがあつた場合にはどうするのかという点も聞きたいのです。やらぬところがあつたら強制するのか。あるいはできがたいところもあるでしょうし、そういうものを強制するのかという問題も残ると思いますが、いずれにいたしましても、いまは勧奨退職というような問題がありまして、これはあとから伺いますけれども、やめていくわけです。ところが、行政職の場合においては二人やめなければ一人欠員補充できないと、こうなつたものですから、やめないのです。やめてもらつちゃ困ると、二人やめなければ一人補充できないのですから、やめてもらつちゃ困る。いまでもやめるやめると、やめるとやはり労働強化になりますからやめるのを引きとめておったけれども、いいよ二人やめなければ一人補充できないことになりますから、いよいよやめてくれるなどいうことで、しがみついちゃう。やめない。これはやめたらわれわれその仕事、荷物負わなきゃならぬ。いままでは一人やめると一人補充しましたからよかつたのですけれども、そうでなくして、この5%の欠員不補充が出てから、二人やめて一人補充するというのですから、それはなかなか不容易

これは何も効果ないのじゃないかと思うのです。むしろ、ほつといたほうがやめる人があるのですよ。やめたいという者があつても、いや、お前がやめると補充ができないから困る。それは五人おる十人おるというような職場が一ぱいあるのです。やめようという者があつてもやめるとから、五人、十人おるという職場で一人やめるというのは、これはたいへんなことですよ、あと補充しませんから。やめてくれるなということにこれはならざるを得ない。現実に職場がそうなんですから、やめようという者があつてもやめるということになる。しがみついちゃうのです。えらいことですね。何も効果ないです。効果がないだけではなくて、もう公務員のなり手がだんだん少なくなつて、応募者が非常に少ない。こういう状況に年々進んでいるわけですが、昭和四十一年までこういう状況であるということになりますと、これはいよいよ質的、量的に公務員にますますなり手が少なくなる。さらに、この影響は昭和四十一、四十二年等にも及びましょうが、そういうことになりますと、ますますいまの新制高等学校出る者はどんどん減少するわけですから、これはいよいよ非常に大きな私は影響を及ぼすのではないのか。これから入つてくる者に対しても非常に影響を及ぼすのではないか。質的、量的に非常に大きな影響を及ぼす。さらに、従来 公務員の人員構成というのは非常にいびつだということが盛んにいわれるのです。これはまたいよいよ周知の事実がそのいびつきというものをこの一二、三年の間にまた一つつくり上げていく。しませつかく漸次こう是正をされる方向に動いておるのですが、また二、三年の間にまた一つのいびつなところをもう一つつくつちまう。この与える影響は決して四十年で終わらないと思います。新しく入る者に対しては、おそらく四十二年四十三年となる者の影響を及ぼしてくると思うのです。そうしますと、これはどちらからとつてみても、五千の欠員不補充といふものはプラスにならない。現実問題としてプラスにならない。今後の人員構成の面か

いらっしゃつても、これは何もプラスにならない。どこかの總理大臣がちょっとと考えると非常にいいようにも思いますけれども、しかし、現実の公務員の実情というものからいいますと、何もプラスにならない。行政管理庁がいろいろやられる中で評判の悪いものもありますけれども、これくらい評判の悪いものないですね。もちろん、欠員不補充ですから評判いいはずないと思います、各省に対してね。しかし、評判の悪いというのは、單に感情的なりなわ張り根性から言つているのじゃない。いまの現実の問題からおかしいじゃないか、何を行政管理庁やっているのか、こういう意見じゃないかと私は思うのです。ですから、これは私としましてはすみやかに、ある程度の期間を置いて状況を見て、そうして再検討をされるべきだというふうに思いますですがね。御意見をひとつ伺いました。

でございますが、各省あまりお気に入っています。しかし、こういう要望というものが閣議というふうな場で取り上げられますすると、皆さん賛成をされるわけであります。そうして、やめる者があると労働強化になるのでやめさせないでおく、そういうことの心配があることも、十分討議をした場合に予想をしたわけであります。そうして、これは原則としてこういうふうにあれをしておりますが、特に相当の年配の人が自然に近く交代をされ、そうして新しく若い人が入ってくるというふうな事態は、特に個別的にこれを処理するということを考えております。そういうふうな、この措置のために自然な——やめる人がとどまるということのないように、その配慮は具体的には各省にもしてやつておるのでございます。新しい人が一般に入つてこないという御心配も、私どももそういう心配をしたのですが、これは増員の分、その他新規に補充をするというふうな形で措置をしておりますものについては、ことに新規増員のものについては、これを採用を認めておるわけでございます。個々具体的には十分考慮をいたして、ことにピラミッド型の人員構成がいびつにならないよう、そういう点は十分注意をしながらこのことをやつていく。たいへんりっぱなやり方ではありますから、長くこれをやろうというようなことは考えておりません。いわば、四十年度中、四十一年の三月三十一日といふことをめどにやつておるわけでございます。その効果もそう大きな、平均して五%近いものがこれで、何といいますか、いわば欠員不補充で実現するとは思つておらないわけであります。ほんなるというふうなことも、実はそう大きくなればしておらないのであります。個別の問題としての配慮は十分にいたしながら実施をしてまいりたい、かのように考えております。

○鶴園哲夫君 政府全体としてはいま欠員が約五%近くあります。この九月四日現在で、自衛隊が一番多いが、約一四%欠員がある。それから研究職が六%，それから医療職六%と高いものがありますが、これは自衛隊は人数が大きいだけに、一三%というのは、三万三千くらいの欠員がある。ですから、政府全体として見ますと、欠員は四・三%をしている欠員になっています。ですから、いま長官のおっしゃるように、五%という欠員不補充というのは、何となくあいまいなよううに聞きましたが、すでにもうあるのですから、自衛隊が大きいのですから、一三%といいますと、たいへんな欠員になります。ですから、政府全体としての欠員率は四・三%，四・四%くらいになっている。ですから、私は伺った範囲では、五%の欠員不補充というのはそうめんどうな話でないような印象を受ける。ただ、各省に五%だということで強制されるということになりますと、もうこれはえらい話です。強制力はあるのかどうかという点をもう一つ伺うこと。それから、定員はそれぞれ法律によりまして、農林省でいって、あるいは厚生省は何千何百何名、人數までびしりとまとまっているわけです。その中で一%前後の欠員を持つているということは、政策上、あるいは人事処理上考えられますけれども、五%という欠員を目指にして持っていくという考え方には、これは私はやはり法律のたてまえからいって、政策で五%というのは、これは常軌を逸しているというふうに思います。法律で何千何百何十名ときめてあるのですから、その中から五%これから欠員不補充を持っていくという考え方には、これはどうも私は法律を政策で動かすという印象を非常に強く受けます。もちろん、一%前後のものが欠員であるということは、人事処理上必要だというふうに思います。配備転換とか、あるいは異動とかいうような面から考えましても、これがせつかく定員がきまっているのを五%という考え方、これは行政管理庁としては自己矛盾じゃないかというふうに思います。どうも先ほ

ど申し上げましたように、いろいろの諸点から
いって、これは効果ないと私どもは思うのです。
思いますから、効果はないだけではなくて、非常
に逆効果になっているという印象を受けるわけで
す。ですから、私どもはすみやかに——すみやかに
と言わなくともいいが、ある程度期間を置いて状
況をひとつ検討されて、二カ月に一ペんずつ行政
管理庁に報告するようなことですから、ですから、
そういう中で再検討される必要があるというふう
に思います。それを望みたいと思いますが。
○國務大臣（増原恵吉君） おっしゃることはよく
わかりますが、強制力というようなものが特別に
あるというふうな性質のものではありません。し
かし、政府でそういう方針をすでに閣議で決定を
してやっていることですから、各省はこれに従つ
てくれるというふうに確信をいたしております。
いつまでもこういうことではなく、来年度じゅう
ということは申し上げたとおりであります。な
お、個別に相当こまかく配慮をすべきところは配
慮をしていこう、こういうことは申し上げたとお
りでございます。定員というものは、限度をきめ
ておりますので、法律上の違反とかなんとかいう
問題ではなからうと思うので、しかし、これが平
常のやり方ではないので、平常の状態でこういう
ことをやることが決して適當とは考えておらな
ので、四半期ごとでありますかに、この状況を
報告をしてもらうのであります。また、事態はこ
まかく各省からもそれぞれ要望が出てまいるわけ
でござりますので、実情に合わないような面は、
具体的な除外例の問題として十分措置をしてまい
りたい。大体、うんと高い自衛隊という例外があ
りますが、研究職その他をあれをしまして、その
ほかの通常の形でいるものが全部五%にな
るというふうな状況は、まざないと思っておりま
す。いままで、普通一番多いところは、平均で多
いのは一・二%程度の定員の欠員が一番大きいわ
けであります。そういうところは五%までには行
かなからう。五%で抑えるということとも実はたい
へん考えた末であります。結局は腰ためになら

さるを得ないので、五%ということにいたしたわけがありますが、個々に不工合のあるところは、これを例外を認めて供給していくということはやつておられるつもりでございます。

○田畠金光君 ちょっとといまの問題に因連して、いまの長官のお話を承りますと、一年間の定員の不補充という原則を立てられたようですが、そう

しますと、来年局を設けるとか、あるいは部を新設するとか、あるいは新たな公團を設けるとか、こういうような面は、不補充の原則から見ても、

また、したがつて、積極的に定員をふやさないでますと、まだえから見ても、一切局の新設、部の新設、あるいは公團の新設等は認めない、こういうことになるわけですね。特にこの点は過日行政管

理庁長官の名において、ちょうど予算編成の時期であるから、そういうようなことは一切認めな

い、こういう方針を行政管理庁としてははつてい

ると新聞で拝見したのですけれども、ちょっとま

たこの臨時国会終ると予算編成のどんばに来た

るわけで、いまの方針は不補充の原則を貫くと、これはいま言つたようなことになるわけですが、

その点どういう方針でおられるのですか。

○國務大臣(増原恵吉君) 新聞等で発表いたしま

すので、ごらんをいたいたいた向きもあると思ひますが、局、部等の新設は原則としてはこれを認

めないと、いう方針で、絶対認めないと、いう方針ではございません。したがいまして、

人員についても、おそらく結論的に申すと、若干の増員は認めざるを得ない。特に現場関係の仕事

等でやつていく。しかし、これも絶対に認めないと、いうものではございません。したがいまして、

人員についても、おそらく結論的に申すと、若干の増員は認めざるを得ない。特に現場関係の仕事

等でやつていく。しかし、これも絶対に認めないと、いうことあります。したがいまして、

設立が出ておりまして、これはいま具体的に審

査をしているという段階でございます。公團についてもさうでございます。

○鶴園哲夫君 まあ、私はいまの五%欠員不補充の考え方がある、実際、臨時行政調査会の関係もありますし、それから定員法というのは、限度をきめます。しかしながら、定員法というのではなくてやるというふうにおっしゃいますが、しかし、実際の運用はそうはなつてない。限度をきめますと、来年局を設けるとか、あるいは部を新設するとか、あるいは新たな公團を設けるとか、こういうような面は、不補充の原則から見ても、

また、したがつて、積極的に定員をふやさないでますと、まだえから見ても、一切局の新設、部の新設、あるいは公團の新設等は認めない、こういうことになるわけですね。特にこの点は過日行政管

理庁長官の名において、ちょうど予算編成の時期であるから、そういうようなことは一切認めな

い、こういう方針を行政管理庁としてははつてい

ると新聞で拝見したのですけれども、ちょっとま

たこの臨時国会終ると予算編成のどんばに來

るわけで、いまの方針は不補充の原則を貫くと、これはいま言つたようなことになるわけですが、

その点どういう方針でおられるのですか。

○國務大臣(増原恵吉君) 新聞等で発表いたしま

すので、ごらんをいたいたいた向きもあると思ひますが、局、部等の新設は原則としてはこれを認

めないと、いう方針で、絶対認めないと、いう方針ではございません。したがいまして、

人員についても、おそらく結論的に申すと、若干の増員は認めざるを得ない。特に現場関係の仕事

等でやつていく。しかし、これも絶対に認めないと、いうものではございません。したがいまして、

人員についても、おそらく結論的に申すと、若干の増員は認めざるを得ない。特に現場関係の仕事

等でやつていく。しかし、これも絶対に認めないと、いうことあります。したがいまして、

設立が出ておりまして、これはいま具体的に審

問題を伺いたいと思うのですが。いまどこへ行きましても、勧奨退職というのは各官行なわれております。

○伊藤顯道君 関連。

いま大臣の御答弁の中に、定年制はある年齢で

しくべきであるとの意見が出ておる、こういうことになつておりますし、それから定年制はあります。しかしながら、定年制ではないわけですし、そ

う思ひます。しかし、一%前後の、まあ一%足らずの欠員は持つておる。これは人事の処理上の問

題として出てくると思います。ですから、五%を確保する、確保してあるという前提に立つておる

と思います。しかし、一%前後の、まあ一%足らずの欠員は持つておる。これは人事の処理上の問

題として出てくると思います。ですから、五%を

確保する、確保してあるという前提に立つておる

と思います。しかし、一%前後の、まあ一%足らずの欠員は持つておる。これは人事の処理上の問

題として出てくると思います。ですから、五%を

確保する、確保してあるという前提に立つておる

と思います。しかし、一%前後の、まあ一%足らずの欠員は持つておる。これは人事の処理上の問

題として出てくると思います。ですから、五%を

確保する、確保してあるという前提に立つておる

と思います。しかし、一%前後の、まあ一%足らずの欠員は持つておる。これは人事の処理上の問

題として出てくると思います。ですから、五%を

確保する、確保してあるという前提に立つておる

と思います。しかし、五%を

ぬのではないかというふうに考えるわけでござい

ます。

いま大臣の御答弁の中に、定年制はある年齢で

しくべきであるとの意見が出ておる、こういうこ

とでございますけれども、当内閣委員会、前国会の場で同じ内閣の労働大臣は私の質問に答えて、

いわゆる雇用の安定、高年者の雇用の安定とい

う立場からも今後は定年制廃止の方向でいま検討されておるということを、いま長官から答えた

こととは矛盾しておるわけなのです。われわれ

も、各省とも勧奨する年齢の基準をきめまして、

公務員法によりますと、国家公務員は終身公務員

として定年制がなつておるわけですが、いま

問題になつておる年齢の基準をきめて、そして勧奨しているという

状況ですね。これは一体どういうことなのか。ど

ういう根拠に基づいてやつておられるのか。法律

も、年齢の基準をきめて、そして勧奨しているとい

う状況ですね。これは一体どういうことなので

あります。しかし、五%を

確保する、確保してあるという前提に立つておる

と思います。しかし、五%を

題ともからみますし、退職後の生活あるいは高年者としての仕事ともからむわけでございます。なかなかむずかしい問題であることは申すまでもないことでございます。そういう意味の私は発言であろうと、そういう意味では、おっしゃるとおり、中高年齢層の職域開拓の問題は同時に考えるべき問題である、このように考えます。

○伊藤顕道君 時間がありませんから多くをお伺いしませんが、長官も御指摘になつたので、若干やつてきますけれども、定年制をしくような場合は、その場合に前提条件があるわけです。それは、いま一部を長官御指摘になりましたけれども、やはり具体的には退職金を大幅にして、そうして昔の恩給、いまは共済退職年金、こういうもので退職後の生活を十分保証できる、そういう時点に立つて初めて定年制をしてしかるべきだ、ただきたいということを、この機会に給与担当大臣でございますので、そういう関連からひととお願いしておきたいと思います。

○國務大臣(増原恵吉君) おっしゃる点十分に了承をしておるつもりでございますので、十分にその点は慎重に検討をいたします。

○鶴園哲夫君 これは、いま勧奨退職は強制力がないというお話なんですが、国家公務員を所管している人事院の見解も聞いておきたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 鶴園委員の御質問につきましてお答え申し上げます。勧奨退職は、あくまでも文字どおりでございまして、したがつて、強制力を持たないということはそのとおりでございます。強制力を持たせようと思えば必然的に分限処分という形をとらざるを得ないのが現行法のたたえでございます。

○鶴園哲夫君 この勧奨退職は実際のすすめ方を見せてみますといふと、この際おまえさんはやめられないじゃないか、いまおれの言ったときにやめれば割り増し退職金を出すぞ、そうでなければ今後割り増し退職金を出さぬぞと、こういう言い方

なんですね。ですから、割り増し退職金というと退職金が八割ふえるわけですから、たいへん大きな経済的な圧力を加えるということになるわけなんですよ。ですから、実際には、すすめという段階を越えて、勧奨退職でやめなければ八割増しの退職金はつかねばということで、経済的に非常に大きな負担を感じする、すすめられた者は、自分でではなくて、やっぱり自由意思ではなくて、ほんとうにやめなきゃならぬのじやないかという感じを受ける。そして、もし残ったとしても、おそらく配転を命ぜられるのではないか、あるいは仕事を与えられぬのではないか、だからだんだんやめなければならぬというところに追い込まれるのではないかというような感じを与えておるようですね。ですから、全体として見ますと、泣き泣きやめていく。終身公務員という、定年制はないにかかわらず、泣く泣くやめなければならないといふ事例だって一ぱいあるといふうに見られますが、ですから、こういうような勧奨退職というふうなものをやめたたらどうなんでしょう。いま任用局長は、強制力がないといふお話を、実際上は、いま言ったように、八割増しの退職金はつかねど、そして、一べん勧奨をやつたらあとは勧奨をやらぬぞと。あとは二年、三年、五年、十年でもつとめられるかというと、なかなかそはないかない。配置転換が来る、あるいは仕事を与えられぬのではないかというのだから、自由判断にはならない。ですから、ある意味では脅迫を感じる。そろして、泣く泣くやめなければならぬといふ事例だってこれはまあ実情じゃないかといふに思うのですがね。ですから、そこら辺の問題についてどういうふうに考えられておるのか。

それともう一つ。さつき行政管理庁長官の答弁の中に、定年制にかかるものとして自然に生まれてきたというお話をあります。だから、そこら辺の問題についてどういうふうに考えられておるのか。

○國務大臣(増原恵吉君) ことばが不十分であつたかもしれません、やはり公務員の全体の一観點からすると、ひとつの御質問の中では人員構成といふことがありましたが、まだ至つておりますが、それは、やはり相当の年齢になれば、まあ正規の形はやはり私は定年制というものになるのが最も適切にやるという段階にまだ至つておりますが、やはり相当の年齢になれば、まあ正規の形はやはり私は定年制といふものになるのが最も適切にやるという段階にまだ至つておりますが、やはり相当の年齢になれば、まあ正規の形はやはり私は定年制といふものになるのが最も適切にやるといふふうに思いますが、なかなか定年制をやめなきゃならない形でも、しかし、やはり人員構成の問題がござりますが、そこで、現にそのことを考慮して、つとめたい人はいつまでもつとめることが可能であると見ておるようですね。ですから、このまま定年制をやつたところは一部分しかございませんが、そういう形でも、しかしながら、人員構成の問題がござりますが、そこで、現にそのことを考慮して、つとめたい人はいつまでもつとめることが可能であると見ておるようですね。そこで、定年制にかわるものとしてこれが制度としては行きにくいところがござりますから、自然に勧奨退職とそれを考慮して、つとめたい人はいつまでもつとめることが可能であると見ておるようですね。つまり、定年制にかわるものとしてこれが制度としては行きにくい形には、やはり官庁の構成としては行きにくいところがござりますから、自然に勧奨退職とそれを考慮して、つとめたい人はいつまでもつとめることが可能であると見ておるようですね。

○政府委員(矢倉一郎君) 鶴園委員の御質問につきましてお答え申し上げます。勧奨退職は、先ほどおふうな考え方をしておるわけでございます。つまり、この材料とする勧奨の問題があつた場合に、これは一つの強制にわたるおそれがあるのじやないかと、その意味でお話しになつたと存じますが、この勧奨退職は、実際問題としては、一つの法律上の問題よりは事実上の問題として出てくる場合が多いわけでございますが、したがつて、もちろん現行のものとでは、強制にわたるような勧奨退職といふものがもしからわれてくれれば、結局、その勧奨の当否の問題、妥当性の問題と、いうものが必然的に課題になると思いますので、そこで、現在そのことに対する一つの救い――御承知のように、公務員がある程度その職場で安定しているということは、御指摘のとおり、非常に大切なことであります、こういう点について、つまり強制にわたるかどうかというこの教養の問題というのには、御承知のように、いわゆる強制退職の場合には、一つの不利益な処分を受けた疑いがある、そういうことと、そこで出来人事院の運用のしかたが、こういうふうに申したのを考へまして、つとめたい人はいつまでもつとめることが可能であると見ておるようですね。そこで、定年制にかわるものとしてこれが制度としては行きにくいところがござりますから、自然に勧奨退職とそれを考慮して、つとめたい人はいつまでもつとめることが可能であると見ておるようですね。つまり、定年制にかわるものとしてこれが制度としては行きにくい形には、やはり官庁の構成としては行きにくいところがござりますから、自然に勧奨退職とそれを考慮して、つとめたい人はいつまでもつとめることが可能であると見ておるようですね。

○政府委員(矢倉一郎君) 鶴園委員の御指摘の一

ういう場合に、勧奨を何か経済的な、あるいは自由な判断を裏らせるような、そういうやり方で勧奨退職をやるということは、これは好ましくない、というふうに私は思います。さらによると、実際、これは各省で基準年齢をきめて、その年齢に達したらというので、もう二、三年前からそわそわしているのですよ。再来年になつたらおれのところに言つてくる、おまえやめたらどうかと。ところによつては半年前に予告するのがあるそうです。予告をする。参議院なんかもそのようですね。予告するそうですね。半年くらい前に予告して、そしてまた三ヶ月くらいたつて今度は内示があるらしいのです、やめたらどうかと。ですから、二年くらい前からもう来るぞ、もう来るぞ、こういうようなわけですね。こういうようなことは、私は、いまやこの勧奨退職というのはある意味で制度的なものになつてきてているのです、決しておやめになることをすすめるというようなものじゃなくて、制度的なものまでに。ですから私は、先ほど行政管理庁長官が定年制にかわるものとのいうような御発言もあるいは出てきたのではないかという推測もしたのですけれども、そういう意味で、この問題については行政管理庁長官としても、人事院としても、これは慎重に取り扱つてもらいたいと私は思います。その点についてひとつ考え方を聞いておきたいと思います。

○國務大臣（増原恵吉君） 勧奨退職というのは、やはり人員構成上の都合で、やむを得ずと申しますか、自由な効率によるものでござりまするから、強制にわたる、自由を束縛すると申しますとか、そういうようなことにはならないようには十分注意をしてまいらなければならぬ、かように考へます。

○政府委員（佐藤達夫君） 行政管理庁長官の言われたところと全く同感に考えております。

○田畠金光君 二、三お尋ねしたいと思うんですが、あるいは鶴園委員の質問と重複している点があるかもしませんが、専門家でないので、ひとつわかるように御答弁いただきたいと思います。

最初にお尋ねしたいのは、まず人事院総裁について尋ねるわけですが、給与改定の勧告についてこれが完全実施をはかるということは、特に人事院総裁としても強い御要望だと、こう考えておりましたが、ただ、御承知のように、先般まいりいろいろ国会で議論されているように、これは完全実施の一つの方法として、十月に勧告し、翌年の四月実施。こういう形を持つていたらどうであろうかの点について、人事院当局としても、いろいろ財政の問題あるいは予算編成の問題等とも関連についてはどのように検討が進んでおるのか、これについてはどのように検討が進んでおるのか、これまでお尋ねしたいと思うわけです。

○政府委員(佐藤達夫君)　おことばを待つまでもなく、私どもとしては、勧告が、時期の面におきましても完全に実施されるようにということをひとえに念願しておりますが、ただ、数年来、これが私どもの勧告とおりに実施されおりませんために、いろいろなまたそこに問題が提起されております。たとえば、勧告の時期がもつと考えられないかというような形で出ておるわけであります。先年、この参議院の内閣委員会におきましてもそういうおことばは確かにありました。そういうこともありまして、私どもとしては、完全実施を保証できるような何か方法があればこれにこしたことではないわけでありまして、その意味で検討をすつと続けてきておるわけであります。ただし、私どもの立場は、民間に完全に追いつかせないことは筋が通りませんから、あるうしろの時期をそのまま空白にしたままで、先に向かつて四月からというようなことは、とうていお詫にならないことがありますから、民間との給与の比較をしたその時点までは常にさかのぼりながら、その実施を期していかなければならぬということになつてまいりますために、なかなかこれはむずかしい問題であります。しかし、先ほど申しましたような趣旨で、勧告及び調査の時期というのもいろいろ細みかえて、

すらしてみたらどういう結果になるかというと、必ず検討を続けておりますけれども、いずれにしても、率直に申し上げまして、落ちつく先は勧告の時期あるいは調査時期をいかにすらしても、絶対にこれが完全実施できるという保証はないのではないか、結局お金がかかる問題に落ちつくんじゃないかということが、率直な所感なんでございます。

また、現在の勧告の時期、調査時期につきましても、これが非常に不合理であるために、勧告は完全実施が絶対にできないものかというと、そういうものでもないということにだんだん思いが込んでまいりますと、なかなか調査時期あるいは勧告時期をすらすということは、数年来固まってきたことがありますから、これをすらすことは、よくよくの決意を要する。その及ぼすいろいろな影響も考えなければならぬということもあって、いまだに調査中でありますけれども、先ほど申しましたように、一方、やはり予算面あるいは予算制度の面まで触れまして、これは政府のほうでもお考えいただくべき面が大きくなるのじゃなか。これはかねがねそういうことも増原国務大臣を見てのためにはどうしたらいかということを検討していくこうということで、現に進めているわけでございます。

うことができるかどうかという点では、まだ疑問が出てくるわけです。事務当局で検討されておられるようですが、どの程度の作業状況になつておるのか。とにかく新しく年を迎えた、新しい勧告の時期も間もなく来るわけで、この問題については、勧告の完全実施という観点からこの問題が検討の俎上にのぼってきておるわけあります。その辺をひとつお聞かせ願いたい、こう考へるわけです。

○國務大臣(増原恵吉君) 人事院總裁からもお答えがありましたが、勧告の時期だけをいろいろ総裁とも私じっくり話し合いをしてみたのであります、いま四月をとつて調査をしてもらう、五月から実施という勧告が出ております。これに若干の――三ヵ月くらいの調査、集計、検討、勧告のための期間が要るわけで、若干短めることはであります。そういうことを考えますと、いま四月をとつてみると、六月をとつてみるとかいう動かし方で、なかなか完全実施といううまい案が実は出てこぬわけでございます。一応考へますると、十月、十一月ごろに勧告をされて、その勧告が明年四月からの実施であるということであるならば、これはたいへんぐあいがよいわけです。ところが、そういうものは、現在のたてまえで行くならば、四月という年の実態に即して翌年の四月から行なうということになるわけありますから、これでは実は話になりにくい。まあ、頑の中にだけ考えてみますと、六、七月を基準に調べてもらつて、そうして十一月ごろに勧告を出してもらつて、何というか、推定値を出して、明年的四月から、その年は別にもう一べん他の勧告をやつてしまつて、過渡的には二度やる年がありますよう。そういうことで、次の四月の推定値を出してもららう。そうして四月からやれという勧告がもしうけて、その推定がほとんど狂わんように出でてくるという見込みがもしあるとするならば、私は一つの方法ではないかと思うのですが、これは人事

院總裁とも話をしてみたのですけれども、そういう推定をして、それがほとんど狂わぬ。七・九と出したものが、せいぜい狂って七・八とか、狂うという程度のものがまず期待できないということになりますと、推定による勧告を受けて、四月から実施するということともたいへん困難だということで、実はなかなかいい知恵が浮かばぬわけであります。

もう一つの方法は、給与関係費の中に若干の盛り込みをするという、先ほど鶴園委員の仰せになつたような問題、あるいは予備費に計上をしてお臣がお答えしましたように、この点については、たゞかしい諸種の問題がありまして、まあ、大蔵大臣がわれわれと話をしておるときには、さらに強い口調で、なかなかこれは賛成をしてもらえないというような状態でござります。したがいまして、事務当局の間でそうした具体案を検討してもらつたのであります。まだ結論を得ております。したがつて、六人委員会、これもいろいろな事情で少しおくれまして、今朝開きまして、先ほど大蔵大臣から申したように、十分いろいろな方面から思い切った議論、検討をしてみたのでござりますが、結論的なものにはきょうはまだ到達することができませんで、これは六人委員の関係の次官相当官等に早急にひとつ検討をしてもらう。方向は人事院勧告の完全実施と目標で検討をしてもらおうということにきょうのところは落ちついたわけでございまして、残念ながら、まだ結論は得ておらないでございます。

○田畠金光君 佐藤人事院勧告の内容等については、特に昨年、ことしを見ても、較差を完全に埋めるという勧告で、その点は人事院の権威も相当私は前進しておると、こう見ておるわけであります。が、ことに、ことしの勧告を出されたあと、人事院總裁みずから池田総理に会つて、今度こそはひとつ〇〇%の政府も尊重してくれ、こういうよなことで強く要望されましたが、結果にお

いては、たとえば一番われわれの心配しておる五月遡及の問題を見ても、九月ということで押さえられたわけで、この点まことに遺憾だと、こう考えておりますが、この点人事院總裁としてはどういうお考えでおられるか、この点承つておきたいと、こう考えております。

○政府委員(佐藤達夫君) 今回ことしの勧告につきまして、従来の例よりも一月進められて九月からされました政府の御努力に対しても、これは率直に敬意を表します。しかしながら、私どもの勧告の趣旨から申しますと、やはりこれは五月にさかのぼつていただきませんと筋が通りませんので、したがつて、また先ほどお話を出ましたように、勧告の完全実施をいかにして確保すべきかといふ問題にこれはつながつてまいります。そういう問題にこれはつながつてまいります。そういう点に目下真剣に取り組んでおるということです。

○田畠金光君 次に、若干この内容についてお尋ねするわけですが、まあ八・五%の較差を埋めるという勧告を出されたわけですが、その中で、俸給表の改定分として七・九%をどうするか、この配分をどうするか、こういうことで人事院当局としても作業されておるわけです。ところが、その結果を見ますと、行政職俸給表のたとえば(1)の改定率を見ますと、官民較差の実態に合つていなければいけないか、こういう感じを持つわけです。改定率を見ますと、官民較差の実態に合つていなかつたが三・一%あるのに、七・九%の改善を行なつておるし、三等級については二・七%に対し、七・八%を改善し、むしろこれは民間を上回つておるわけです。四等級は格差一一・八%に対し、わずか七・八%、五等級は九・一%に対し七・七%、六等級を見ますと一〇・九%に対し八・一%、七等級は一五・四%に対し九・三%、八等級が一九・八%に対し一三・九%、いずれも民間給与を大きく下回つておる。こういうことは一体これらは特に民間との給与の較差を埋めることであります。その結果でき上がつた形について、いろいろこれは先ほども御批判がございましたが、勧告のたてまえであるし、また、そうであった

た。まあ、われわれしらうとの目から見ても、この配分の姿を見ますと、実際民間との較差とはございませんが、たとえば民間を上回る職種、海事職、教育職、医療職等ですね、これと、下回る職種の俸給表のこの等級においてはこの表にあるのだから、下に薄い。この点が是正されないと、こういふわれわれは強い不満と、それからまた、まことにせつから勧告を出されても、民間給与との較差はことは、必ず終わつて、結果から見ると、上に厚く下に薄い。この点が是正されないと、こういふわれわれは強い不満と、それからまた、まことにせつから勧告を出されても、民間給与との較差の是正が、下に行けば行くほどできるといふことは、勧告の本旨からいっても相反するのことは、勧告の本旨からいっても相反するのことは、勧告の本旨からいっても相反するのことは、勧告の本旨からいっても相反するのことは、

○政府委員(佐藤達夫君) 勧告にあたりましての結果を見ますと、行政職俸給表のたとえば(1)の改定率を見ますと、官民較差の実態に合つていなかつたが三・一%あるのに、七・九%の改善を行なつておるし、三等級については二・七%に対し、七・八%を改善し、むしろこれは民間を上回つておるわけです。四等級は格差一一・八%に対し、わずか七・八%、五等級は九・一%に対し七・七%、六等級を見ますと一〇・九%に対し八・一%、七等級は一五・四%に対し九・三%、八等級が一九・八%に対し一三・九%、いずれも民間給与を大きく下回つておる。こういうことは一体これらは特に民間との給与の較差を埋めることであります。その結果でき上がつた形について、いろいろこれは先ほども御批判がございましたが、勧告のたてまえであるし、また、そうであった

たし、その御批判は御批判としてわれわれも反省していますが、たとえば五等六等、七等というような辺にはございません。それはそれでらみ合わせながらやつてはおりますけれども、結論は、大体官房を全然目をつむつているというわけではございませんので、それはにらみながらの結果が勧告とし、つて、いろいろこれは先ほども御批判がございましたが、それはにらみながらの結果が勧告とし、あらわれているという趣旨でござります。さら

上げていいじゃないかという御批判は、先ほど来てお出でいるところでございます。それはそれと申して、私どもはまた率直に伺つて、さらに改善を期するつもりではございますが、しかし、今度の勧告に関しましては、そういう点も考慮に入れた上でお出ししているということをお含み願いたいと存じます。

○田畠金光君 せっかく総裁の御答弁でございましたが、先ほど指摘したように、実際今回の配分の実態を見ますと、私が申し上げた点は否定できない実情でありますので、この点、さらに今後の人事院の善処を強く要望しておきたいと、こう思っています。

次にもう一つお尋ねしたいのは、新三等級の設定でございますが、今回の改定によつて、現在の四等級を二分割して新三等級を設ける、こういうことになつております。ところが、四等級の在職者は現在三万一千名いるのに、この中で新三等級に編入される者は、格上げされる者は四千五百人程度と承つておられます。ところが、四等級の在職者は五名に一名、こういうわけでございますと、これは五名に一名、こういうわけでございます。ところが、四等級の八分俸以上を見ましても一万八千人もいるわけで、はたして四千五百名を引き上げたことで、各省にわたつて職員間のアンバランスというものが一体これで處理できるのかどうか、こういうことを、われわれは強く疑問に考へておりますが、この点についてひとつ総裁の見解を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 新三等級は、これは現在の四等級といふのは、多少複雑になり過ぎて、あるいはいろいろなものが入りまじつてきておりますが、その場合に、しかば、どの仕事を新三等級に格づけるかという場合に、やはりたびたび申します職務と責任、こういうものに着目して、そしてビック・アップをして、たとえば本省の課長補佐という場合をとらえてみます

といふと、たいてい一課に数人の課長補佐がおります。その中に、おそらく通常の場合として一人四等級の間に、いま御指摘のように、これは非常に大きな断層があるというように、あれやこれ三等級に格づけるというようなことの分析の結果、ただいまお話を出した四千五百人というのと大体私どもの考えているところと当たつておきますが、そういう結果がこういう数字になつておこっている。考え方の根本はいま申しましたようなりますれば、その人をとらえて今度新しい三等級に格づけるというような責負っている人があるということが、大体私どもの考えているところと当たつておきます。

○田畠金光君

考え方の根本はわれわれもわかつておるわけですが、八月十四日の参議院の内閣委員会においても、あなたのほうのだれかがこういふ答へをしておるわけです。四等級は非常に結構に断層が相当激しくついておる。そこで新三等級を設けるのだ。こういふことを説明されているわけですが、私のお尋ねしておるのは、新三等級に格上げされるのが四千五百名前後、こういふことになつてきますと、先ほどの御答弁の中にあつた、非常にまあ四等級が上が詰まつておるのですが、たゞ二万一千名の中で新三等級に格上げされるのがたゞ二万一千名の中で新三等級になつておるというようと、そういうものをあれこれ勘案いたしまして、今回四等級を二つに分けまして、新三等級と四等級にいたしたところ推定いたして考えてみると、おおむねこの数字は四千前後ないしは四千五百程度ということがあります。これは、やはり職務の段階になつておるといふこと、そういうことをあれこれ勘案いたしまして、今回四等級を二つに分けまして、新三等級と四等級にいたしたところ推定いたして考えてみると、おおむねこの数字になつてきますと、先ほどの御答弁の中にあつた、非常にまあ四等級が上が詰まつておるのですが、たゞ二万一千名の中で新三等級になつておるといふこと、そういうふうな数字を決定しておるのですが、その点につきましては、やはり等級別定数の改定でありますとか、これは何も新三等級を設けたということではなくて、従来からやつておきまが、その点につきましては、やはり等級別定数の改定でありますとか、これは非常にむずかしいの現状から五等級、五等級から四等級と圧力がずっとなつておるのじやないか、その辺を考えなければいけない、こう思つておるのです。

○政府委員(鶴本忠男君) 御指摘のように、これは非常に多い数字を各省でやつておるわけですが、各省バランスのとれた人事行政をやつしていく上で人事の取り扱いにいろいろこれはアンバランスが出てきようし、公正を欠く面も出てきようと思ふのですが、この点はもうちょっと正確にして、しかも、一般的にして各省バランスのとれた人事行政をやつしていく上に明確な基準というものが示されしかるべきではないか。こう考えるわけですが、この点はどうですか。

○政府委員(鶴本忠男君)

御指摘のようになりますが、私はお尋ねしておるわけですが、その点につけてもう一度ひとつ御説明を願いたい、こう思つておるのです。

○政府委員(鶴本忠男君) 先ほど鶴園委員の御質問にも出てまいつたのであります。新規の四等級を設けました理由は、先ほど総裁が御説明になつたのですが、私から多少追加して言わせていただきたい、このように考えております。

改定でありますとか、これは非常にむずかしいの現状から五等級、五等級から四等級と圧力がずっとなつておるのじやないか、その辺を考えなければいけない、こう思つておるのです。

○田畠金光君 いま御答弁の中に、総括課長補佐の現行三等級——今度の新三等級であります、が、非常に分化いたしまして、非常に幅の広いものと申しますが、新規の四等級を設けたといふことは、非常に多いです。それで、その年数が何年であるかというようなことを毎年やつておるのであります。いろいろな方法をかね合わせましてわれわれ努力いたしておるところでございます。

○鶴園哲夫君 関連して、新三等の問題ですね、この新三等をつくられたのにいま人事院の局長の話ですと、四等を二つに割つたというお話をすが、勧告の中には、四等と三等との間に新しく

は、等級をつくればまた界格の際に一つ段階が多くなるから、かえってぐいが悪いといふようでは、これは鶴園委員が御指摘になつたとは申しませんが、まあ、各方面で意見が出る場合にそういう問題がござります。そこで、むしろ問題としては、一般職員の等級というものはあまり細分しないほうがいいではなかろうかというような意見も一方に出でてまいるのでござります。で、現在われわれがやつておりますことは、この下位等級につきましては、一つの等級における高位号俸の改善を厚くするということでこれは進めております、現在。そういう点につきましては給与局として努力するつもりであるということは申し上げらるべきと思うのでありますけれども、等級の合併ないしは分離というようなことにつきましては、現在のところ何らそういう問題は考えておりませんが、今後の研究にまちまして、必要があれば、そういう問題も考えなければならぬ場合も起こるうかと、等級の合併さらに分離した場合に数をふやすというような問題も、今後の研究にまつて考えるわけでございまして、現在のところ、そういう問題について決定した方向を持つてゐるというわけではございません。

○田畠金光君 私は最後に総裁に、直接この給与の問題ではございませんが、お尋ねしておきたいのは、けさの新聞を見ますと、例のI-L-Oの条約批准に関連して、国内法の改正がかれこれ政府の中でも議論されて、大体政府案が固まりつつある、そういうことを報道しているわけです。特にその中で、この人事院の権限の問題と、総理府の人事局の権限の問題等についても、旧――旧ということばをつかって、旧政府案よりも相当後退して、人事院の権限は相当大幅に残される情勢になった、こういうようなことを伝えているわけですが、しかしました、人事局の設置については、最終的に固まっていないというようにも伝えているわけです。

お尋ねしたいのは、われわれとしては、現在の時点においては、人事院はあくまで存続すべきであるし、したがって、人事院の権限というのは後退さしてはならない。そういう意味で、総理府に人事局を設けるということは特にI-L-Oの批准に関連をする国内法あるいは国内の制度改革の最大なものである。こういう立場でわれわれは人事局設置そのものにも反対しておるわけですが、総裁は就任以来、人事院の使命と、また、したがつて、その使命遂行する上から見て、人事院の権限の縮小については、眞向こうから反対しておるやにわれわれは新聞等で見ておるわけです。

そこでお尋ねしたいのは、いま政府案としてかれこれ議論されておる人事院と人事局との関係について、総裁としてどのようにお考えになつておられるのか。また、いま言われておる政府案の程度で人事局を設けた場合に、人事院に対する影響はどうなのか。また、人事院が、國家公務員法にあげられているような使命遂行のためには、あくまでも人事局の設置ということについては反対であるという立場で総裁としては閣議の中等においても強く努力されるべきだと、こう考えておるわけですがあります。こういう問題について総裁のひとつお考へをあらためてお聞きしておきたい、こう考えております。

○政府委員佐藤達夫君　御指摘の問題につきましては、すでに衆議院のI.L.O.関係特別委員会が二国会にわたって設けられたわけであります。その席上において私どもの、少なくとも人事院としての考え方は相当精細に私は御説明申し上げております。その立場は当然今日も維持しておるわけでございます。したがいまして、あらゆる機会と非公式ではありますけれども、われわれの信頼するところを政府側にも連絡を申し上げておるわけでございますが、ただいまのお話の、けさの新聞に出ましたところは、たまたま御指摘もありましたように、まだ政府案としても固まっておらぬということでありますし、また、それについてとくに申し上げるべき筋ではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、従来の立場をもつてりっぱな政府案ができるようと私どもは念願しております。どうぞ御支援をお願いいたします。

○鶴園哲夫君 私は日本社会党を代表いたしました。で、原案に反対の意を表するものであります。今回の人事院勧告には、例年になく大きな問題点がありますが、それらをうのみにしたこの法案について、私は日本社会党を代表いたしましたが、五月一日実施が無視されましたことは、大きな問題点であります。

第一に、今年は九月一日実施となりましたが、三番目には、指定職俸給表、新三等等をつくりまして、今日の混乱しておる八等級制を收拾しようとしておりますが、これは無方針で、これまでの人事院の行き方からも逆行する措置であります。

次に、行二の問題につきましても配意がはなはだ不足をいたしております。さらに宿、日直手当、住宅手当、通勤手当等についても、まことに不備であります。

以上のような考え方方に立ちまして、原案に対しまして反対の意を表明するものであります。

次に、三法案に対します修正案を提出をいたします。これは三法案を五月一日から実施すべきであるという修正案であります。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対しまして、五月一日から実施すべきである。特別職の給与の法律につきましても、五月一日から実施する必要がある。防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案も、五月一日から実施する必要がある。この修正案を提出をするものであります。

次に、委員長提出の共同提案につきましては、時宜を得たるものといたしまして、賛成の意を表するものであります。

○小柳牧衡君 私は自由民主党を代表いたしました。で、委員長より提出されました各党共同提案によつて、修正案に賛成をいたします。

次に、鶴園君提出の修正案につきましては、も

ともと会計年度の途中において、公務員の給与改定のため、多額の財源措置を講じなければならることは、財政上もきわめて困難な点もあることと存じますのであります。政府としては極力財源の捻出につとめ、できるだけ人事院勧告の尊重につとめてこられたのであります。ことに、従来は十月一日から実施しておつた給与改定を、今年は九月一日に改めたのであります。この点政府としても格別苦心努力の存したことと存じます。しかも、給与改定に関する補正予算もすでに成立いたしておりますので、私は、鶴園君提出の修正案に対しては反対するものであります。

以上の趣旨により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案並びに防衛省職員給与法等の一部を改正する法律案に対しましては、原案に賛成、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対しても、各党共同提案による修正案並びにこの修正部分を除く原案に賛成いたしました。私の討論を終わります。

○鬼木勝利君 私は公明党を代表いたしまして、

ただいま議題となつております、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対しまして、反対の討論をいたすものであります。

わが國の経済は、前内閣の経済政策の失敗によ

りまして、至るところにそのひずみをあらわし、

中でも、昭和三十六年度から年平均六%以上の消

費者物価の連騰は、國家公務員の生活にも非常な

悪影響を及ぼしまして、去る三十五年以来毎年人

事院勧告が行なわれて、数回にわたり国家公務員

の給与改定を見ましたのでござりますが、現実

いう点のみならず、四年間にわたる物価上昇によ

る生活へのしわ寄せの解消に対する期待が非常に

大と言わざるを得ないのであります。現在、国家公務員の政治力に

たよるところは、民間企業との給与較差の是正と

当法案は、俸給表の改定並びに勤務手当、宿直・

日直手当の改定が人事院勧告に基づいてなされた

のでござりますが、その実施期日につきまして

は、五月という勧告から、毎年のことではございま

すが、またしても著しくかけ離れた九月実施と

いうことに相なりまして、国家公務員の生活の

安定、向上といふ点に十分考慮が払われていな

いのであります。申すまでもなく、人事院勧告は、

交渉権、罷業権がないところの公務員の特殊性か

ら、そのかわりといたしまして人事院制度が設置

されておるのであります。申すまでもなく、人事院

の勧告を一〇〇%守るということが前提にな

りますれば、政府はその勧告を尊重し、完全実施を

することは当然と言わなければならないのであり

ます。しかるに、佐藤総理をはじめ給与担当大臣

の増原さん、あるいは田中大藏大臣等は、まこと

にことば巧みに口を開けばきまつて人事院勧告を

尊重すると言つておきながら、例年のごとく財政

的理由のもとに人事院勧告をついに無視してきた

のであります。これは決して尊重ではない。一部

の尊重であります。現に人事院総裁も、政府の今

回の処置は筋が通らぬと、見解をはつきり表明し

ております。まさにしかり。これは明らかに人事

院勧告軽視であり、人事院存在の根本的意義がま

ことに不明瞭となり、人事院の権威の喪失である

と言わざるを得ないのであります。これはまさに

政府みずからが人事院の存在を破壊するものと言

わざるを得ないと私は思うのであります。恒産な

ければ恒心なし。衣食足つて礼節を知る。与うべ

きは当然与えることこそ、人間尊重の佐藤内閣と

しては万難を排して五月実施を実行すべきである

と私は信ずるものであります。ことに、人事院の

勧告の内容につきましても、それ自体についても

私どもは満足するものではないのです。どうぞ、

将来これが完全実施ということについて、政府は

万全の配慮をなすべきである。かようには強く

要望いたしました、本法案に対し反対の討論を

終わるものであります。

○田畠金光君 私は民主社会党を代表して、政府

提出の三案に反対し、さらに各派共同提案にな

る特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改

けざかのぼつたということは、政府にとつては誠

意を示したという主張になるであります。

しかし、このことは勧告を尊重したこととは私は

ならない、こう考えるわけであります。政府は財

政の窮屈を理由にいたしまして、またまた完全実

施をサボったわけであります。まず法律を尊

重し勧告を一〇〇%守るということが前提にな

りますれば、その前提の上に立つて財源措置を講じてく

る種別民間給与実態調査に基づいて官民給与の総合

比較を実施するのであります。申すまでもなく、人事院

の勧告は、三十五年以來職員給与引き上げを勧告してき

たということは、また、昨年以来官民の較差

を完全に埋めるという立場に立つて勧告を進めて

きたということは、人事院の権威のために一步前

進である。この点については敬意を表します。し

かしまだ、しさいに配分等について内容を検討し

てみますと、いわゆる中だるみ是正ということが

いつも言われておりますが、本年もその面において

てまだまだ大きな弱点を示しているということは

遺憾であります。ことにまた、今日の政治の失敗

から来る著しい物価の引き上げ等から見ました場

合に、こういう程度の勧告で公務員の生活の安定

がはかれるか、こういう点についても不満であ

り、深く疑問を持つております。また、初任給に

ついて高卒千七百円、大学二千円引き上げ、ある

いはまた、宿日直手当の増額等がなされておるこ

とは一応歓迎いたしますが、初任給における民

間との較差が三千円以上になっておる現状のもと

で、この程度の初任給の調整手当でもつりつけ

ない公務員をおさめ得るかということは非常に疑問

であつて、こういう点でも不満でございます。特

に、公務員労働者の切実な要求であります。住宅

手当の創設、扶養手当の増額などが必要性を認め

られていいながら今回も見送られたということは、

まさに遺憾であります。特に、われわれとして

今回の政府のとられた措置について不満を禁じ得

りりますから、討論は終結したものと認め、これより

順次採決に入ります。

第一に、一般職の職員の給与に関する法律等の

一部を改正する法律案を問題に供します。

まず、討論中にありました鶴園君提出の修正案

を問題に供します。鶴園君提出の修正案に賛成の

方の挙手を願います。

○委員長(下村定君) 少数と認めます。よって、

鶴園君提出の修正案は否決されました。

では、本案全部を問題に供します。原案に賛成

の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下村定君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛府職員給与法等の一部を改正する法律を問題に供します。

まず、討論中にありました鶴園君提出の修正案を問題に供します。鶴園君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下村定君) 少数と認めます。よって鶴園君提出の修正案は否決されました。

では、本案全部を問題に供します。原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下村定君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。

また、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党の各党共同提案にかかる修正案を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下村定君) 金会一致と認めます。よって、四党共同提案にかかる修正案は可決されました。

次に、鶴園君提出の修正案を問題に供します。

鶴園君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下村定君) 少数と認めます。よって、鶴園君提出の修正案は否決されました。

では、本案全部を問題に供します。原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下村定君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は多数をもつて可決されました。

以上の結果、本案は多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

○小柳牧衛君 私はこの際、ただいま可決されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、附帯決議を付することの動議を提出いたします。

○委員長(下村定君) ただいまの小柳君から提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下村定君) 御異議ないと認めます。

それでは、小柳君提出の附帯決議案を議題いたします。提案理由の説明を願います。

○小柳牧衛君 この附帯決議案は、自民、社会、公明、民社各党の共同提案にかかるものであります、便宜私から朗読させていただきます。

一般職の職員の給与に関する附帯決議案に対する附帯決議案を問題に供する法律等の一

部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

が、今後完全に尊重せられるよう政府は財政上

の措置について、最善を尽すべきである。

右決議する。

最近において、人事院勧告は四月の民間給与実態調査に基づいて八月に行なわれ、その実施は五

月にさかのぼるということになっているのであります。これに対して政府は、昨年までは十月からこれを実施するよういたしておりましたが、本

年ににおいて九月より実施するよう特段の努力を

されているのであります。その努力のほどは十分に認めたいと思います。しかしながら、政府と

して、会計年度の途中において多額な財源措置を講じなければならないことでもあり、人事院勧告どおりに実施することについては、現状のままではきわめて困難の点もあるうかと存ずるのであります。したがって、政府においては財政上の措置について勧告が尊重されるような方法を検討し、善処せらるるよう要望するものであります。

以上が附帯決議を提出する理由でございます。

○委員長(下村定君) 御質疑のおありの方は、順次御発言を願いま

ります。○委員長(下村定君) 別に御質疑もないようですが、

さいますので、これより本案の採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(下村定君) 全会一致と認めます。よつて、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣(増原恵吉君) ただいまの、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨

を尊重して善処いたしたいと存じます。

○委員長(下村定君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任願います。

○國務大臣(小泉純也君) ちょっと速記をとめで、〔速記中止〕

○委員長(下村定君) 速記をつけて。

議事の途中ですがここで休憩し、再開後防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の質

疑を行なうことといたしました。午後七時まで休憩いたしました。

午後六時十七分休憩

午後七時十四分開会

○委員長(下村定君) これより内閣委員会を再開いたします。

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、すでに第四十六回国会におきまして提案理由の説明を聴取いたしておりますので、先例によりこれより質疑に入ります。

○委員長(下村定君) 防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府側出席者は、小泉防衛厅長官、高橋防衛政務次官、小幡官房長、海原防衛局長、島田教育局长、堀田人事局長、軽部衛生局長、大村經理局長、国井裝備局長、麻生參事官、財満施設部長、藤本労務部長、岡野大学学術部審議官、吉里同

議官、御質疑のおありの方は、順次御発言を願いま

す。

○伊藤頭道君 この法案の関係面で二、三大臣を中心にお伺いしておくんですが、まずお伺いした

い点は、従来の審議の経緯に関連して二法、特に改正する法律案につきまして、附帯決議を付する

ことの動議を提出いたしました。

○委員長(下村定君) ただいまの小柳君から提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下村定君) 御異議ないと認めます。

それでは、小柳君提出の附帯決議案を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○小柳牧衛君 この附帯決議案は、自民、社会、公明、民社各党の共同提案にかかるものであります、便宜私から朗読させていただきます。

一般職の職員の給与に関する附帯決議案に対する附帯決議案を問題に供する法律等の一

部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

が、今後完全に尊重せられるよう政府は財政上

の措置について、最善を尽すべきである。

右決議する。

最近において、人事院勧告は四月の民間給与実

態調査に基づいて八月に行なわれ、その実施は五

月にさかのぼるということになっているのであります。これに対して政府は、昨年までは十月からこれを実施するよういたしておりましたが、本

年ににおいて九月より実施するよう特段の努力を

されているのであります。その努力のほどは十分に認めたいと思います。しかしながら、政府と

して、会計年度の途中において多額な財源措置を講じなければならぬことでもあり、人事院勧告どおりに実施することについては、現状のままではきわめて困難の点もあるうかと存ずるのであります。したがって、政府においては財政上の措置について勧告が尊重されるような方法を検討し、善処せらるるよう要望するものであります。

以上が附帯決議を提出する理由でございます。

○伊藤頭道君 そこでお伺いしますが、自衛隊法の十三条、十九条、二十一條を見ますと、部隊の組織、編成については、一部特別な事由の場合、たとえば国会閉会中に限つて政令で改正し得るようになっているわけです。そこで先ほどお伺いしたのは、その規定に基づく措置がなされた面がありますか、ありませんかということです。

○政府委員(麻生茂君) 先生御指摘のように、自衛隊法の十三条、これは陸上自衛隊でございまして、それから海上自衛隊につきましては十九条、それから航空自衛隊につきましては二十一条のそれ、それの第二項におきまして、特別の事情がある場合におきましては、政令で御質問のような措置ができるようになつておるわけでございますが、それが何を示すか、何を意味するかといふことはないわけございません。やつておりません。

○伊藤頭道君 そこで、そういうような措置はとっていないとのことでございまして、さらに伺いしますが、実際にはさような措置をとつておる面があるかと私どもは見ておるわけなんですね。と言いますのは、いま申し上げました十三、十九、二十二条の政令による措置として、表面そういう措置ではないというだけであつて、実際にそういう措置はとられておるものがあるんじやないか、こういう観点からお伺いするわけです。

○政府委員(麻生茂君) お尋ねの点は、おそらく築城の臨時航空隊のことだらうと思います。築城につきましては、臨時航空隊といふことで臨時の措置としてやつておるわけでございまして、いわゆる航空團というものを設けてやつておるわけじやございません。したがつて、航空團としての團長が権限をもつてそういう措置をしていくといふような体制にはないわけござります。これはあくまで法律が通つて初めて第八航空団として発足するということで進んできているわけでござります。

○伊藤頭道君 私がいまお伺いしたのは、そういう権限とかなんとか、もうすでにでき上がつておるところを言うのでなくして、私どもが十月に築城部隊を訪問した際に、F-86 Fの飛行隊がすでに移駐してきておる。それは法制定の暁にそちよと触れられたようですがれども、第八航空隊の身辺について、私ども先般、十月ですか、九州に参りまして築城基地を訪問した際この目で見てきたわけです。と申しますのは、F-86 Fの飛行隊がもうすでに二つの飛行隊が移駐しておつた。これは法制定の暁にそちよと触れられたようですがれども、第八航空隊の身辺について、私ども先般、十月ですか、九州に参りまして築城基地を訪問した際この目で見てきたわけです。と申しますのは、F-86 Fの飛行隊がもうすでに移駐してきておる。それはこの法律が制定するであろうという前提のもとにこういう措置がとられたと、実質上第八航空団がもうすでにでき上がっておるかのとき姿を呈しておつたわけです、実際には。そこでこういう例はあるのではないかということを伺つたわけです。

○政府委員(麻生茂君) 結局先ほど御質問がありましたような条文の規定を適用いたしまして、法律で設けてありまする部隊の措置をこの法律が通らない間にやつておるという事実はないということをございます。あくまでも臨時航空隊というようなことでござります。あくまでも臨時航空隊といふことなどございまして、航空団司令としての権限などございまして、航空団としての十全の機能を發揮するという段階には、実は法律が通つておりませんので、なつておらないというものが現状でございます。

○伊藤頭道君 私いまお伺いしたのは、そういう形になりまして、見ようによりましては、すでに部隊をつくつたような感じを与えることもござりますけれども、實際は先ほど申しましたように、これまでの一時的な先遣部隊的なものが配置されるわけであります。その場合その基地の管理をしておられますので、訓練その他の方から、将来そこに配備されますような飛行機を持っていきますことはこれはございます。ある程度その姿が長期的な形になりますので、訓練その他の方から、将来そこに配備されるべき所要のスコアードロンが訓練その他のために配備される。その訓練が、

○伊藤頭道君 しかし、あくまで航空団の本部そのものは従来の場所に置いてある。こういうことが実態でございまして、こういふことは過去におきましても間々そういう例がございます。そういうようにひとつ御了解願いたいと思います。

○伊藤頭道君 時間の関係もございますから、この問題だけを追及いたしません。ただ、いままでの答弁を通して感じられることは、どうも非常に警戒しているようだと思つてます。突つ込まれはせぬかといふことで、こつちはそういう悪意で追及しているわけではない。現実この目で十月に築城基地を見てきたわけですから、その姿ははつきりと、法律が通りますれば第八航空団を持つておられるものと、先生御指摘の築城に現在行つております。しかし、法律が通りませんので、そういう措置はできませんときには、あそここの基地をあけておくわけにはまいりません。したがいまして、その基地の管理、整備等のためにどうしてもそこに若干の部隊を派遣する必要がございます。そのためには通常これまでしばしばとつてきた処置でござりますが、一般命令と申しまして、臨時の派遣隊といふものを長官の命令でこれをあらかじめ派遣いたします。で、その命令でこれをあらかじめ派遣いたします。しかしながら、こちらにいかに誠意があつても、答弁側にありますので、私だけやつておるわけではないので、皆さん関係の方も多いわけですから、時間の関係もございますから、重點的にしほつて短時間に成果をあげてやめたいと思います。しかしながら、こちらにいかに誠意があつても、答弁側にそういう誠意が見受けられない、やむを得ないのです。そうすると、あるいは十二時を過ぎるやもわからぬので、そういうことになつてはいかぬですから、ひとつ率直大胆にありのままをお答えいただきたいということを前提に、以下二、三の問題についてお伺いしたいと思います。

そこで、まず法案自体についてお伺いしますけれども、この法案の説明によりますと、防衛庁本部の職員が二千九百三十二名、内訳は自衛官二千七百七十一名、非自衛官七百六十一名、こういうものの増員をこの法案で説明しておる。そこでまず最初にお伺いしたいのですが、昭和三十八年、

近におきましては募集方法の改善、待遇の改善等一般的について宿舎等の関係におきましてもできる限りの努力をいたし、また、満期後の就職のあつせん等につきましても積極的な施策を遂行いたしました。自衛隊の募集を容易ならしめるよういたしておるのでございまして、また、一面には国民の国防意識の徹底、自衛隊に対する理解と協力というような面も大きな要素でございますが、これは御承知のとおり、最近の災害出動、また、オリンピック東京大会のごとき成果が国民に深く認識されまして、最近においては各地とも募集率が非常に上昇をいたし、オリンピック後におきましてはほとんど全国を通じて一〇〇%前後というようございましたので、私は別個の問題と考えておりますし、微兵としておらぬのではありません。また、隊員の充足もしておらないのであります。また、隊員の充足云々と徴兵制の実施というような問題は、おのずから私は別個の問題と考えておりますし、徴兵というようなことは全然考えておりません。同時に、また、事実そういうことを考えなくても、先ほど申しましたとおり、今日までは、伊藤先生御指摘のとおり、非常な欠員の多いのが続きましたが、今後はきわめて明るい見通しで、日ならずして欠員をなくして定員を充足できるという私ども明るい見通しと自信をもって臨んでおるような次第でございます。

○伊藤顕道君 そこで、戦前との事態を比べてみて、戦前はもちろん徴兵制がございまして、農村の青年がいわゆる壯丁の供給の源泉とも言われておったと思うんです。これもいい悪いは別なんですが、そこで、現在、農村を見ると、この戦後実際にやっているのはお年寄りか御婦人であつて、ほとんど青年は、いまの農業政策では農業ではなく生活できないということで、これはもう皆さんお御承知のように、青年はみな都会へ都会へと出てきておるわけです。こういうことも一つの大きな直接の原因になつておると思うのです。そういうことで、昔は徴兵制を置いておりましたから随時定員は補充できるわけですけれども、もう私どもとしては、この現在の募集制度はもう限界に来ているのじゃないか。そこで徴兵制度をしけば楽一〇〇%徵集はできると思うのですけれども、この点については、大臣は今後どうしたらいいかという、こういう問題に因連してどのようにお考えですか。

○國務大臣(小泉純也君) 先ほど申しましたとおり、いままでの欠陥をできるだけ急速に是正をいたしましていかなければ、隊員の充足というものはきわめて明るい見通しでございますので、私どもは徴兵とかなんとか、そういうことは今日夢想だとしてもおらないのであります。また、隊員の充足もしておらないのであります。また、隊員の充足云々と徴兵制の実施というような問題は、おのずから私は別個の問題と考えておりますし、徴兵というようなことは全然考えておりません。同時に、また、事実そういうことを考えなくても、先ほど申しましたとおり、今日までは、伊藤先生御指摘のとおり、非常な欠員の多いのが続きましたが、今後はきわめて明るい見通しで、日ならずして欠員をなくして定員を充足できるという私ども明るい見通しと自信をもって臨んでおるような次第でございます。

○政府委員(小幡久男君) たゞいま募集が限界にきたんじゃないかというお話でございますが、募

集の組織について、まだ限界にきておらないといふ判断をしております。と申しますのは、私は、一

昨年イギリスに行つてまいつたのでござりますが、イギリスは大体二十五万に一カ所募集事務所を持つております。ところが、日本のほうは、私の

調査では百二十五万に一カ所であります。もちろん募集の兵力量が違いますから、その兵力量の差を適当に換算いたしましても、五、六十万に一カ

所ぐらいは日本でも必要ではないか、そういう見

地から見ますと、一番はつきりしておりますのは、イギリスの陸軍は、ロンドンで約十五万所募集事務所を持っております。ところが日本では、

一千萬の都会で正式のものが一カ所、実行が一カ所でござりますから、わざか二カ所でございま

す。そのような状態でございまして、先ほど先生が御指摘になりました農村の子弟の都会集中とい

うことが事実ならば、もう少し都会方面の募集の網を確実に、細密にやっていくといふことも一つ

の任務は一休那邊にあるのか。そうしてその人員についてお伺いしたい第一点は、在日米軍の軍事援助の

顧問團というものがあるのですね。この顧問團についてお伺いしたいわけですが、この軍事顧問團

は、現在、どのくらいになつておるか。そうして、ここ数年来の増減の傾向は一体どういうこと

になつておるか。この二点についてまずお伺いしたい。

○伊藤顕道君 昔の徴兵制に前提を置いての募集の面は、大体連隊と司令部というのがあって、い

ままであるのであります。その面を担当しておると思うのですが、特に陸海空で、特に陸に欠員が集中しているのがあります。その次は、海空に比しまして、技術職種が海空ほどは全般的に陸のほうは

有能者が少ない、つまり普通のことばで言いますと、運隊の歩兵といいますか、そういった社会にす

ぐ技術を持って間に合つて出していくという職種の仕事の割合が海空に比較しまして陸は多いといふ

点がやはり一つの問題であろうかと思つております。それで、先ほど長官も申しましたように、特に陸

軍でござります。これがだんだん十八人といふ数字でござりますが、この軍事援助顧問團の設けられましたのは昭和二十九年でございますが、二十

九年の十二月の数字で申上げますと、当時の総

数が四百八十八人でございます。これがだんだん

遷でござりますが、この軍事援助顧問團の設けられましたのは昭和二十九年でございますが、二十

九年の十二月の数字で申上げますと、当時の総

数が四百八十八人でございます。これがだんだん

減つてしまいまして、各年度で申しますが、それが二百二十九名になつております。それ

から少しづつまた減りまして、先ほど申しました

と、これは二百二十九名になつております。それ

でございます。

○伊藤顕道君 いやいや概数でけつこうです。

○政府委員(麻生茂君) 最近たとえば安保条約が締結されましたときの三十五年の六月で申します

と、これは二百二十九名になつております。それ

から少しづつまた減りまして、先ほど申しました

と、これは二百二十九名になつております。それ

でございます。

○伊藤顕道君 いわゆるアメリカの海外軍事援助の縮小といふ政策から、日本でもMAPの額は年

年少くなつてきているわけですね。この軍事援助の縮小から当然将来の軍事顧問團の仕事もだんだん

なくなつてくるのではないか、当然縮小されてくると思うんですが、まあ大体百名をこえる程度の

顧問團もだんだんその意味は薄れてきたかと思う

んですね。最初二十九年のときは四百八十八名であった、いまは大体百名ぐらい、その使命もだんだんだんだん漸減されて、相互防衛援助協定の実

益はだんだんなくなつてしまふのじゃないか、そういうふうに当然考えられるわけなんですか

も、こういうことの見通しについてはどうなんですか。

すか。もう近い将来軍事顧問團は必要はない……
どのようにお考えですか。それで大体の展望はどうですか。

○政府委員(海原治君) 顧問團の任務は先ほど麻生参事官から申し上げたとおりでございますけれども、一般的に申しまして、新しい裝備をアメリカから受け取るということが減つてしまつて、それが、一般的にはやはりアメリカのほうの指導を得なければならぬということもこれは事実でございます。したがいまして、現在程度の顧問團といふものの数はそう今後減らないのではないか。具體的に申しますと、たとえば海上自衛隊につきましても、新しい兵器をアメリカからもらいました場合に、これに慣熟する当初の間はやはり向こうのほうから技術的な援助を受けております。そういうことを考へますと、ここ当分の間顧問團の人員が大きくな減少しないのではないか、これが一つでござります。さらには、現在顧問團は、私どもはいわゆる有償援助と申しましてアメリカの装備品を金を払つて買っております。これをM.S.M.S.と申しておることは先生、御承知のとおりでござります。この業務は從来ワシントン駐在の日本大使館を通じてやっておりました。しかし、その業務があるいはこの顧問團の手を通じて行なうことになるかもしぬない、こういうような実は動きもございます。これはまだ決定いたしておりませんが、そういうことになりますと、この東京の顧問團は、M.S.M.S.の業務に関しまして、先ほどの感じといたしまして、現在程度の人員といふものはここ當分必要ではないか、こういふふうな一応の判断でございます。

○伊藤顕道君 それでは次の問題をお伺いいたしましたが、予備自衛官の呼称及び制服の着用について、先般提案理由の御説明があつたわけですが、この私どもの感覚といたしましては、現在程度の人員といふものはここ當分必要ではないか、こういふふうな一応の判断でございます。

ね。これは大体どういうことから予備自衛官なんという問題が出てきたのか。これはたしか一昨年ですか、陸幕長等が定年退職されるときに、時の総理であつた池田さんが、多年の経験のあるこういう有識の士を定年退職さしてしまふのは、いかにも惜しいと、そこで昔軍事参事官というのがあつた、こういうような制度を検討してはどうかが生まってきたと思うんですけれども、このいわゆる経緯について概要だけひとつお聞かせいただきたいんです。一体この予備自衛官というのは、どういう意味なのか、改正は何をねらつておられるのか、こういうことをお聞きしたい。

○政府委員(麻生茂君) 今回御提出申し上げております予備自衛官の呼称の問題は、現在は予備自衛官に採用されましたときには、防衛招集を受けたときに、どういう階級の自衛官につくということがきまつておるわけでございます。したがつて、ふだん自分はどういう呼称をしたらよいかといふことは別にないわけでございますが、それは予備自衛官の士気と申しますか、あるいは自覚を持たせるにはまだ不十分ではないか。したがつて、たとえば予備自衛官として、陸士長なら陸士長という階級が、防衛招集されましたがときに、その階級に任命されるんだということがきまつておりましたものが、ふだんから予備陸士長という呼称をつけて呼ぶことができるということになれば、予備自衛官としての誇りと申しますか、あるいは自覚といふことになりますと、この東京の顧問團は、M.S.M.S.の業務に関しまして、先ほどの感じといたしまして、現在程度の人員といふものはここ當分必要ではないか、こういふふうな一応の判断でございます。

○伊藤顕道君 それでは次の問題をお伺いいたしましたが、予備自衛官の呼称及び制服の着用について、先般提案理由の御説明があつたわけですが、この私どもの感覚といたしましては、現在程度の人員といふものはここ當分必要ではないか、こういふふうな一応の判断でございます。

民衆人同様であるということは事実ですね、民間人同様である者がこういう制服をつけて民間の行事とか、その他にもいろいろ出でておるということになると、どうもこれはびんと私どもには受け取れがないのですけれども、昔の在郷軍人制度といふものがあつたのですけれども、それを模倣をして御説明いただきたいと思います。

○政府委員(麻生茂君) この予備自衛官の現在の階級を申し上げますと、昔で言いますと、将校と申します階級に属するものが一尉以下でございます。約百五十人。それ以外は全部昔の例で申しますならば下士官とか兵——曹士に属するというような構成に現状なつておるわけです。

それから先ほどの民間の知識人というお話をあつたのでござりますけれども、法律におきましては、制服を着て出でます場合を、防衛招集と申しますように、「自衛隊が行なう儀式その他の公の儀式に参加する場合」こう言つておるわけであります。この公の儀式といふのを國あるいは地方公共団体といふようなものが主催する儀式のことを言つておるわけであります。

それから二号には「自衛隊の行なう行事その他長官の定める行事に参加する場合」というのでございまして、自衛隊の行なう行事といふのは、たとえば自衛隊の行なう演習のようなのものを考えておるわけでございます。その他私的と言えはあるいは言えるかもしれないが、予備自衛官自身のたとえば結婚式のようなとき制服を着るのを認めよう、こういうことでございます。從来旧陸海軍は、九百九十三人、定員につきましてはわざか七人の欠員という状況でございます。

○伊藤顕道君 その概数でいいです。

○政府委員(麻生茂君) 先ほど申しましたように、尉官クラスで百四十八人、それから曹クラスの下士官ですか、これが四千三百七十九人、それから士長以下、士長、一士、二士でございますが、これが一万四千四百六十六人、合計一万八千九百九十三人、定員につきましてはわざか七人の欠員といふ状況でございます。

○伊藤顕道君 それではこの予備自衛官についていま一點だけお伺いしますが、第二次防衛力整備計画のいわゆる昭和四十一年度末の予備自衛官の目標はどういう数字においてあるか。

○政府委員(麻生茂君) これはもう先生御承知のように、三万ということでわれわれ見積もりました。

るいは葬儀葬祭のときとか、特に在郷軍人たる身分を表達するときと、いう規定がございましたが、満期帰郷、召集または簡閱点呼以外に制服を着ることを認めておったわけでございますが、それが類似しているといえれば類似している、こういうことが言えようかと思います。

○伊藤顕道君 それでは予備自衛官については自衛隊法が制定された当初から、定員については大体一万五千人と聞いておる。その後三十六年に一回、三十七年に一回、それぞれ二千人の定員増があって、こういう予備自衛官といふような呼称が生まれてきたと思うんですけれども、このいわゆる経緯について概要だけひとつお聞かせいただきたいんです。一体この予備自衛官というのは、どういう意味なのか、改正は何をねらつておられるのか、こういうことをお聞きしたい。

○政府委員(麻生茂君) この予備自衛官の現在の階級を申し上げますと、昔で言いますと、将校と申します階級に属するものが一尉以下でございます。約百五十人。それ以外は全部昔の例で申しますならば下士官とか兵——曹士に属するというような構成に現状なつておるわけです。

それから先ほどの民間の知識人というお話をあつたのでござりますけれども、法律におきましては、制服を着て出でます場合を、防衛招集と申しますように、「自衛隊が行なう儀式その他の公の儀式に参加する場合」こう言つておるわけであります。この公の儀式といふのを國あるいは地方公共団体といふようなものが主催する儀式のことを言つておるわけであります。

それから二号には「自衛隊の行なう行事その他長官の定める行事に参加する場合」というのでございまして、自衛隊の行なう行事といふのは、たとえば自衛隊の行なう演習のようなのものを考えておるわけでございます。その他私的と言えはあるいは言えるかもしれないが、予備自衛官自身のたとえば結婚式のようなとき制服を着るのを認めよう、こういうことでございます。從来旧陸海軍は、九百九十三人、定員につきましてはわざか七人の欠員といふ状況でございます。

○伊藤顕道君 それではこの予備自衛官についていま一點だけお伺いしますが、第二次防衛力整備計画のいわゆる昭和四十一年度末の予備自衛官の目標はどういう数字においてあるか。

○政府委員(麻生茂君) これはもう先生御承知のように、三万ということでわれわれ見積もりました。

○伊藤顕道君 次に、時間がありませんから次の問題をお伺いしますが、自衛隊法の第百条の二の改正に関するお伺いします。いわゆる外国人についての教育訓練の委託の問題ですね。これは言

うまでもなく、いわゆる防衛庁関連の面ではいままででも外国人が訓練教育を受けているわけです。問題は、自衛隊法によって、そういう規定がなかつたから、この際自衛隊法を改正して外国人についての教育訓練を委託できるとの改正、そういうことであったと思うんです。これは私どもとしては、どうもこの趣旨には理解しがたい点がある問題で、このねらいについてまず御説明をいただいてからお伺いしたいと思うんです。

○説明員(島田豊君) 自衛隊の学校におきますところの外国人を委託するという問題でございますが、現在諸外国から二、三照会がございまして、

規定を設けまして、外国人を防衛学校において教授いたしたことがございます。したがいまして、

防衛大学校以外につきまして、外国から照会があ

りました場合に、自衛隊の教育訓練に支障のない

限度におきましてこれを委託し、教育をするとい

うこととは、それらの国とわが国との親善、友好と

いう面に寄与すること非常に大きいと考えられま

すので、防衛大学校に設けましたような規定に準

じまして、自衛隊の学校におきましても、外国人

を委託教育できると、こういう規定を設けたい、

こういう趣旨でございます。

○伊藤類道君 そこでお伺いするわけですねけれども、現在はいわゆる防衛省関係の附属機関である

防衛大学等に外国の学生が教育訓練を受けてお

る。ただこれは防衛省関係に限定されておつたわ

けですね、現在までは、そこで、一步これを拡充

して、いわゆる自衛隊関係の面でも教育訓練が受

けられるように、そういう説明であつたわけですけれども、そのこと自体は私どもの立場から言うと、趣旨に反対せざるを得ないと、いうことをいまお伺いしております。ということは、日本には、言うまでもなく、平和憲法があつて、平和の方に向かって進んでおるとき、外人に対する軍事上の教育訓練を外人にまで与えるということの関連から、私どもはこういう趣旨に反対せざるを得ないということをいま伺つておるわけなんです。

○説明員(島田豊君) お伺いされたお問い合わせの件でございますが、なほ保安庁でできなくなつたかなるわけですね。しかし、國民はあげて南極観測に

は進んで協力しておる。だから、南極観測関係の方々からいうと、防衛二法にこういうものを含ま

されたんではなはだありがた迷惑であろうと思

しかも、いままでは、防衛省関係の附属機関である

防衛大学、こういうところではすでに行なつてお

るわけですね。それをさらに拡充して自衛隊法の

面にまでこれを拡充するということがねらいであ

るうと思ふのです。これはあくまでも私どもの立場から反対せざるを得ないということをいま申

し上げたのであって、これはここでこういうことを追及したからといって、いますぐ撤回するとい

うことは言わぬでしようし、この問題は多くを追及いたしませんけれども、この機会に、こういう点について、われわれとしては強く反対の意を表

明するものであるということをひとつここで明らかにして、この問題は深追いすることを避けたい

と思うのです。

最後に、問題の南極地域の観測に対する自衛隊

の協力の問題。これはいろいろ問題をはらんでお

るわけで、特に南極観測関係の方々は強くこのこ

とを私どもにいろいろの形でぜひこの法案を通し

てくれ——この法案を通してこれがということでは

なくして、その南極観測が実現できることを熱望

しておると思うのです。もちろんわれわれとして

は、南極観測そのものには両手をあげて賛成してお

る。これはおそらく何よりもこういうこととの観測

については協力をささげるにやぶさかではないと思ふ。この点ははつきりしておるわけなんですか

れども、ただ問題は、いままで数次にわたつて海上

保安庁が輸送の面を担当してきてその使命を完遂

してきたわけです。だからこの南極観測に関する

輸送その他については、従来どおり海上保安庁で

いささかの支障もない、こういうふうに私ども

は、過去の実績からなぜこの海上保安庁でいけないのか、こういう点を了解に苦しむわけなんですね。

おそらく南極観測関係の方々から見ると、輸送を

お伺いしておるわけです。ということは、日本には、

言うまでもなく、平和憲法があつて、平和の方に向かって進んでおるとき、外人に対する軍事上の教育訓練を外人にまで与えるということの関連から、私どもはこういう趣旨に反対せざるを得ないということをいま伺つておるわけなんです。

○説明員(岡野豊君) 文部省の南極関係の審議官

でございますが、なほ保安庁でできなくなつたか

かということについて御説明申し上げたいと思いま

す。

御説のように、日本の南極観測は六回にわたつ

て行なわれまして、それから中断のやむなきに至つたのでございますが、なぜ中断せざるを得な

くなつたか、いろいろな理由があつたわけでござりますが、第一には、砕氷船が非常に老朽化した

ことが第一点。第二は、航空輸送の要員の確保が非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第二点。第三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三点。第三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第四点。第四は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第五点。第五は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第六点。第六は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第七点。第七は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第八点。第八は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第九点。第九は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第十点。第十は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第十一点。第十二は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第十二点。第十三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第十四点。第十五は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第十六点。第十七は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第十八点。第十九は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第二十点。第二十一は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第二十二点。第二十三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第二十四点。第二十五は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第二十六点。第二十七は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第二十八点。第二十九は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十点。第三十一は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十二点。第三十三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十四点。第三十五は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十六点。第三十七は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十八点。第三十九は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十点。第四十一は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十二点。第三十三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十四点。第三十五は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十六点。第三十七は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十八点。第三十九は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十点。第四十一は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十二点。第三十三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十四点。第三十五は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十六点。第三十七は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十八点。第三十九は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十点。第四十一は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十二点。第三十三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十四点。第三十五は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十六点。第三十七は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十八点。第三十九は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十点。第四十一は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十二点。第三十三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十四点。第三十五は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十六点。第三十七は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十八点。第三十九は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十点。第四十一は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十二点。第三十三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十四点。第三十五は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十六点。第三十七は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十八点。第三十九は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十点。第四十一は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十二点。第三十三は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十四点。第三十五は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

ことが第三十六点。第三十七は、航空輸送の要員の確保が

非常に困難になつたということと、第三は、調査隊の

中核となるべき機関が十分でなかつたというよう

度のことを現在考へておるわけでございます。これが将来輸送以外の業務にさらに大きく広がつていくということは、毛頭考へておりません。

○伊藤頭道君 昨年八月の閣議決定では、輸送は防衛庁が当たる、こういう決定であったと思うのですが、ところが、今度の提案の内容を見ると、「輸送その他の協力を行なう。」——ちょっと先ほどからお伺いしているのですが、この点にまだ

はつきりした御説明がないわけですねけれども、閣議決定では、防衛長官も閣議に出席なさっているでしょ? が——ああ、そのときはまだ関係なかつたわけですかね、昨年の八月ですから。閣議決定では、いずれにしても輸送は防衛庁が当たるという決定であつたと思うのですよ。もし間違つたら御訂正いただきたい。輸送は防衛庁が当たる、それから今度のこの法案では「輸送その他の協力を行なう。」ちょっととほんやり聞いてみると、何ら変わらぬところですけれども、よく耳を澄まして聞いてみると、だいぶ違うのですね。輸送は防衛庁が当たる。この今回の場合は「輸送その他の協力を行なう。」この実に「その他」に

——「輸送」ははつきりしていますから、具体的には「その他」というのは、一体何を意味するか、これは将来的問題ですが、先ほども言つたように、非常につかみどころがない、大きな、何でも處理できる、今後。そういう突破口をここで築くのでないか、こういうことも当然に考えられるわけです。当然にですよ、論理上当然そういうことになると思うのですが、「その他」とは一体どういうことですか。

○政府委員(小幡久男君) そういう面は先ほど教育局長から申し上げましたとおり、雪上車、雪の上を走る車の設計でございますが、私もの南極観測を防衛庁で引き受けます場合に参画しておりますといたしましてお答えいたしますと、南極観測のプランそのものは観測本部でおきめにならざります。だからそのプランにないことは自衛隊は実質的には決してやらないという含みになつております。計画は文部省ですか、そこに

おります統合推進本部の計画に従つて、その計画から生まれてくる依頼に基づいてやるという前提でございますから、決して防衛庁がその計画にないものを自分でやってやるというような御懸念は毛頭ないというように考へております。

○伊藤頭道君 もちろんほかにいわゆる統合推進の本部があることは私どもも承知しておるわけですが、南極地域統合推進本部、この機構については現在どうなつておるか。そしてまた、この防衛庁との関係で、その他の今回のこの法案の成立によつて一休どういうことになるか。もちろんこれは統合推進本部ですから、全体的な統合の推進本部でなければならぬ。言うまでもなく防衛庁の構想としては「輸送その他の」、まあ「その他」がくせ者なんですが、「その他の協力を行なう。」

ということですから、この統合本部の面をひとつ簡単に御説明いただきたいと思います。

○説明員(岡野登君) 現在南極地域統合推進本部というものが置かれておるわけでございますが、これは実は閣議決定によって置かれた機関でございます。それでその本部長は文部大臣でございまして、副本部長に防衛庁の事務次官はじめ関係官庁の事務次官並びに日本学術会議の会長さらには学識経験者等が入りまして構成されておるものでございます。それでその本部長は文部大臣でございまして、副本部長に防衛庁の事務次官はじめ関係官庁たしましては、この本部の設置を新たに法律によつてつくりたいと考えておるわけでございま

す。その反対のいわゆる根拠はどういうことであつたのか、こういうことを明らかにしてあります。それが閣議決定によつて置かれた機関でございまして、

○説明員(岡野登君) 学術会議におきまして、一部の会員は、自衛隊にお願いすることとはおもしろくないというお考えの方も確かにあつたわけであります。しかし、学術会議全体として、総会におきましては、自衛隊の御協力を得るということになりました。しかしながら、御指摘のように、学術会議ではいろいろな議論がなされたと聞いております。

○伊藤頭道君 南極条約第一條を見ますと、「科学的研究のため又はその他の平和的目的のために、軍の要員又は備品を使用することを妨げるものではない」と規定されておる。こういう規定があるわけですから、これに基づく改正である

うと、この条文の規定はあくまで平和的目標ということに限定されておると思うのですけれども、これをさておいては相ならぬと思うのですけれども、これに基づく改正である

○伊藤頭道君 そこで繰り返しお伺いしますけれども、輸送その他の協力を担当するということですけれども、この点をひとつ御説明願いたいと思います。

すけれども、この協力が通常の場合は問題ないわけですから、科学技術面を加味するという前提でございますが、いま建設されけれども、科学技術面を加味するという前提でございますから、決して防衛庁がその計画に違つておるわけではありません。いふべきでございませんので、学術会議の関係者も自衛隊に御協力を求めるということについては、異議がないわけであります。

○説明員(岡野登君) 学術会議におきましても南極観測が学術調査であるという点、これは明確でございますので、学術会議の関係者も自衛隊に御協力を求めることについては、異議がないわけであります。

○伊藤頭道君 しかし、学術会議の全部の関係者が反対しておるということではないと思うのですけれども、学術会議の一部に反対の面があつたとおっしゃいましたが、なぜ自衛隊に御協力を求めるということを私どもはつきり新聞などで報道されています。金然そういう反対があることを見ておるわけですね。金然そういう反対がなかつたのか。一部に確かにあつたと思うのですが、その反対のいわゆる根拠はどういうことであつたのか、こういうことを明らかにしてあります。それが閣議決定によつて置かれた機関でございまして、

○説明員(岡野登君) 学術会議におきまして、一部の会員は、自衛隊にお願いすることとはおもしろくないというお考えの方も確かにあつたわけですね。しかし、学術会議全体として、総会におきましては、自衛隊の御協力を得るということになりました。しかしながら、御指摘のように、学術会議ではいろいろな議論がなされたと聞いております。

○伊藤頭道君 南極条約第一條を見ますと、これはこの法成立の曉には、ことばをかえて言えば、軍艦としての地位を与えられる、そういう艦船等になるのだ、そういうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(堀田政孝君) そのように御解釈いたしました。ただいへつこうだと思います。

○伊藤頭道君 この観測船とそれと伴う航空機もいま建造が進められていると思いますが、その進捗状況はどうなつておるのですか。

○説明員(岡野登君) 御承知の南極条約は日本が原署名国で条約に加盟したものでございまして、この条約に違反するというようなことは考えてはいかぬわけでございまして、したがつて、南極地域の今後の観測はこの条約にのつとつて行なうわけでございますので、あくまでも半和的の目的のたるうと思ふのです。この点はどうなんですか。

○伊藤頭道君 次にお伺いしますが、いま建造されつある観測船についてお伺いするわけですが、これども、衆議院における答弁の内容を見ますと、法案が成立すれば一応自衛隊に籍があるといふ意味で自衛隊といふふうに理解したいと、こういふ意味の御答弁があつたわけですね。もっと端的に参議院でははつきりわかるように、ひとつどういうふうに理解したらいいか、この観測船についてちょつとやこしい表現であるので、簡明にひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(堀田政孝君) ただいま先生のお尋ねの質疑がございましたときに、私は防衛庁の教育局長をやつておりますと答弁をいたしましたので、御説明申し上げますと、なぜ自衛艦といふ名前で呼ぶのかと、御質問だったかのように記憶いたしますが、これは法律がもし通りました場合には、自衛隊の船でございますから、自衛艦といふ名前で呼ぶことになる、かよう理解をいたしますと、そのようにお答えしたように記憶いたします。

○説明員(国井真君) 艦船と航空機の進捗状況でござりますが、船につきましては、来年の七月半ば竣工の予定で建造を進めております。これは大体予定どおりいくものというふうに考えております。それからヘリコプターにつきましても、来年の五月でございますが、納入予定でございますが、これにつきましてもやはり順調に進捗をいたしまして、予定どおり入手できるという状況でございます。

○伊藤頭道君 時間の関係もございますから、もうこの辺でやめたいと思うのですが、心ならずも最後にお伺いします。

自衛隊の現在の協力状況は一体どうなのかといふことと、観測船要員訓練の計画はどうなつて、どのように具体的にいま進められておるのか、こゝういうことについて最後にお伺いしておきたいと思います。

○説明員(島田豊君) 観測船の設計につきまして技術研究本部において受託いたしております。さらには、文部省の依頼で、観測船に対する検査、こういう面で協力を申し上げておる、こういう状況でございます。

失礼いたしました。これから自衛隊としてなさなければなりません問題の一つは、観測船に対する輸送員の乗り組みでございまして、これは法案が通過いたしますれば、さつそくに十二月からおきます。また、ヘリコプターが極寒地におきましても輸送要員を持ちたい、こういうふうに考えております。また、ヘリコプターが極寒地におきましていろいろ輸送業務に当たりますので、その耐寒訓練を来年の二月に北海道におきまして実施すべく現在計画を準備をいたしておる状況でございます。あいの極寒地におきますところの離着陸あるいは氷の氷群の上におきますところのヘリポートの設定あるいは航空機の輸送、そういう点につきまして十分な研究をいたす必要があるのですので、そういう耐寒訓練を来年実施する、こういう予定でございます。

それから前後いたしますが、輸送につきましては乗り組み員を逐次それに乗せまして船に十分慣れさせ、竣工が大体、現在の統合推進本部の予定でござりますれば十一月になりますので、その間、期間が非常に短いということことで、十分以前から乗り組ませまして慣熟訓練あるいは就役訓練、こういうものをやるつもりでございます。

○伊藤頭道君 関連があるから統合推進本部の立場からの計画をお聞きしたいのですが、いま輸送についての要員の教育訓練、こういう面についての御説明があつたわけですねけれども、観測自体の準備も相当具体的な——法案の有無にかかるわらず、これはただ急に教育訓練したのじゃ間に合いかねるので、いまから相當具体的に観測自体について進められておると思うのですが、そういう面は一体、現在、現時点にあってどういう程度に計画が進められて、どの程度具体化しておるのか、こういう全貌について概要だけをお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(岡野登君) 再開する南極地域観測における、現地にてどういう観測を中心としてやるかという問題につきましては、学術會議で熱心に検討されおりまして、その案が本部に提出されておりまして、この間の総会でもそれが御承認になりました。そして、その計画にてこれから具体的に隊員の人選にかかるという段階でござります。大まかに申しますと、やはり再開の初年度の計画といたしましては、従来に引き続きまして、地球物理学的な観測調査を主体とした計画でござります。大まかに分けまして、定常的な観測と研究的な観測に分けていく。越冬隊の規模は十八名を計画しておられます。あるいは相集まりまして、それを二種類に分けまして、船で観測し、あるいは手伝い、支援隊員含め各大学、科学博物館等が組合せました。この業務には気象官あるいは電波研究所はじめ各大学、科学博物館等が組合せました。この業務には、食費の単価じゃないですか、一月の、

に答えてくださいよ、そうせぬと結局長くなるから。

先ほど長官の御説明をお聞きしまして、自衛隊員の募集方法の改善とか、あるいは待遇改善、任期満了後の就職のあつせんというような点に努力をしていると、こういうお話をございまして、まさにこれが四千百円で結婚されて、そして住宅に安住していくらっしゃるかどうか、もつと高家賃の借家に住んでいるんじゃないいか、事実は苦しいであります。

○政府委員(堀田政孝君) お尋ねをしたいと思うんですが、曹及び士官の皆

以下は、内居住と當外居住についてどういうふうになつておられるのか、その点をお尋ねをしたい。これは一曹

うにこれに書いてあるんですが、現在どういうよう

な状態になつておりますか。

○政府委員(堀田政孝君) お答え申し上げます。原則として曹士は當内に居住をするというの

たままでございますが、曹の一部は結婚をしておりま

すので、當外に居住をするといううなこともござい

ます。當外に居住を認められました者は當外手当

を支給されます。これは金額を申し上げますと、現

在は三千五百八十五円でございます。先ほど成立いたしました給与法の改定によりまして、五百二十五円増額になり四千百十円の當外手当の支給を受けるわけでございます。しかし、曹の階級においては三千五百八十五円でございます。先ほど成立いたしました給与法の改定によりまして、五百二十五円増額になり四千百十円の當外手当の支給を受けるわけでございます。

ただ実現をいたしておりませんで、逐次この當外居住のワクをふやしてもらう、逐次と申しますのは

まだ実現をいたしておりませんで、逐次この當外居住のワクをふやしてもらう、逐次と申しますのは

いませんので、食費の個人が負担をすべき部分と、それから當内における諸経費、これをプラスいたしたものをお尋ねして、自衛隊員の募集方法の改善とか、あるいは待遇改善、任務執行のための費用でございますが、このままではまだ入れない方、どういうふうになつております。

○鬼木勝利君 ところが、當外居住をしていらっしゃる方が四千百円で結婚されて、そして住宅に

おりませんが、現在までに確保いたしております。なま、來年度要求をいたしております住

宅が三千三百というふうに記憶いたしております。

○政府委員(堀田政孝君) 品質別の資料、私持つてまいつておりますが、現在までに確保いたしておられます。なま、來年度要求をいたしております住

宅が三千三百といふふうに記憶いたしております。

○鬼木勝利君 それで三千三百戸來年度住

宅を請求すればそれで終わるというわけですか。完

備するというわけですか。

○政府委員(小幡久男君) ただいま人事局長申し上げました管外の、昔で言えば下士官の宿舎がどのくらい充足されているかという問題は、二カ年間で大体五割程度までいきたいという考え方で、二カ年間の計画をつくつておりますが、さらに数年間の間に七割くらいまでいきたいという考え方でございます。現在人事局長申しました来年度の計画をそのまま順調に二年やりますと、私の計算では大体五割は安定するのではないかというふうに考えます。

○鬼木勝利君 だから私が言つてているのですよ。防衛二カ年計画とか、三カ年計画とか、第二次計画ということをあなたたちがやつておつて、人間尊重と言ひながら、兵器尊重、軍備尊重をしている。佐藤総理は人間尊重と言ひけれども、人間は尊重してない。だからわれわれは反対せざるを得ない。その点大臣はどうお考えですか。

○國務大臣(小泉純也君) 鬼木先生のおっしゃる点は私も同感でございまして、先ほど伊藤先生の隊員の欠員補充の問題についても申し上げましたとおり、環境の整備、隊員の待遇を改善をしなければこの充足の目的を達することはできない。今後積極的にこれに熱意を持って努力をしなければならぬということを申し上げておりますとおり、私は鬼木先生の御心配をいただいております。こういう宿舎の問題等は何ものにも優先をして積極的に実現をしなければならぬ問題であると、私は長官就任以来痛感をいたしておる次第でございまして、そういう点に今後あとう限りの努力をいたしたいと存じております。

○鬼木勝利君 長官のその御答弁は私全くそのとおりだと思うのですが、わずか三千戸や二千戸をつくつて、そうして二カ年計画とか三カ年計画なんて、これはふざけた考え方ですよ。ことに佐藤総理は人間尊重ということを声を大にして言つておりますが、親にごきげんをとり、祖先に墓参りをするところ、当然のことです。それを今までやつていいなんて、あなたの方あまりうかつ過ぎる。長官は最近の御就任だから、おれは従来からそういうふうに考えておつたけれども、これからやるとおっしゃると思うけれども、官房長はどういうふうに関連して私はお尋ねしますが、こういうことが

私どもが防衛庁の年次計画に対しても不満です。

その次に、もう時間がありませんからまたゆつくりこれを振り下げる、いずれまた委員会でやります。第二点でお尋ねしたいのは、この隊員の帰郷の問題ですが、隊員に在任しております間に何回ぐらいい鄉里に帰らしておるか。昔は帰休兵というのがありましたが、その点をひとつお尋ねしたいと思う。

○政府委員(堀田政孝君) お答え申し上げます。

従来は隊員で、たとえば郷里を離れて遠隔地に勤務をいたしております者を制度的、組織的に郷里に帰らせるということはしておらなかつたわけでございます。しかしながら、たとえば北海道に在勤をしております者の七〇%が大体内地の者でございまして、その七〇%のうちのさうな人が五〇%が中部以西の出身者であるというようなことから

せめて年一回の休暇で帰るくらいのことは考えてやらなければならぬ、これについてはやはり経費も見てやるべきではないだろうかということです。来年からは年一回はぜひとも帰れますように予算を立てておるわけでございます。

○鬼木勝利君 いままでのことはそういうことをやつてない。私は自衛隊員の募集というようなことをあなた方がただうまいことを言うて、鐘太鼓

たたいてうまいことを言うて募集しても、事実上自衛隊員が郷里に帰つて、自衛隊はこんなにいいぞと、われわれはこういう見本だということを実際に郷里に帰つて、あたかもしきを飾つて郷里に帰るがごとき姿を見せることが募集の最もこれは

ないなんて、あなたの方あまりうかつ過ぎる。長官はそういうふうに考えておつたけれども、これからやるとおっしゃると思うけれども、官房長はどういうふうに

考えておられますか。

○政府委員(小幡久男君) 私も昨年八月官房長になりました、いろいろおつしやいますこと、全く同じ意見です。したがいまして、いま人事

が、今度は二十四億の概算要求を出していますが、それも毎年八億ですか、そそそその金だったのです。局長が申しましたとおり、待機宿舎をつくる、こ

れも毎年八億ですか、そそそその金だったのです。局長が申しましたとおり、待機宿舎をつくる、こ

としては休暇で帰省をする旅費の規程はあります。しかし、それはたとえば昭和三十二年以前に入隊をした者というふうにござります。

その次に、もう時間がありませんからまたゆつくりこれを振り下げる、いずれまた委員会でやります。

○政府委員(小幡久男君) 私も昨年八月官房長になりましたとおり、待機宿舎をつくる、こ

れも毎年八億ですか、そそそその金だったのです。局長が申しましたとおり、待機宿舎をつくる、こ

者と、それから部隊に勤務いたします者で金額が変わっておりますが、両方を平均いたしまして年間約六万と記憶いたしております。

○鬼木勝利君 それは医官に対する研究費が六月に直せば、五千円。委託学生は月額四千五百円、そういうことで医学を最高度に研究させようなんて、研究できますか、それで。大臣ひとつ御答弁願いたい。

○國務大臣(小泉純也君) 先ほど胃頭に伊藤先生からも鬼木先生からも、われわれも率直にひとつ質問するから、率直に答えよというお話をございましたし、私もほんとうに率直に申しあげますわがまでも長官就任以来まだ半年にもならないわけでございますが、長官に就任いたしましてから、先ほど鬼木先生の待遇が悪過ぎる、こういうことでは隊員の充足ができないのも無理はない、もっとこれは抜本的に自衛隊のあり方というものを考え直さなければならぬのじゃないかということを実は痛感をしておるわけでございまして、先ほど鬼木先生の御指摘の二点の問題につきましても、私、全くおっしゃるとおりである、自分自身もほんとうにそれを痛感して、今後これをどうして具体化していかなければならぬかという長官としての責任を痛感をいたすわけでございまして、先生の御指摘御高見には全く同感でございまして、いろいろと御指摘いたくことを先ほどから感銘深く拝聴いたしております。今後とも十分こういうことを画期的な努力をしなければならないといふことをここに申し上げておきます。

○鬼木勝利君 長官の御答弁は私もまことに敬服いたしますが、将来に大いに私は期待いたしておりますのであります、この委託医学生が学校を出て、そしてインターネットも終わって、民間にどんどん飛んでいくのじゃないですか。そういう点の歩どまりはどういうふうになつていますか。

者と、それから部隊に勤務いたします者で金額が変わっておりますが、両方を平均いたしまして年間約六万と記憶いたしております。

○鬼木勝利君 それは医官に対する研究費が六月に直せば、五千円。委託学生は月額四千五百円、そういうことで医学を最高度に研究させようなんて、研究できますか、それで。大臣ひとつ御答弁願いたい。

○説明員(輕部弥生一君) ただいまお話しのように、その事実はたくさんございます。大体インター終わりまして残りますのが、そこでくずれまして約半数五〇%までござります。この制度が始まりましてから本日までの総体を見ますと、いわゆる貸賃学生としておつき合いをいたしました中から、現在自衛隊に勤務いたしております者が総体の二五%, 歩どまり三五%と申し上げますか、そういう数でございます。

○鬼木勝利君 結局、私はこれは待遇が悪いからだと思います。待遇がよければ私は踏みとどまって、やはり自衛隊から貸賃されておる、学資金を借りてやったのだから恩義を感じておられると思うのです。けれども、あまりに待遇が悪いから、私は何がしかの借りたお金は戻してすぐに民間に行かれるのだと思う。これは待遇の問題から私はきていると思う。ほかに原因はないと思う。

大体以上のようことは、私は、大臣は別といたましても、官房長も、そこにいらっしゃるえらい方が、私は内閣委員に就任以来ずっと言い続けてきているのだが、あなた方、御答弁は、どちらともござります、さようございます、まことに口は巧みなことを言われるけれども、少しも意見尊重していない。

次に第四点は、施設長官がお見えになつておりますか。――お尋ねしないのですが、老朽隊舎の改築状況はどういうふうになつておりますか。これもたびたび私はお尋ねしたが、尋ねたときだけあとは全然話も何もない。

○政府委員(大村筆雄君) 老朽隊舎の改築状況でござりまするが、ここ数年老朽隊舎の改築の経費の獲得につきましては、特に重点を置きました。四十一年度におきましては、いわゆる老朽隊舎のうち、隊員の充足状況等もございますので、その八割につきまして二ヵ年間に老朽隊舎の改築を完了いたしたい。そういう目途のもとに現在予算の

○説明員(輕部弥生一君) ただいまお話しのように、その事実はたくさんございます。大体インター終わりまして残りますのが、そこでくずれまして約半数五〇%までござります。この制度が始まりましてから本日までの総体を見ますと、いわゆる貸賃学生としておつき合いをいたしました中から、現在自衛隊に勤務いたしております者が総体の二五%, 歩どまり三五%と申し上げますか、そういう数でございます。

○鬼木勝利君 大体もう少し具体的にあなた方説明しなきゃ、そんな抽象的に去年の二倍やつたと申上げました職種別の分布を見てみますと、いままで三十九年度でどれだけ坪数の修築しまして、あるいは八割やるとか、大体今まで、じつあが始まりましてから本日までの総体を見ますと、いわゆる貸賃学生としておつき合いをいたしました中から、現在自衛隊に勤務いたしております者が総体の二五%, 歩どまり三五%と申し上げますか、そういう数でございます。

○鬼木勝利君 結局、私はこれは待遇が悪いからだと思います。待遇がよければ私は踏みとどまって、やはり自衛隊から貸賃されておる、学資金を借りてやったのだから恩義を感じておられると思うのです。けれども、あまりに待遇が悪いから、私は何がしかの借りたお金は戻してすぐに民間に行かれるのだと思う。これは待遇の問題から私はきていると思う。ほかに原因はないと思う。

大体以上のようことは、私は、大臣は別といたましても、官房長も、そこにいらっしゃるえらい方が、私は内閣委員に就任以来ずっと言い続けてきているのだが、あなた方、御答弁は、どちらともござります、さようございます、まことに口は巧みなことを言われるけれども、少しも意見尊重していない。

次に第四点は、施設長官がお見えになつておりますか。――お尋ねしないのですが、老朽隊舎の改築状況はどういうふうになつておりますか。これもたびたび私はお尋ねしたが、尋ねたときだけあとは全然話も何もない。

○政府委員(堀田政孝君) お答え申し上げます。これは陸上自衛隊の分について申し上げたいと思ひます。次に任期満了後の就職状況ですが、技術訓練あるいは職業訓練をなさつてそうして社会にどうお答えいただいたら、私も率直に受けまして、あとでそれはまた委員会でも承るということにいたします。

次に、任期満了後の就職状況ですが、技術訓練あるいは職業訓練をなさつてそうして社会にどうお答えいただいたら、私も率直に受けまして、あとでそれはまた委員会でも承るということにいたします。

次に、これは先ほど伊藤委員のほうから御質問がありましたので、私は重ねてどうということはございませんが、予備自衛官の問題ですが、これは私は大体まばらに分布をいたしております。そういうふうな状況でございます。

○鬼木勝利君 そういうふうにはつきりと答えていただきたいと思います。

○鬼木勝利君 資料がなくたって、大体その予算要求をこのくらいしてこうだと、昨年ほどの程度で、後刻、即ち、ただいま御指摘の数字を御説明いたしました。官房長も、そこにいらっしゃるえらいお方は、私は内閣委員に就任以来ずっと言い続けてきているのだが、あなた方、御答弁は、どちらともござります、さようございます、まことに口は巧みなことを言われるけれども、少しも意見尊重していない。

次に、任期満了後の就職状況ですが、技術訓練あるいは職業訓練をなさつてそうして社会にどうお答えいただいたら、私も率直に受けまして、あとでそれはまた委員会でも承るということにいたします。

次に、これは先ほど伊藤委員のほうから御質問がありましたので、私は重ねてどうということはございませんが、予備自衛官の問題ですが、これは私は大体まばらに分布をいたしております。そういうふうな状況でございます。

○鬼木勝利君 そういうふうにはつきりと答えていただくと、たいへん時間が能率的で……。その就職の点は非常に私はスムーズにいっておると思います。

○政府委員(堀田政孝君) そういうふうにはつきりと答えていただけます。

次に、これは先ほど伊藤委員のほうから御質問がありましたので、私は重ねてどうということはございませんが、予備自衛官の問題ですが、これは私は大体まばらに分布をいたしております。そういうふうな状況でございます。

○鬼木勝利君 そういうふうにはつきりと答えていただくと、たいへん時間が能率的で……。その就職の点は非常に私はスムーズにいっておると思います。

次に、これは先ほど伊藤委員のほうから御質問がありましたので、私は重ねてどうということはございませんが、予備自衛官の問題ですが、これは私は大体まばらに分布をいたしております。そういうふうな状況でございます。

○政府委員(麻生茂君) 予備自衛官の制度は、元隊員でありましたような一定の資格あります者が、一定の期間を限りまして、志願によつて任用されれておるわけでございます。したがつて、志願をいたしましたときには、法律上は年に二回、二十日以内の訓練召集を行なうと、こう規定しておりますが、そういうことをよく了解いたしまして、予備自衛官になつておるわけでございまして、別に問題はないというふうに了解いたしておるわけでござります。

○鬼木勝利君 それだったら、私は、これは微兵制度じゃないんだから、ある特定な訓練の期間中

百、これも全員あつせんをいたしております。三十七年は、二万三千人の退職者数に対しまして、就職あつせん希望が一万二千、これも全員就職いたしております。三十八年は二万四百のうち七千四百八十が希望いたしまして、これも全員就職あつせんを完了いたしております。大体、ただいま申し上げました職種別の分布を見てみますと、改築の予定であるか。なおあとどれだけ残るか。

三十九年度でどれだけの坪数改築しまして、完了まで何年かかるか。率直にひとつまああかもう少し計画的に言いなさいよ。そんな黒つかむような話で。

○政府委員(大村筆雄君) タイへん失礼いたしまして、やはり自衛隊から貸賃されておる、学資金を借りてやつたのだから恩義を感じておられると思うのです。けれども、あまりに待遇が悪いから、私は何がしかの借りたお金は戻してすぐに民間に行かれるのだと思う。これは待遇の問題から私はきていると思う。ほかに原因はないと思う。

大体以上のようことは、私は、大臣は別といたましても、官房長も、そこにいらっしゃるえらい方が、私は内閣委員に就任以来ずっと言い続けてきているのだが、あなた方、御答弁は、どちらともござります、さようございます、まことに口は巧みなことを言われるけれども、少しも意見尊重していない。

次に、これは先ほど伊藤委員のほうから御質問がありましたので、私は重ねてどうということはございませんが、予備自衛官の問題ですが、これは私は大体まばらに分布をいたしております。そういうふうな状況でございます。

○鬼木勝利君 そういうふうにはつきりと答えていただくと、たいへん時間が能率的で……。その就職の点は非常に私はスムーズにいっておると思います。

次に、これは先ほど伊藤委員のほうから御質問がありましたので、私は重ねてどうということはございませんが、予備自衛官の問題ですが、これは私は大体まばらに分布をいたしております。そういうふうな状況でございます。

○政府委員(堀田政孝君) そういうふうにはつきりと答えていただけます。

次に、任期満了後の就職状況ですが、技術訓練あるいは職業訓練をなさつてそうして社会にどうお答えいただいたら、私も率直に受けまして、あとでそれはまた委員会でも承るということにいたします。

次に、これは先ほど伊藤委員のほうから御質問がありましたので、私は重ねてどうということはございませんが、予備自衛官の問題ですが、これは私は大体まばらに分布をいたしております。そういうふうな状況でございます。

○鬼木勝利君 そういうふうにはつきりと答えていただくと、たいへん時間が能率的で……。その就職の点は非常に私はスムーズにいっておると思います。

次に、これは先ほど伊藤委員のほうから御質問がありましたので、私は重ねてどうということはございませんが、予備自衛官の問題ですが、これは私は大体まばらに分布をいたしております。そういうふうな状況でございます。

○政府委員(麻生茂君) 予備自衛官の制度は、元隊員でありましたような一定の資格あります者が、一定の期間を限りまして、志願によつて任用されれておるわけでございます。したがつて、志願をいたしましたときには、法律上は年に二回、二十日以内の訓練召集を行なうと、こう規定しておりますが、そういうことをよく了解いたしまして、予備自衛官になつておるわけでございまして、別に問題はないというふうに了解いたしておるわけでござります。

○鬼木勝利君 それだったら、私は、これは微兵制度じゃないんだから、ある特定な訓練の期間中

に招集するのでしょ。これは一朝有事の際に招集するのですが、その点、もう一度……。
○政府委員(麻生茂君) 予備自衛官につきましては、招集というのと、防衛招集といふのは、招集といふことばがございましたが、訓練招集といふこと、防衛招集といふのと、二つあるわけでございます。訓練招集は、年に二回以内、二十日以内で訓練招集を行ないます。これによつて予備自衛官としての、短期ではございますが、防衛招集によつて応じたとき、そういう自衛官として任務ができるような訓練をやつておりますとこでございます。

それから防衛出動命令が出ました場合に、そのときの自衛官の人員では十分防衛出動の事態を処理きないという場合におきましては、防衛招集命令を出しまして、予備自衛官を招集して、先ほど申しましたように、予備自衛官になるときにしておきましたところの階級の自衛官にこれを任じまして、自衛官として自衛隊の任務に従事させることでございます。

○鬼木勝利君 したがつて、これは特定の期間の訓練期間に招集するのであるから、しかも、民間人を招集する。それは法的に招集に応じなければならぬということになつてゐるでしょ。招集命令を出すということは、招集通知あるいは招集要請とかいうなりわかりますけれども、命令ということがなると、これは絶対それでほんの自分の家業が多忙であろうが、どうしても手が離せないというようなときでも、全部放棄して行かなければならぬ。それでは戦前の一銭五厘の赤紙と同じだ、招集はがきと同じことになる。その点はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(麻生茂君) この実際の運用について、申しますと、大体、七月から十二月の間に予備自衛官として参加しやすい時期を選びましてやつておられるわけでございます。その点は十分含んで訓練をやつておるつもりであります。

○鬼木勝利君 いとも簡単にあなたはそういうことをおっしゃるけれども、受けるほうはそういうかもしれませんよ、受けるほうは。先ほど長官は微兵といふことをおっしゃるけれども、受けるほうはそういうふうになつております。

うようなことは夢想だに自分は考へない、それは当然の御答弁だと思うのですが、どうもこれは戦前、私は、在郷軍人の制度化するのじゃないか。しかも、公式な行事には制服をつけさせる、何かの用があつてそういう制服をつけさせるのですか。自衛隊も、訓練期間中ならば服を着るというのがあたりまえなんで、民間人となって、何のためには公式の会合にそれを着用させるのですか。もう少しその根拠を、納得するようにひとつ話をしていただきたい。

○政府委員(堀田政孝君) 予備自衛官制度は、たびたびほかの政府委員からもお答え申し上げましたように、原則が自由でございまして、本人が希望しなければ予備自衛官になる必要は、端的に言えば、ないわけでございます。しかも、制服の着用にいたしましても、本人がやはり制服を着たくないということをございますれば制服を着なくとも差しつかえないわけであります。防衛庁が招集をするいろいろな行事等に本人が誇りを持ち、自分の制服にかゝつて着た制服で誇りを持ち、現在もその服を着たいという者がそれを着用して整列する、あるいは参加するということに私どもは意義があるというふうに考えて、今回の法案をお願いをしておるわけでございます。しかも、たとえば、命令を出すということは前年の在郷軍人会と同じではないかという御指摘でござりますけれども、よしんば制服がなくて訓練招集に応じないという場合でも、別に罰則があるわけではございませんで、職員給与法の規定によつてお金を受け取らねばならない。その点は、これは先ほどもたゞもび御説明申し上げましたように、手当が月に千円でございますけれども、しかし、その充足率は九九・九%でございませんで、職員給与法の規定によつてお金を受け取らねばならない。その点は、これは先ほどもたゞもび御説明申し上げましたように、手当が月に千円でございますけれども、よしんば制服がなくて訓練招集に応じないと

うことは当たらないのではないかというふうに解釈をいたします。

○鬼木勝利君 あなたの説明でやや明瞭になつてきましたが、私はこれは全く自由意思だと思つたんですが、私はこれは全く自由意思だと思つたんです。それ以外にないと思う。国民をそういうことで縛るというようなことはもつてのほかだ。自衛隊そのものがこれは志願制度なんです。希望なん

です。それを予備自衛官だけは自由を束縛するといふ。うそいう点が麻生さんの説明はどうも舌足らずです。

○鬼木勝利君 あなたがこれまでのほかだ。自衛隊そのものがこれは志願制度なんです。希望なん

です。それを予備自衛官だけは自由を束縛するといふ。うそいう点が麻生さんの説明はどうも舌足らずです。

○鬼木勝利君 あなたがこれまでのほかだ。自衛隊そのものがこれは志願制度なんです。希望なん

です。それを予備自衛官だけは自由を束縛するといふ。うそいう点が麻生さんの説明はどうも舌足らずです。

○鬼木勝利君 あなたがこれまでのほかだ。自衛隊そのものがこれは志願制度なんです。希望なん

す。要は、問題は、私は先ほどから伊藤委員の御質問にもありましたように、現在の自衛隊の定員すら確保できない、現在員でさえ確保できないの

に、そんな在野におけるところの予備自衛官のたまに一生懸命になるというようなことは、これは本末転倒もはなはだし。現在も自衛隊員がりつて、それで、そして国民から愛され親しまれて、ほんとに國民の自衛隊員だということになれば、自然

に私はあなたの方がおっしゃるようによつて自発的にできると思う。これは本末転倒なんですね。二兎を追うものの一兎を得ず。どちらが

いいか。陸上の自衛官の士の隊員がなかなか集まらないという問題は、先ほども官房長からお答えを申し上げましたけれども、やはり自衛隊に入つてくる人たちが自衛隊を知らないということが相

当大きな原因ではないだろうか。

○鬼木勝利君 あなたがこれまでのほかだ。自衛隊員の生活をもう一回やつてみると、そういう人が九九・九%おられたがつて、この人たちがおるということ、この人たちをぶやすということと、それから陸上自衛

兵が先ほど申し上げましたように士の階級で非常に

いるわけがござります。非常に熱心な人たちであります。したがつて、この人たちがおるということは別のこととして考えなければいけないので

うことは当たらないのではないかというふうに解釈をいたします。

○鬼木勝利君 あなたがこれまでのほかだ。自衛隊員の生活をもう一回やつてみると、そういう人が九九・九%おられたがつて、この人たちがおるということ、この

人たちをぶやすということと、それから陸上自衛

兵が先ほど申し上げましたように士の階級で非常に

いるわけがござります。非常に熱心な人たちであります。したがつて、この人たちがおるということは別のこととして考えなければいけないので

うことは当たらないのではないかというふうに解釈をいたします。

○鬼木勝利君 あなたがこれまでのほかだ。自衛隊員の生活をもう一回やつてみると、そういう人が九九・九%おられたがつて、この人たちがおるということ、この

うに考えております。御支援を得て一歩一歩そのような政策の実現に努力をいたしまりたいと考えております。

○鬼木勝利君 そういうことが解決されるならば、あなた方の職務じゃないですか。それを第一義にしなければ日本の自衛隊というもの的存在はないということを私は言つている。また、こういう点は議論はあとに譲ります、刻々と時間が迫つておりますから。

その次にお尋ねしたいのは、先般十月でしたか、私たちも内閣委員としまして九州を観察させていただいたのであります。その場合に、宮崎の新田原の航空基地に参つたのでございますが、F 104の戦闘機がいま何機あそこに配置されているか。

○政府委員(海原治君) 現在、新田原の第五航空団、これに入っています機数は手元にございますが、これは五十九機でございます。その後たしか数字は、十一月二十日現在のものでございますが、これは五十九機でございます。その後たしか一、二機増加配備されたと記憶しておりますが、正確な数字は十一月二十日現在五十九機でございます。

○鬼木勝利君 その後一、二機……はつきりわからぬというのは簡単ですね、防衛局長は。これに

対してパイロット、操縦士は何人おられますか。

○政府委員(海原治君) 概数約四十名でござります。

○鬼木勝利君 これも約ですか。私たちもが観察いたしました場合は五十機配備してありましたがあつた。この場合は五十機でございましたが、パイロットは三十名だという。しかも十数名はいまだ練習中で乗っている、こういう御説明でしたが、その場合にはパイロットが四十名、いま防衛局長は約四十名と仰せになつたが、私はその當時三十名というふうに聞いた。その後一、二機ふえていたる、防衛局長の御答弁はだらうと、これも四十名だらうと、こういうことだらうと思います。これは全部仮定の話ですから、さつぱりはつきりしないけれども、結局私たちもが

あそこへ参りましたときに、三十名ほどおると、そのうちの十数名は現在練習飛行をしておる。

だつたまんとうに飛べるものは十何名しかないじやないか。それで飛行機は、戦闘機は五十機もきておる。遊ばしておる。これは兵器ばかり買いたがつて、集めたがつておる。先の先の第三次防衛計画の先までも生産計画をしたかどうか知らぬけれども、そういうような気配もないではないか。乗る人間はいない。戦闘機ばかりそろえている。これははなはだおかしいじやないかといふことを徹底的に私は追及したのです。ところが、そ

のとき隊長ですか、いわく、いや決してそういうことはない。では、私は過重になるんじゃないか。飛行機が、戦闘機が五十機もあるならば、それに対して、パイロットを百人もそろえておりますといふのならば過重にもならぬが、飛行機は五十機もそろえておいて、乗る人間は三十人しかいない。あの十何人はいまけいとしておる。練習している。そういうことじやパイロットは非常に過重じゃないか。もうこれは私のしろうとの考え方で、めくらへビにおじせず、あなた方がお聞きになると愚論としか思われるぬかもしねれけれども、これでだいじょうぶかと、ところがその隊長いわく、いや決して御心配要りません。だいじょうぶでございます。そう言つて、やがて私どもは鹿児島のほうに参りました。その新田原から鹿児島に行つたその翌日、F 104機は新田原の上空において墜落している御存じでしょう、防衛局長。

○政府委員(海原治君) 御指名でござりますので私はお答え申しますが、まず前段のパイロットと飛行機とのつり合いがそれていのじやないかという点の御質問でござりますが、これは航空自衛隊が、先生御存じのように、現在建設造成の過程でござりますので、ある程度やむを得ない状況でございます。二次計画におきましては、五年の後におきまして大体飛行機の座席当り——D Jが二つございます、Jは一つでございますが、こ

ロットの養成があえております。飛行機のほうは予定どおりでございます。したがいまして、現

地に配備しましたときに必ずしも飛行機とパイロットとの数の均衡がとれておりません。しかし

一方におきましては、飛行機のほうは御存じのように稼働率がございます、また定期整備もござります。したがいまして、新田原におきましても、飛行機とパイロットの関係は、ちょうどパイロットの訓練をするにいま見合つた飛行機の運航の状態でございます。この点はひとつぜひそのように御了解願いたい。

それからさらに、先ほどの飛行機の事故でござりますが、これはまあ非常に不幸なことでございませんが、これは飛行機のある部分の装置が働きませんために、結局パイロットがいわゆるフェール・アウト、その飛行機が安全に飛行場に着陸させることができないという判断をいたしますと、やむを得ず海中の方向に向けて脱出をいたします。そして、たとえばF 104におきますというと、一万時間当たり四件なり五件なりというものの事故というの

は、一般的に申しましてやむを得ないこととなつております。今日まで航空自衛隊はわづか二件でございまして、当初考えおりました数値よりも少ない事故で済んでおります点も、ひとつ御了承願いたいと思います。

○鬼木勝利君 あなたの説明は、むしろ不可抗力で全部やむを得ない。そういうことをおっしゃるけれども、人命をやむを得ないから、私はそういううことはしまして、是正伊藤理事もここにいらっしゃつてしまつたその翌日、F 104機は新田原の上空において墜落している御存じでしよう、防衛局長。

○政府委員(海原治君) 御指名でござりますので私はお答え申しますが、まず前段のパイロット

のある答弁をしていただきたいと思う。もう一度お答え願いたいと思います。

○説明員(島田豊君) 新田原の航空團におきますF 104のパイロットの実情につきましては、現在よく存じませんが、全体的に14のパイロットの訓練状況を申し上げますと、本年度当初の見込みでは、年度末に百九名となる見込みでございますが、十一月現在ではすでに百四名のパイロットを養成しているところでございまして、計画に対しまして、順調に進んでいるわけでございます。104のパイロットの給源は御承知のとおりにF 86 F並びにF 86 Dのパイロットから給源を受けるわけでございますが、五百時間以上の滯空経験をもつております者が約五百名おりまして、104のパイロットの補給源としては、十分その中から厳選をするに足るものがあるというふうに考えております。現在飛行機の生産の進捗状況もございまして、若干パイロットの養成状況が立ちおくれておりますが、四十一年度末、つまり二次防の末期におきましては飛行機に見合うパイロットの数が養成できること、というふうな見通しをもつております。

○鬼木勝利君 あなたの答弁は、一応の答弁であつて、私が、事実伊藤理事もここにいらっしゃいますが、十分その点を質問して、これはだいじょうぶですか、こうしたこと、だいじょうぶですかと、再三再四にあたつて私は念を押している。しかも隊長はだいじょうぶです、おまかせください、みな優秀なパイロットばかりでござります。

○鬼木勝利君 あなたの方の答弁は、一応の答弁であります。しかし、私はお話し申しますが、十分その点を質問して、これはだいじょうぶですか、こうしたこと、だいじょうぶですかと、再三再四にあたつて私は念を押している。しかも隊長はだいじょうぶです、おまかせください、みな優秀なパイロットばかりでござります。

○國務大臣(小泉純也君) 先ほど來の鬼木先生の御心配はごもっともでございまして、最近における航空事故の続発には、私ども最も痛心をいたしましたが、まだ一度御答願いたい。まだかぬというと、人命ほどとうといものは、で、ただ飛行機だけ急いで、これはほんとうにヘリとりいうふうなお考えをもつていらつしやるかもしれませんけれども、パイロットが間に合わないただ単にここで答弁して弁解すればそれで能事足りりというふうなお考え方をもつていらつしやるから、もう少し私は真剣にあなた方は考えていいうことですすまないと思うのです。あなた方は、ただ簡単にここで答弁して弁解すればそれで能事足りりというふうなお考えをもつていらつしやるけれども、人命をやむを得ないから、私はそういうふうな道具寄せというのであって、私はそういうふうな道具寄せというのであって、私はそういうふうな道具寄せというのであって、私はそういうふうな道具寄せというのであって、私はそういうふうな道具寄せといふのだ、今年に至つたたつた二機だ、二機だつていただかぬというと、人命ほどとうといものは、で、ただ飛行機だけ急いで、これはほんとうにヘリとりいうふうなお考えをもつていらつしやるから、もう少し私は真剣にあなた方は考えていい

私は承知できない。だからもう少し真じめな誠意

日本は忘れましたが、晚おそく墜落の事故を聞きま

して、役所にかけつけまして担当者を集め、異例の通達をいたしましたこともございます。再三にわたくて厳重な戒告をいたし、また、航空自衛隊の視察にあたりましても、訓練はもちろん大事であります。まことにただいま御指摘のような新田原の事故につきましても、先生方が御視察をいただいて操縦士の問題で御心配をいただいておるさなかにF-104が墜落事故を起こした、そういうことはまさに申しわけない至りでござります。いままでも非常な努力をいたしておりますが、今後事故防止に万全を期してそういう事故が起らぬよう、先生のおっしゃる人命尊重ということに重点を置いて自衛隊の育成に私努力いたしたいと存じております。

○鬼木勝利君 時間がございませんので、もう一、二問お尋ねしたいのですが、この程

度で私割愛したいと思いますが、ただいまの長官の御答弁によつて私も満足に思います。ぜひ将来人命尊重という観点にまず第一の焦点を置いて、そして防衛政策を進めていただきたい。かようにくれぐれも私を望んでいたしまして、私の質問を終わらうとしております。

○田畠金光君 私、予算の使い方ということで一つだけお尋ねしておきたいと思うのですが、それはF-104に搭載する電子機器データ・リンクの生産の問題について、去る五月五日に防衛庁事務次官の名においてアメリカのRCA社と、それから日本の方においてアーティカのRCA社と、その二つの協力会社というのを指示されたわけであります。この決定に至るまでのいきさつについて担当の局長から御説明を願いたいと考えます。

○説明員(国井真君) データ・リンクの発注に関します経緯でございますが、当初私どもは米国でデータ・リンクの生産実績を持つておりますRCA、コリンズ、ヒューズの三社を選びまして、この三社から提案を求めました結果、ヒューズ及びコリンズが辞退をいたしましてRCA社が

最終的に提案をいたしましたわけでございます。これが昨年の八月でございます。このRCA社の提案につきまして私ども内容を検討いたしましたところ、航空自衛隊の要求をいたします性能を満たさずおると、満足するという結論に達しまして、このRCA提案のARR62を採用することにいたしました。その後このRCA社が日本国内においておるところが、いよいよ契約の話を進めています。その後このRCA社が日本国内で内において技術提携をいたしまして、日本国内で製作を担当する会社として日立製作及び東芝を指名をいたしております。私どもはこの提案を入れまして、主契約会社としては日立製作を指名をするという予定で、三十九年の五月に諸般の準備が整えば契約をいたすという意味の生産内示いたしましたわけでございます。以後現在に至るまで日立製作それから東芝及びRCAの三社の間におきまして生産に関する諸般の準備についての打ち合われが行なわれておるというふうに承知をいたしております。

○田畠金光君 いまお話のような経緯でございますが、日本が、防衛庁がRCA社を選ばれたということは、すでに米国において、この会社において日本向けのデータ・リンクが開発されたという前提でこの会社を指定され、また、協力会社としての先ほどお話しの日立、東芝、これを契約の相手方となされた、こう考えるわけであります。RCA社においてはすでに日本向けのデータ・リンクについて開発済みであったのかどうか、この点が明確になっていたのかどうか、これをひとつあわせて御答弁願いたい、こう思っています。

○説明員(国井真君) 当時RCAにおきましてはARR62型というものを生産実績を持っておりまして、日本に提案をいたします際には、これを改良いたしましてARR62というものの開発途上にあつたわけでございます。提案に際しましては、この改造型のARR62というものにつきましての提案というのをしてきました。それで、最初の段階にお話をありました、そして、私が特にお尋ねしました事務次官名でいいよ契約を取りかわす、そういうような段階になってきた。そういう時期になつたわけです。ところが、その後の問題なんですが三十億と当初踏んでいたのが、その後ある時

が一応開発されていた、あるいは完成に近いものであつたと、すべて前提とするならば、話もおれが一応開発されていましたが、その後まだ実際には契約に入つておりません。で、その後この新改造型が確実であるという確認の上で私ども契約に入りたい、かように考えております。

五月八日についたしておるわけでございますが、その後まだ実際には契約に入つておりません。で、五月八日についたしておるわけでございますが、それが一応開発されていましたが、その後まだ実際には契約に入つておりません。で、その後この新改造型が確実であるという確認の上で私ども契約に入りたい、かように考えております。

○田畠金光君 もし裝備局長のお話のように、それが一応開発されていましたが、その後まだ実際には契約に入つておりません。で、その後この新改造型が確実であるという確認の上で私ども契約に入りたい、かのように考えております。

五月八日についたしておるわけでございますが、その後まだ実際には契約に入つておりません。で、その後この新改造型が確実であるという確認の上で私ども契約に入りたい、かのように考えております。

○説明員(国井真君) まだいまのお話で、RCAから当時の提案以後に値上げの要求があつたのではないかといふお話をございますが、本日までのところ、私どものほうにはそういう値上げの要求は出ておりません。

○田畠金光君 そうしますと、防衛庁としてはこれまでどの程度の予算に見積もり、また、どの程度の予算とすることで折衝なされておるわけですか。

○説明員(国井真君) 私ども当初予算に組みましたのはデータ・リンク所属品等を含みます本体関係でございますが、これが三十億という予算で予算を組んでおります。契約もこの範囲でおさめていきたいと、かように現在考えております。

○田畠金光君 そうしますと、契約の話をいま進めておるわけですが、RCA社のほうとしては、あるいは日立、東芝のほうも三十億で応じよう

と、三十億という話で話が進んでおるわけですか。私の調べたところによれば、そうじゃなくして、いまアメリカのほうからRCAの代表が来ていろいろ防衛庁にも話し合いを進めておるようだが、それは十四億をあくまでも追加してもらわなければできない。こういうような話になつておるので、あなたのはうでも頭を痛めておる、こう聞いておるわけですが、この点、どうですか。

○説明員(国井真君) RCAから防衛庁に対しての値上げ要求というものは出しておりませんので、私どもたまたま向こうからRCAが来ておるということは承知いたしております。これについても、当初予算どおりに押えるということで、さらには、國民から高く評価されるのでありますから、そういう自衛隊が正しく國民から理解され、認識されておるということは、これはけっこりでございます。

○田畠金光君 まあ私、ひとつ装備局長のいまの答弁をしかと耳に入れておきますので、あなたの御答弁が今後また大きく変わつたような場合は、

ここであなたは私に真実を伝えなかつたといふことになりますから、その責任はひとつとつてもらわなければならぬと、こう考へるわけです。した

がつて、私はあなたを追及するとかなんとかいって

この問題を取り上げておるのではないので、これ

はひとつ大臣にお聞き願いたいのは、要するに、

いろいろ先ほど申し上げたように、今後アメリカ

からのいろいろの兵器、機材を入れるについて、

しかもまた、防衛局長の先ほどのお話を承ります

と、軍事顧問團は百数十名おるが、この軍事顧問

團の任務も、いま言つたようなこういう新しい兵

器等についての、いろいろ日本についての助言な

り勧告なりというわけですか、そういう任務を

持つておるので、これ以上減らないであろうとい

うお話をございましたが、そういうようなことを考へてみても、今後自衛隊が装備を近代化するに

つれて、相当、一つの兵器を入れるについても何

十億、あるいは何百億、こういう多額の予算を必要とするわけです。したがつて、私の申し上げた

ことは、今後予算の使途等についても十分特に

アメリカ側と折衝するような場合については調査

を周到にされて、必要以上に自後に予算をさらによつておるわけではありませんので、それによって御

○委員長(下村定君) 他に御質疑はございません

○國務大臣(小泉純也君) ただいま田畠先生の予

算の問題についての御質問につきましては、十分

御趣旨を体して今後慎重に研究もいたしますし、

取りきめの問題につきましても十分慎重正確を期

して進みたいと存じております。また、先ほど装

備局長との問答にもございました問題につきまし

ては、なお、田畠先生の情報もござりますので、

十分速急に調査をいたしまして、また、違つた点

があれば御報告を申し上げるようにいたしたいと存じます。

○委員長(下村定君) 先ほど鬼木委員の御質問に

対して経理局長から答弁を保留された問題がいま

いたわけでございますが、御質問の点につきまし

て數字的に御説明を申し上げます。現在、自衛

隊の隊舎の総面積は約四十万坪ございます。その

うち、本年度約二万二千坪につきまして建てか

えをいたしまして、来年度以降、保安度三千五百

点以下の老朽隊舎の坪数が約九万坪残るわけであ

ります。これを、先ほど御説明申し上げましたよ

うに、その約八割につきまして四十年度、四十一

年度に建てかえをいたしたいという予定で、現在、

局したものと認め、これより討論に入ります。御

述べを願います。

○石原幹市郎君 私は、自由民主党を代表しまし

て本二法案に対する反対の討論を行ないたいと

思います。

反対理由の第一点は、大体が憲法第九条違反で

あるといわれておるこの自衛隊それ自体をさらに

定員増によってこれを強化しようとする点であり

ます。その詳細については質問の過程において申

し上げましたので、詳しく述べませんが、戦

力なき軍隊とかあるいはまた、かような名稱に

あります。その本法律案は異常に発達しておる、こ

ういう世界の情勢の中で、ほとんど、戦力ではな

いと日本では言つておられますけれども、戦前の陸

軍を相當上回つたこういう軍備をしておること自

体が世界の情勢の中ではきわめて危険である、こ

ういうことを指摘せざるを得ないわけであります。

反対理由の第二といたしましては、予備自衛官

五千名増ということと、その呼称並びにその制服

の着用ということありますが、これは一言に要

約いたしますならば、先ほどもお尋ねしたわけで

すが、戦前の在郷軍人制度の復活をねらつたもの

としか考えられない。そういう面に非常に危険性

がある、こういう断定からこの点についても反対

の意を表さざるを得ないわけであります。

第三点といたしましては、自衛隊で外国人の教

育訓練を受けられるようによるとする点、これ

は現行法すでに防衛省の附屬機関である防衛大

学には外国人が軍事教育訓練をすでに受けている

わけであります。この制度をさらに自衛隊にも引

き及ぼそっとすることありますけれども、日本では平和憲法があり、その前文において世界の平和を高い理想をもって宣揚しておる。こういう日本という国において外国人の軍事教育訓練をやるうということはきわめて不適当である、こういうことは許さるべきではない。こういう観点から第三の反対理由にあげたわけであります。

第四点といたしましては、いわゆる自衛隊が南極観測に協力しようとする問題でありますが、も

とより国民といたしまして南極観測それ自身には送その他の面に協力する。輸送それ自体だけではなくて、まず輸送の面を担当し、次第にいわゆる純粹な科学の分野に軍事力を導入するようなおそれなしとしない。こういう観点から自衛隊が輸送をまず担当するということについては、危惧の念を持たざるを得ないわけで、從来重ねて海上保安庁がこれを管掌してきたわけですから、何らの支障はなかった。こういう事例から考えて、従来どおりの面で十二分にその使命を完遂できる、こういう幾つかの点をあげまして、本二法案に反対の意を表するものであります。

○鬼木勝利君 私は、公明党を代表いたしましてただいま議題となつております防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について反対の討論をいたすものであります。

本法案の提案理由といたしまして、第二次防衛力整備計画に基づいて防衛力の内容の充実を期し、二千九百数十名の増員をはかるとするものであります。私はかような大量増員をはかるよりも、むしろ現状の自衛隊員の士気の高揚及び待遇改善をまず第一に行なうことが焦眉の急であると思考するものであります。

現在の自衛隊に対しましてはとくの論議が存するところであるかもしれませんけれども、隊員に対する私は何ら関係のないところでありまして、歴代の防衛省長官も隊員の待遇改善につきま

しては、強くその実行を約してこられたところではあります。ことに佐藤總理は、声を大にして人間尊重をまず第一に標榜しておられるところあります。こうした意味からいたしましても、防衛計画の第一に取り上げべきことは、私は隊員の待遇改善であると信ずるものであります。こうした観点からいたしまして、本法案に示されました防衛力増強は当を私は得たものでないと、かように思ふのであります。また、予備自衛官も五千人を増員して呼称と制服等の規定を整備する、かようになりますが、これは明らかに戦前の旧軍隊の在郷軍人制度の復活とも私は思われるべきものであります。現在、自衛隊員の募集中から非常な困難をきわめておるときにおきましたが、むしろ現在員の自衛隊員の確保をはかるといふことが、私はまず第一番でなければならない。

その次に、予備自衛官は私は自然的に、先ほどお話をありましたように、自発的に生まれてくるものでなければならぬ。まさにこれは本末転倒で

はないか、かよう考へるものであります。これは明らかに国民大衆の意思に反した時代逆行の計

策であると、私は考へざるを得ないのであります。

以上の理由をもちまして、この二法案に対しましては、遺憾ながら反対をするものであります。以上をもちまして討論を終ります。

○田畠金光君 私は、民主社会党を代表して、防衛関係二法案に対し反対の意を表明します。

反対の第一は、先ほど石原委員の賛成討論の中になりましたが、今日の世界の平和はバランス・オブ・パワー、力の均衡の上に保たれておるといふこの前提でございますが、われわれも今日の平和の根底に力の均衡がある一面のあることを否定するつもりはございません。しかし、わが国がこういう立場に立つて平和を求めるほうが賢明であるかどうか、こういう点については意見を異にするものであります。ことに日本を取り巻くアジアの情勢を考えましたときに、われわれはもとと平安外交、特にアジア外交、対中国問題の解決処理

等を通じ、もっと日本をめぐるアジアの平和を開拓することこそ、わが国の今日置かれた民族的な使命であると考えておるわけであります。もしま

る限り、この立場だけで平和を求めることは危険であります。

第二の反対の理由といたしましては、わが党とその立場だけ平和を求める道ではない、こう考えておるわけであります。

また、わが国のとるべき道では、こう考えておるわけであります。

○委員長(下村定君) 多数と認めます。よって石原君提出の修正案は、可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下村定君) 多数と認めます。よって石原君提出の修正案は、可決されました。

正部分を除いた原案は、多數をもつて可決されました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべきものと決定いたしました。

以上の結果、本案は、多數をもつて、修正議決した。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下村定君) 多数と認めます。よって修正案は、これにて散会いたします。

本日は、午後十時十三分散会

〔参照〕

(委員長提出)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項中「又は第三条の規定による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」及び「又は議員」を削り、「第一条」を

ついて採決に入ります。

また、討論は終局したものと認め、これより防衛府設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に問題に供します。石原君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(下村定君) 他の御意見もないようですから、討論は終局したものと認め、これより防衛

府設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に問題に供します。石原君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

「同条」に改め、「又は第三条の規定による改正後の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」を削る。

附則に次の二項を加える。

4 政務次官及び内閣官房副長官のうち国會議員から任命されたものの俸給月額は、第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第三条の規定及び別表第一並びにこの法律附則第二項の規定にかかるわらず、昭和四十年八月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 国會議員の歳費月額は、第三条の規定による改正後の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条及び国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十五条の規定にかかわらず、昭和四十年八月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（鶴園哲夫君提出）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

附則第二項及び第三項中「九月一日」を「五月一日」と改める。

附則第十項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に、この修正の結果必要となる経費は約二百三十億円の見込みである。

（鶴園哲夫君提出）

防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案に対する修正案

防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に、この修正の結果必要となる経費は約二百三十億円の見込みである。

附則第二項及び第三項中「九月一日」を「五月一日」に改める。

附則第十二項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

〔十月二日〕を「七月二日」に改める。

〔十月二日〕を「七月二日」に改める。

この修正の結果必要となる経費は約四十四億円の見込みである。

（鶴園哲夫君提出）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一項中「九月一日」を「五月一日」と改める。

附則第十項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に、この修正の結果必要となる経費は約二百三十億円の見込みである。

（鶴園哲夫君提出）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一項中「九月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

（鶴園哲夫君提出）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一項中「九月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

（鶴園哲夫君提出）

防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案に対する修正案

防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

（鶴園哲夫君提出）

防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案に対する修正案

防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

（鶴園哲夫君提出）

防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案に対する修正案

防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

附則第十一項中「十月一日」を「七月一日」に改める。

三六七号）（第三六八号）（第三七八号）（第三九号）（第三八〇号）（第三八一号）（第三八二号）（第三八三号）（第三八六号）（第三八七号）（第四二六号）

（第三〇六号）（第三二四号）（第三三一号）

塚越浅外二千七百七十四名
紹介議員 郡祐一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第三〇八号 昭和三十九年十一月二十六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願（六通）
請願者 埼玉県熊谷市久保島一、七二七埼玉県軍恩連盟玉井支部内今泉種三外五千二百九十八名
紹介議員 上原正吉君
第三〇九号 昭和三十九年十一月二十六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願（十五通）
請願者 山形県酒田市大字北沢字鍋倉九四ノ六遠藤清助外八百四十九名
紹介議員 白井勇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第三一〇号 昭和三十九年十一月二十七日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願（三通）
請願者 京都府中京区富小路竹屋町下
紹介議員 ル矢島正雄外千百九十名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第三一一号 昭和三十九年十一月二十七日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願（一通）
請願者 長野県松本市東町二ノ一、一二三林千代治外三千百九十八名
紹介議員 木内四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第三一二号 昭和三十九年十一月二十七日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願（七通）
請願者 埼玉県川口市青木町三ノ二五石彦吉外二千九百二十八名
紹介議員 上原正吉君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第三一三号 昭和三十九年十一月二十七日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願（六通）
請願者 水城郡阿見町大字寒波
紹介議員 二茨城県農連盟協和村小栗三、七七
二茨城県農連盟協和村支部内
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第三一四号 昭和三十九年十一月二十七日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願（四通）
請願者 柴山幸三外四千八百二十
一名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二三号 昭和三十九年十一月二十七日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)

請願者 兵庫県赤穂市大津六〇四 大嶋修
理外三千六百九十七名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二六号 昭和三十九年十一月二十七日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 京都府竹野郡網野町字網野一七
六ノ一二京都府東恩連盟網野支部内
紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九号 昭和三十九年十一月二十八日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県南佐久郡白田町三〇九長野
県軍恩連盟南佐久連合文部内 御

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三〇号 昭和三十九年十一月二十八日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)

請願者 兵庫県穴粟郡一宮町兵庫県軍恩
連盟一宮支部内 秋田喜市外九百
五十二名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三三号 昭和三十九年十一月二十八日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 埼玉県狭山市入間川埼玉軍恩連盟
狭山地区内 大野進治外千百二十

紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三四号 昭和三十九年十一月二十八日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 宮崎県串間市大字奈留四、四九八
采外二千五百三十九名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三四号 昭和三十九年十一月二十八日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 宮崎県串間市大字奈留四、四九八
采外二千五百三十九名

紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三五号 昭和三十九年十一月二十八日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(四通)

請願者 桃城県真壁郡明野町大字宮山三三
四茨城県軍恩連盟明野支部内 西

紹介議員 村皓寿外二千百二十七名
紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三七号 昭和三十九年十一月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡坂北村一、六一七
長野県軍恩連盟東筑摩郡支部内

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三八号 昭和三十九年十一月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県秋父郡野上町 高田朝寿外
三千五百九十名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三九号 昭和三十九年十一月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 京都府宮津市宇波路二、三九一京
都府軍恩連盟宮津連合支部内 斎

紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三四五号 昭和三十九年十一月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)

請願者 長野県塙尻市宗賀五一五長野県
軍恩連盟塙尻市連合支部内 手塚

請願者 静岡市池田一、八三四 増田四郎
外二万五千六百七十八名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三四六号 昭和三十九年十一月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 宮崎県北諸県郡三股町大字権山
四、〇九七ノ一 二宮満枝外三百四十二名

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五六号 昭和三十九年十一月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 宮崎県北諸県郡三股町大字権山
四、〇九七ノ一 二宮満枝外三百四十二名

紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五六号 昭和三十九年十一月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 宮崎県北諸県郡三股町大字権山
四、〇九七ノ一 二宮満枝外三百四十二名

紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五六号 昭和三十九年十一月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 山形県西村山郡大江町左沢六二
一 後藤勘三郎外五千五百一名

紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五六号 昭和三十九年十一月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 京都府綾部市十倉名畑町軍恩連盟部
連合支部内 梶原保外七百六十名

紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三七八号 昭和三十九年十二月一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(十一通)

請願者 埼玉県秩父郡野上町 高田朝寿外
三千五百九十名

紹介議員 吉雄外三千三百五十二名
木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三六七号 昭和三十九年十二月一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 徳島県勝浦郡勝浦町大字坂本徳島
県軍恩会勝浦支部内 齒朶尾留五郎外四千二百八十四名

紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三六八号 昭和三十九年十二月一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(四通)

請願者 和歌山県新宮市三輪崎三八三和歌
山県軍恩連盟新宮市連合三輪崎支
部内 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三七八号 昭和三十九年十二月一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(十一通)

請願者 埼玉県川越市小仙波町三ノ二ノ
一 三宅安人外二千三百七十九名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三七八号 昭和三十九年十二月一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 京都府綾部市十倉名畑町軍恩連盟部
連合支部内 梶原保外七百六十名

紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三七八号 昭和三十九年十二月一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 山形市大字上楢沢一七九山形県軍
恩連盟山形市楢沢支部内 人恩給連盟山形市楢沢支部内

紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三七八号 昭和三十九年十二月一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(九十九通)

請願者 長野県塙尻市宗賀五一五長野県
軍恩連盟塙尻市連合支部内 手塚

竜藏外四千九百四十九名

紹介議員 村山 道雄君

旧軍人等に対する恩給に関する請願

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三八二号 昭和三十九年十二月二日受理

請願者 長野県上田市大字常入一、七一
八 山崎茂外三千百六十三名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三八六号 昭和三十九年十二月二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 和歌山県東牟婁郡熊野川町篠尾三
八六和歌山県軍恩連盟川丈連合支
部内 宝平宏嵩外九百四十四名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三八七号 昭和三十九年十二月二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(十二通)
請願者 埼玉県熊谷市大字三尻一、四一
七 奥野岩吉外四千四百八名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三八八号 昭和三十九年十二月二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(五通)
請願者 茨城県水戸市西原町三、二四九
部文四郎外二千九十九名

紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇六号 昭和三十九年十一月二十六日受理

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願
請願者 神戸市須磨区潮見台町三ノ二兵庫
県退職公務員政連神戸市須磨

区支部内 山下元治外四十一名

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第三二四号 昭和三十九年十一月二十七日受理

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願(二通)
請願者 兵庫県朝来郡生野町口銀谷一三
三 八橋嘉代松外七百八十七名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第三三二号 昭和三十九年十一月二十八日受理

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願(二通)
請願者 神戸市兵庫区梅元町一五〇 長島
淳一外九百三十二名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第三三八号 昭和三十九年十一月三十日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願(六通)
請願者 新潟県柏崎市大字山室 行田四郎
外六千七十二名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。
農林省蚕糸局存置に関する請願(六通)
請願者 新潟県柏崎市大字山室 行田四郎
外六千七十二名

理由

昭和三十九年九月臨時行政調査会から政府に提

出された「行政機構改革に関する意見」において、
蚕糸局の機構を大幅に整理縮小することが答申さ
れたことは、まったく理解に苦しむところである。

養蚕業は、日本農業の中で極重要な地位を占め農家
経済に大きく貢献しており、農山村振興の上から
も今後ますますその重要度を加えている。また、蚕
糸は解放經濟下において最も国際競争力の強い唯
一の農産物であり、生糸、絹織物は有力な輸出商
品として貿易上重要な役割を果たしている。この
ような性格を持つ蚕糸業の發展を図るために、
生産から消費に至るまで全部門にわたる強力にし

て一貫した蚕糸行政が絶対必要であり、しかも、

今後、ますますその需要が増大する見通しにある
とき、世界の大割を生産するわが国において蚕糸
局機構を縮小するということは、その國際信用力

を失ついるばかりでなく、蚕糸業振興に重大な
影響を及ぼすことは明らかである。

第三五三号 昭和三十九年十一月三十日受理

国家公務員賃金、一時金及び諸手当の引上げに関
する請願(二通)

請願者 東京都杉並区荻窪三ノ二三八 林
満雄外二十四名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五四号 昭和三十九年十一月三十日受理

国家公務員其済組合の管理運営の民主化と國庫負
担の大幅引上げ等に関する請願(三通)

請願者 愛知県西春日井郡豊山村 小村光
治外五十五名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三五五号 昭和三十九年十一月三十日受理

臨時行政調査会の答申及び國家公務員法改悪反対
等に関する請願

請願者 神戸市東灘区御影町篠坪一、四一
一ノ一 吉田周次外十名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第三八二号と同じである。

第四〇八号 昭和三十九年十二月二日受理

臨時行政調査会の答申及び國家公務員法改悪反対
等に関する請願(五通)

請願者 東京都荒川区東尾久二ノ四九ノ一
三 丹羽幸雄外四十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第三五六号 昭和三十九年十一月三十日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する
請願(四通)

請願者 岩手県盛岡市青山町四ノ三八 那
須貞吉外三十七名

紹介議員 鶴園 哲夫君

公務員の給与改善のため、左記事項を実現せら
れたいとの請願。(給与明細書添付)

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第三五七号 昭和三十九年十一月三十日受理

国家公務員労働者の賃金を一律七千円引き上げ
すること。

三、全公務員労働者の最低賃金を一万六千円とす
ること。

四、暫定手当をすべて四級地まで引き上げ、金額
本給に繰り入れること。

五、金俸給表について等級を撤廃し、完全通し号
俸とし、差別昇給格を廃止すること。

六、いつさいの差別賃金を撤廃し、行(2)等の賃金
を改善すること。

七、賃金決定基準を大幅に改善し、在職者調整を
行なうこと。

八、一時金の年間最低基準を五・五箇月と二万円
とすること。

九、扶養手当の区分を廃止し、一人当たり千五百円
に引き上げること。

十、住宅手当制度を設け五千円を支給すること。

十一、宿直手当は千円以上に引き上げること。

十二、通勤手当は実費払いとし、全額免稅とする
こと。

十三、寒冷地手当を大幅に改善すること。

十四、退職手当は現行退職手当法を大幅に改正
し、勤続三十年で三百万円を最低とすること。

十五、法務局、保護局職員に対する無条件全員俸
給調整(法務局八パーセント、保護局一大パ
ーセント)をすること。

十六、國家公務員法の改悪をやめること。

理由

公務員労働者の給与実態は、別添の給与明細のとおりであり、このような給与の実態では、現在の諸物価の値上がりの中で生活することは困難である。

第三五七号 昭和三十九年十一月三十日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(六通)

請願者 福島県郡山市字方八丁一五〇 武藤和伊外七十四名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三七七号 昭和三十九年十二月一日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(四通)

請願者 群馬県前橋市中川町九八五 布施伍衛外六十五名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三四〇六号 昭和三十九年十二月二日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(四通)

請願者 群馬県前橋市石舟町四一 斎藤君子外八十名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四〇七号 昭和三十九年十二月二日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(四通)

請願者 高知市潮新町一七七 藤田正博外三十六名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三八三号 昭和三十九年十二月二日受理

旧令による共済組合等からの年金制度改善に関する請願

請願者 大阪市城東区関目町四ノ一〇二 松岡光輝外四百五名

紹介議員 中山 福藏君

この請願の趣旨は、第一七四号と同じである。

第三五七号

昭和三十九年十二月三十日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(六通)

請願者 福島県郡山市字方八丁一五〇 武藤和伊外七十四名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三七七号 昭和三十九年十二月一日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(四通)

請願者 群馬県前橋市中川町九八五 布施伍衛外六十五名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三四〇六号 昭和三十九年十二月二日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(四通)

請願者 群馬県前橋市石舟町四一 斎藤君子外八十名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四〇七号 昭和三十九年十二月二日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(四通)

請願者 高知市潮新町一七七 藤田正博外三十六名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三八三号

昭和三十九年十二月二日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(六通)

請願者 大阪市城東区関目町四ノ一〇二 松岡光輝外四百五名

紹介議員 中山 福藏君

この請願の趣旨は、第一七四号と同じである。

悪反対等に関する請願(第五一八号)

一、公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(第五三二号)(第七五九号)(第八一二号)

一、天皇陛下の靖国神社御観拝に関する請願(第六一六号)

一、公務員の賃金大幅引上げ等に関する請願(第六三九号)

一、元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(第六五一号)(第六七二号)

一、米空軍板付飛行場内の用地買取に関する請願(第六六〇号)(第七三八号)(第七三九号)

一、公務員労働者の賃金一律七千円引上げ等に関する請願(第六六一号)(第七三九号)(第七六一号)

一、公務員労働者の賃金一律七千円引上げ等に関する請願(第六六二号)

一、公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に関する請願(第六六二号)(第六六三号)

一、公務員労働者の生活改善のための統一要求解決等に関する請願(第六六四号)(第六六五号)

一、国家公務員共済組合の管理運営の民主化と國庫負担の大幅引上げ等に関する請願(第六六六号)

一、国家公務員賃金、一時金及び諸手当の引上げに関する請願(第六六七号)

一、旧軍人等に対する恩給の加算制に関する請願(第六六八号)

一、公務員の賃金大幅引上げ等に関する請願(第七六九号)

一、公務員の賃金等引上げに関する請願(第七七〇号)(第八〇八号)(第八〇九号)

一、公務員賃金の大幅引上げ等に関する請願(第七七一号)

請願者 長野市妻科一六八 林清一郎外二千五百十五名

紹介議員 本内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四〇号 昭和三十九年十二月三日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(四通)

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四一号 昭和三十九年十二月三日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(五通)

紹介議員 横浜市鶴見区東寺尾町一、一二九 大貫治作外四千二十五名

紹介議員 源田 寒君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四二号 昭和三十九年十二月三日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四九号 昭和三十九年十二月四日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四九号 昭和三十九年十二月四日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

紹介議員 野々市市野々市金沢町二、二六一長笠原家治外千八百三十五名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四五〇号 昭和三十九年十二月四日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

紹介議員 東京都新宿区市ヶ谷仲ノ町五七

仲ノ町住宅二三九 山田鉄二郎外 三百二十七名	旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 長野県中野市西町長野県軍恩連盟 支部内 吉木太郎外三千八百三十 八名	第五五六号 昭和三十九年十二月五日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 烟坂県米子市内町七五島取県軍恩連盟 米子連合支部内 西海賢治外 一千四百十名	第五五六三号 昭和三十九年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願(二十通) 請願者 山形県東根市大字泉郷甲二、一 六八 山形県軍人恩給連盟東郷支 部内 豊島正次外九百八十名
紹介議員 下村 定君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 埼玉県見玉郡上里村大字勅使河原 部内 荒井富次雄外四千七百十八 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第五四五号 昭和三十九年十二月五日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 千葉県茂原市早野一、〇二九 露 崎董外七百四十七名 紹介議員 木島 義夫君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第五五三七号 昭和三十九年十二月五日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 岩手県紫波郡矢巾村岩手軍恩給連 開矢山支部内 見波隆示外五千百 名 紹介議員 谷村 貞治君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 京都府相楽郡和束町大字白柄小字 西谷五五京都府軍恩連盟和束町支 部内 渡辺政市外三百六十一 紹介議員 植木 光教君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第五五四号 昭和三十九年十二月五日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 岩手県紫波郡矢巾村岩手軍恩給連 開矢山支部内 見波隆示外五千百 名 紹介議員 谷村 貞治君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第五五三八号 昭和三十九年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 岩手県紫波郡矢巾村岩手軍恩給連 開矢山支部内 見波隆示外五千百 名 紹介議員 和田 健一君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 和歌山市関戸高松三〇二 楠山英 太郎外四百六十九名 紹介議員 和田 健一君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第五五三九号 昭和三九年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 長野県飯山市大字飯山二、五五 長野県軍恩連盟飯山市連合支部内 西田 幸藏外四千八百九十五 名 紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第五五三九三号 昭和三十九年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 一 加藤勝美外四百三十九名 鹿児島県鹿屋市上高隈町一、八五 加藤勝美外四百三十九名 紹介議員 平井 太郎君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 埼玉県比企郡小川町大字上横田五 五八埼玉県軍恩連盟比企地区八和 田支部内 島田甚松外五百九十一 名 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第五五四一号 昭和三十九年十二月五日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 埼玉県比企郡小川町大字下古寺七 埼玉軍恩連盟比企地区大河支部内 松岡円治外九百三十七名 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第五五四一号 昭和三十九年十二月八日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 長野県伊那市西町沢五、五五〇長 野県軍恩連盟伊那市連合支部内 原一茂外千五百九十九名 紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 小沢久太郎君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 德島市蔵本元町三ノ三德島県軍恩 連合支部内 井原清吉 外三百九十二名 紹介議員 紅露 みつ君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第五五五号 昭和三十九年十二月五日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 千葉県香取郡栗原町岩部一、三三 一栗源町軍人恩給会内 堀越伊知 郎外五百八十一 名 紹介議員 小沢久太郎君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第五五五号 昭和三十九年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 新潟県高田市西城町 篠原誠一郎 外二千六百七十四名 紹介議員 佐藤 芳男君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 佐藤 芳男君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 新潟県高田市西城町 篠原誠一郎 外二千六百七十四名	第六一一号 昭和三十九年十二月八日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 新潟県高田市西城町 篠原誠一郎 外二千六百七十四名	第六一一号 昭和三十九年十二月八日受理 旧軍人等に対する恩給に関する請願 請願者 新潟県高田市西城町 篠原誠一郎 外二千六百七十四名

第六一二号 昭和三十九年十二月八日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(十三通)

請願者 埼玉県羽生市大字三田ヶ谷五七
資藤元外二千九百九十九名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六三六号 昭和三十九年十二月九日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町三日町一、
五四八長野県軍恩連籠箕輪町軍恩

紹介議員 木内 小川定吉外九百名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三一号 昭和三十九年十二月十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県埴科郡松代町東条二、四八
○ 桜井文夫外千二百三十七名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三二号 昭和三十九年十二月十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)

請願者 長野県埴科郡松代町東条二、四八
○ 桜井文夫外千二百三十七名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三三号 昭和三十九年十二月十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)

請願者 長野県埴科郡松代町東条二、四八
○ 桜井文夫外千二百三十七名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三四号 昭和三十九年十二月八日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県埴科郡松代町東条二、四八
○ 桜井文夫外千二百三十七名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三五号 昭和三十九年十二月八日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(十一通)

請願者 長野県埴科郡松代町東条二、四八
○ 桜井文夫外千二百三十七名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三六号 昭和三十九年十二月十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県埴科郡松代町東条二、四八
○ 桜井文夫外千二百三十七名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 栃木県那須郡西那須町石林七六
高久守外八百十二名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第四三九号 昭和三十九年十二月三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(四通)

請願者 榆木県鹿沼市草久一六三ノ二 佐
藤藤外二千六百二十六名

紹介議員 坪山 徳弥君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第六三四号 昭和三十九年十二月八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 高知市長浜南地四、八三三 坂本
栄重外四千七百二十名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三三号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 宮城県仙台市堤通り一三四宮城県
儀十郎外一万五千三百名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三五号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 福島県伊達郡川俣町羽田寺屋敷二
六作田善枝外一万六百四十八名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三六号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市新町三 西尾政展外
五千二百六十名

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三七号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 静岡県清水市原三一四 柴田勇作
外二千四十二名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 群馬県高崎市高闘町一〇〇 小笠
原米一外七万三千六百七十七名

紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三八号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 宮城県仙台市堤通り一三四宮城県
儀十郎外一万五千三百名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三九号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(四通)

請願者 五 松井喜登外千百六十七名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三五号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 五 千二百六十名

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三六号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市新町三 西尾政展外
五千二百六十名

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三七号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 静岡県清水市原三一四 柴田勇作
外二千四十二名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三八号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 福島県伊達郡保原町富沢稻荷内
佐藤了寿外五千三百六十六名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七五八号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 滋賀県大津市東浦一 滋賀県経済農業協同組合連合会会長 吉田義美

紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第九一八号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 滋賀県大津市東浦一 滋賀県経済農業協同組合連合会会長 吉田義美

紹介議員 外八百八名
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三三号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 群馬県高崎市高闘町一〇〇 小笠
原米一外七万三千六百七十七名

紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三四号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 宮城県仙台市堤通り一三四宮城県
儀十郎外一万五千三百名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三五号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 五 松井喜登外千百六十七名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三六号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 五 千二百六十名

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三七号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 五 千二百六十名

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三八号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 福島県伊達郡保原町富沢稻荷内
佐藤了寿外五千三百六十六名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第七三九号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 福島県西白河郡矢吹町中畑根宿二
五五 後藤勝外一万二百三名

紹介議員 理山
請願者 稲葉 文門君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七四〇号 昭和三十九年十二月十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 福島県西白河郡矢吹町中畑根宿二
五五 後藤勝外一万二百三名

紹介議員 理山
請願者 稲葉 文門君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

該當者として警察官を罷免された。その後四年間に追放、罷免は解除されたが、特高罷免の

者のうち、強度の制限を付されて復職した一部者の者を除くほかは、全部その復職を禁止された。当時の罷免あるいは追放された警察官はみな働きざかりの年令であり、五年ないし十年以上在職可能な者ばかりであった。退職に際しては金銭はもちろん何も支給されていない。自己の希望も家族の生活も完全に崩壊され、敗戦直後の混亂の中を清貧に堪えてきた。又多少とも指導的立場にあつたため、それにに対する反発作用でののしりと難言もまたはなはだしいものであつた。当時の状況として占領軍の息のかつた法令には、その事由のいかんを問わず、一言も黑白を論ずることは許されなかつた。勤務が特高であつたということ、又は警察署長が武徳会文所長を兼務していたといふだけでも罷免されたので、その不合理に対しても反論できなかつた。その後十有八年、何一つ顧慮されることもなく、各自粒々辛苦の果て、不安定ながらほそぼそと最低の生活を続けて現在に至つてい

第五一五号 昭和三十九年十二月五日受理
公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する
請願(八通)

請願者 徳島県三好郡池田町字新町一、四六五ノ二 佐伯美則外七千名

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。
紹介議員 鶴園哲夫君

第六一七号 昭和三十九年十二月五日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する
請願(三通)

請願者 柄木県宇都宮市清住町一ノ四ノ二号池田義明外七十六名

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。
紹介議員 稲葉誠一君

第六一一号 昭和三十九年十二月十日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する
請願(二十二通)

請願者 横浜市中区本牧大里町一五五・島

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。
紹介議員 北村暢君

第六九号 昭和三十九年十二月九日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する
請願(六通)

請願者 福岡市下桶屋町三 製糸丸勝美外

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。
紹介議員 鶴園哲夫君

第六九〇号 昭和三十九年十二月九日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する
請願(二通)

請願者 田恒之外二百七十五名

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。
紹介議員 鶴園哲夫君

第八三五号 昭和三十九年十二月十日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する
請願(十二通)

請願者 石川県河北郡七塚町字木津口三一

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。
紹介議員 鶴園哲夫君

第六六八号 昭和三十九年十二月九日受理

給与法案反対、一律七千円引上げ等に関する請願

請願者 群馬県渋川市藤の木二、六〇九

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。
紹介議員 田中一君

第六六九号 昭和三十九年十二月九日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する
請願(二通)

請願者 高橋忠男

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。
紹介議員 久保等君

第六七〇号 昭和三十九年十二月九日受理

公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する
請願(九通)

請願者 三重県桑名市播磨沢南金建労桑名

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。
紹介議員 鶴園哲夫君

第六七〇二号 昭和三十九年十二月九日受理

給与法案反対、一律七千円引上げ等に関する請願

請願者 支部内染谷義雄外十三名

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。
紹介議員 鶴園哲夫君

第六七〇三号 昭和三十九年十二月九日受理

給与法案反対、一律七千円引上げ等に関する請願

請願者 治外十五名

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。
紹介議員 北村暢君

第六七〇四号 昭和三十九年十二月九日受理

給与法案反対、一律七千円引上げ等に関する請願

請願者 小林光

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。
紹介議員 岸田幸雄君

第六七〇五号 昭和三十九年十二月九日受理

給与法案反対、一律七千円引上げ等に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通七ノ一〇ノ

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。
紹介議員 岸田幸雄君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

みを一層進める悪法には反対である。

第八一〇号 昭和三十九年十二月十日受理
公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する
請願(三通)

請願者 千葉県松戸市納屋川岸二、一二五・中島勉外二名

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。
紹介議員 田中一君

第五五九号 昭和三十九年十二月七日受理
給与法案反対、一律七千円引上げ等に関する請願
(三通)

請願者 千葉県松戸市納屋川岸二、一二五・中島勉外二名

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。
紹介議員 田中一君

第五三三号 昭和三十九年十二月五日受理
恩給(共済年金)の格差是正に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通七ノ一〇ノ

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。
紹介議員 岸田幸雄君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第七五九号 昭和三十九年十二月十日受理

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願

請願者 兵庫県加古郡稻美町加古一、○ノ一 沼田英雄外百三十九名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第八一二号 昭和三十九年十二月十日受理

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願

請願者 大阪市東淀川区木本川東之町五ノ六 島田林造外三百七十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六一六号 昭和三十九年十二月八日受理

天皇陛下の靖国神社御親拝に関する請願

請願者 東京都豊島区目白町四ノ四一 德川義親

紹介議員 郡祐一君

八月十五日、天皇陛下に靖国神社に御親拝を願いたいとの請願

理由

一死もつて國に報じたる英靈をまつる靖国神社の祭祀は、國家國民の最高の義務である。その儀式は、わが日本國の國礼式であつて、單なる信教儀式ではない。

天皇陛下が御親拝されれば、天皇陛下万歳を叫んで戦死した兵隊も満足するであろうし、儀式を莊嚴にすことができる。祖国今日の平和と繁榮は、實に靖国英靈のたまものである。

靖国英靈の遺志を繼承し、その神徳の庇護のもとに、万世の太平実現への決意と覺悟とを新たにする心をおこさねばならない。(上奏文書写し添付)

第六三九号 昭和三十九年十二月九日受理

公務員の賃金大幅引上げ等に関する請願

請願者 静岡県浜北市中条三二九ノ一 高野馨外九十一名

公務員の賃金を大幅に引き上げ、年末手当を増額せられたいとの請願

人事院 理由

人事院は今年、國家公務員に対し平均七・九パーセントの給与引上げ勧告をしたが、その内容は、公務員の大額賃上げの強い要望を入れず、職階賃給をいつそう強化したものであり、その生活を保障していない低賃金である。しかも、政府は人事院勧告を九月から実施するということで、人件費、庶費の削減を行ない、人員整理をも企図しようとしており、「安い経費と低い賃金」という合理化政策が進められている。諸物価等の相次ぐ値上げの中で、公務員の生活は苦しさを増している。

第六五一号 昭和三十九年十二月九日受理

元南滿州鉄道株式会社職員等の恩給、共済問題に関する請願(四通)

請願者 東京都北区赤羽町五ノ一、六一〇 林宗元外三名

紹介議員 平島敏夫君

元南滿州鉄道株式会社職員であつた國家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措置については、第四十三国会において、関係法律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見たのであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解決のため著しい不均衡が残存し、多數の不満を招来しているから、早期にこれが改正を実現されたいとの請願。

第六七二号 昭和三十九年十二月九日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(四通)

請願者 東京都世田谷区若林二三三 池部幸雄外三名

紹介議員 安井謙君

この請願の趣旨は、第六五一号と同じである。

第六六〇号 昭和三十九年十二月九日受理

公務員の賃金大幅引上げ等に関する請願

四、共済組合法の長期給付に關し、非更新組合員にも在職年の通算措置を講ずること。

満鉄在職期間を恩給又は其済年限に通算するに當り、日一満一日ケースと、日一満ケースについては在職年をそのまま通算し、満一日ケースにつ

いては恩給共済最短年限をこえる年数は通算しなければならない。また、朝鮮樺太等に勤務した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにかかわらず、満鉄職員については終戦時までは在職年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の通算を認めないのは不均衡な処置である。更に今

回の満鉄職員期間の通算措置は、國家公務員、地方公務員については現行其済組合法の施行日以前の退職者にも適用されるが、三公社職員については現行公共企業体職員等其済組合法の施行日以前の退職者で恩給公務員でなかつた者には通算の適用がないのは不合理である。なおこの問題については、本年六月二十日参議院内閣委員会において各党共同提案にかかる次のとおりの附帯決議が付せられている。

「……外國政府及び外國特殊法人職員の恩給最短年限を超える在職年並びに抑留期間及び留用期間の通算等さらに検討すべき問題が残されてゐる。……政府はこれらの問題について速かに検討の上善處するよう要望する。右決議する。」(本要望の該當者概数表添付)

一、本飛行場用地は、防衛施設庁において年次計画により買収が実施されつつあるが、毎年度買収単価の算定方式改定について基本的な解決が得られないまま現在に及んでいる。

二、基地内民有地の買収請求については、土地等賃貸契約書第二十一条及び土地収用法第七十二条に明記されている。

三、地元民は不正当な要求をしているのではなく、時価相当額の適正な価格で引き取られるよう頼つてゐる。

四、当席田地区は悪条件下にありながら、本年十一月の調査によれば、土地売買価格は坪当たり平均一万三千三百円で、取り引きされている。

(完買実例資料、板付基地周辺図添付)

米空軍板付飛行場内の用地買収に関する請願

請願者 福岡市大字下白井二一三 常岡吉次外二名

紹介議員 刑木亨弘君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第七三九号 昭和三十九年十二月十日受理

米空軍板付飛行場内の用地買収に関する請願

請願者 福岡市大字東平尾六八五ノ一板付

基地対策協議会内

八尋敷外二名

第六六〇号 昭和三十九年十二月九日受理

米空軍板付飛行場内の用地買収に関する請願

紹介議員 森部隆輔君

郎外二名

紹介議員 龜井 光君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第八二九号 昭和三十九年十二月十日受理
米空軍板付飛行場内の用地買収に関する請願

請願者 福岡市大字下月隈一、四九六 藤

紹介議員 野田 優作君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第六六一號 昭和三九年十二月九日受理
公務員労働者の賃金一律七千円引上げ等に関する請願

請願者 長野県更級郡上山田町 鹿田善吉
外千八百九十六名

紹介議員 林虎 雄君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第六六二號 昭和三九年十二月九日受理
公務員労働者の賃金一律七千円引上げ等に関する請願

請願者 富山県新湊市口 杉原一雄外三 千二百八十六名

紹介議員 豊瀬 権一君
この請願の趣旨は、第六六二號と同じである。

第六六三號 昭和三九年十二月九日受理
公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に関する請願

請願者 富山県新湊市口 杉原一雄外三 千二百八十六名

紹介議員 豊瀬 権一君
この請願の趣旨は、第六六二號と同じである。

第六六四號 昭和三九年十二月九日受理
公務員労働者の生活改善のための統一要求解決等に関する請願

請願者 徳島県小松島市日開野町破閑道 青木弘文外六十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六六五號 昭和三九年十二月九日受理
公務員労働者の生活改善のための統一要求解決等に関する請願

請願者 德島県板野郡大林町川崎 豊田安 一外五百十六名

紹介議員 北村 哲夫君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六六六號 昭和三九年十二月九日受理
公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に関する請願

請願者 札幌市南二三条西九丁目 山崎昇
外千二百二名

紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

次の事項の実現を図られたいとの請願。

一、公務員労働者の賃金一律七千円引上げる要

求に対する政府の義務不履行をただされたい。

二、地方自治体に対する財源保障等を通じて、公

務員労働者の基本要求の実現を図られたい。

第六六六号 昭和三十九年十二月九日受理
国家公務員共済組合の管理運営の民主化と国庫負担の大額引上げ等に関する請願

請願者 東京都新宿区新小川町一ノ一四 上野功外十二名

紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第二八一號と同じである。

第六六七號 昭和三九年十二月九日受理
公務員賃金、一時金及び諸手当の引上げに関する請願

請願者 札幌市北十条西八丁目 上野正 弘外五十五名

紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第六六八號 昭和三九年十二月九日受理
國家公務員賃金、一時金諸手当の引上げに関する請願(四通)

請願者 兵庫県出石郡但東町東里九八 下 中繁夫

紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第六六九號 昭和三九年十二月十日受理
公務員の賃金等引上げに因する請願

請願者 名古屋市西区香春町四ノ四 立松 良一外二百十五名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第七七〇號 昭和三九年十二月十日受理
公務員の賃金等引上げに因する請願

請願者 上野功外三百三名

紹介議員 豊瀬 権一君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第七七一號 昭和三九年十二月十日受理
公務員の賃金等引上げに因する請願

請願者 立松 良一外二百十五名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第七七二號 昭和三九年十二月十日受理
公務員の賃金等引上げに因する請願

請願者 立松 良一外二百十五名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第七七三號 昭和三九年十二月十日受理
公務員の賃金等引上げに因する請願

請願者 立松 良一外二百十五名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第七七四號 昭和三九年十二月十日受理
公務員の賃金等引上げに因する請願

請願者 立松 良一外二百十五名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第七七五號 昭和三九年十二月十日受理
公務員の賃金等引上げに因する請願

請願者 立松 良一外二百十五名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第七七六號 昭和三九年十二月十日受理
公務員の賃金等引上げに因する請願

請願者 立松 良一外二百十五名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第七七七號 昭和三九年十二月十日受理
公務員の賃金等引上げに因する請願

請願者 立松 良一外二百十五名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

公務員の賃金等引上げに関する請願

請願者 神奈川県川崎市久地一三一 石川

七右エ門外二百二十八名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第七七一号 昭和三十九年十二月十日受理
公務員賃金の大幅引上げ等に関する請願

請願者 横浜市中区問門町一ノ五小田方

佐野芳子外五十四名

紹介議員 岩間 正男君

公務員の生活と権利を守るため、参議院において次の事項について決議され、効果的な措置を探られるよう要請するとの請願。

- 一、公務員の賃金を大幅に引き上げること。
- 二、臨時行政調査会答申の実施をやめ首切り、配転、労働強化と公務員法の改悪を取りやめ、公務員の労働基本権を確立すること。
- 三、退職一時金の凍結をやめ、永久遅延制とすること。

理由

公務員は今春以来賃金の大幅引上げを要求してきたが、人事院は物価値上がりにも引き合わない低い勧告を行ない、加えて政府は、この勧告すらも実施時期を猶期ろうとしている。更にわざかばかりの退職一時金は公的年金の通算制度によつて、男子は本年十月限りで大幅に凍結されてしまい、女子の場合も昭和四十一年十月で凍結されることになつてている。又、さきに出された臨時行政調査会の答申によつて、職場に大量の人員削減と配置転換をひき起こし、労働強化をおしつけてくる実情である。

昭和四十年一月四日印刷

昭和四十年一月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局